

曹法大

第 7 号

創立三十周年記念特集

以和為貴



九十五

谷村唯一郎



和を以て貴ぶと為す

240×270

谷村唯一郎先生書





大 山 菊 治

二代 昭和34年～昭和35年



岡 弁 良

初代 昭和28年～昭和33年



柴 田 武

三代 昭和36年～昭和37年



竜 前 茂三郎

四代 昭和38年



富 田 喜 作

六代 昭和40年～昭和41年



山 本 政 喜

五代 昭和39年



今井忠男

八代 昭和43年



近藤航一郎

七代 昭和42年



石田寅雄

九代 昭和44年～昭和45年



大 塚 喜一郎

十代 昭和46年



松 井 宣

十二代 昭和48年～昭和49年



山 本 清二郎

十一代 昭和47年



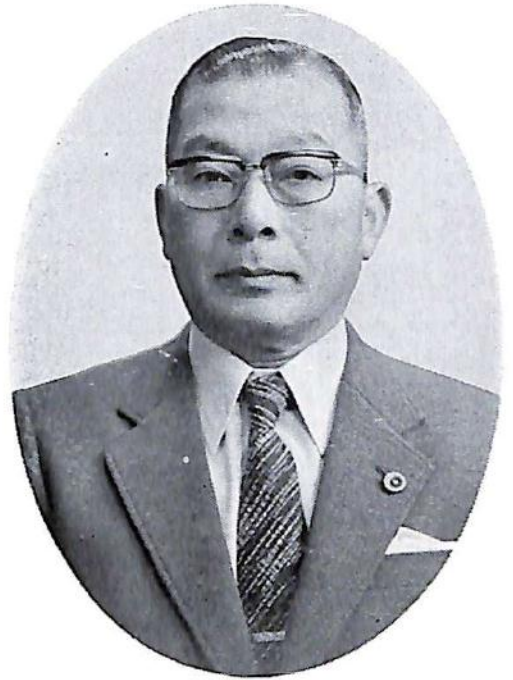
小 池 金 市
十四代 昭和51年



後 藤 英 三
十三代 昭和50年



入 江 正 男
十五代 昭和52年



倉田雅充
十六代 昭和53年



木戸口久治
十八代 昭和55年



大西保
十七代 昭和54年



式典スナップ





卷 頭 言

中央大学法曹会幹事長

瀧 澤 國 雄

昭和二十六年六月、中央大学出身の在京の裁判官、検察官、弁護士を結集して呱呱の声をあげた、中央大学法曹会は、茲に創立三十周年を迎えることになった。

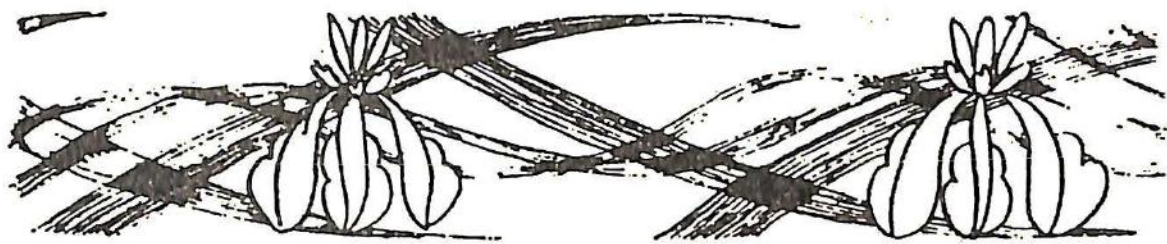
創立以来今日まで、歴代役員並びに会員各位の格別の御支援と御協力により、現在会員総数二千数百名を数え、多数会員が裁判所、検察庁、弁護士会等において枢要な地位について活躍しているほか、母校中央大学の役員、評議員をはじめ学員会役員に就任し、母校の興隆発展のため努力していることは、誠に御同慶の至りである。

孔子のいう「三十而立」の通り、三十年という歳月は、個人にとっても亦団体にとっても一つの大きな節目といふべく、その機会に過去を省み将来を展望することは誠に意義のあることである。

本会はかねてより創立三十周年記念行事を計画し、去る十月十二日、記念式典、祝賀会、講演会を開催し、更にこのたび機関誌「中大法曹」の記念特集号を発刊するに当り、とくに本会三十年の歩みを回顧し、今後の発展に寄与することに重点をおいた。

私共の母校中央大学は、昭和六十年をもって創立百周年を迎えることになり、本会も会員一同協力の上母校の興隆発展のため大いに努力することを誓うものである。

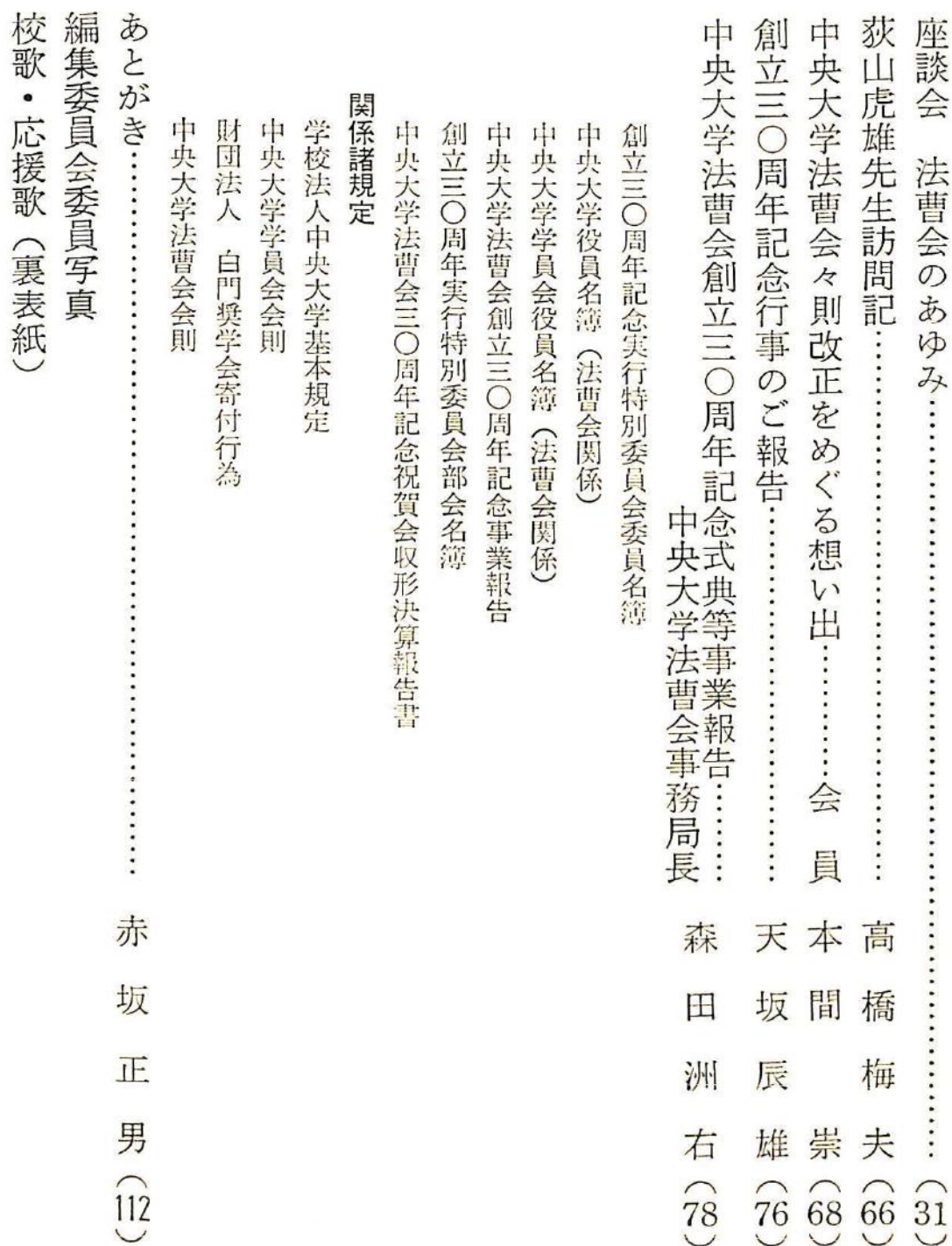
終りに当り、本会創立三十周年記念各種行事遂行のため、格別の御協力をいただいた実行委員会委員並に会員各位に深甚なる謝意を表するものである。



「中大法曹」第七号目次

表紙題字 谷 村 唯一郎
 表紙写真 旧中大お茶ノ水講堂
 歴代幹事長写真 式典風景写真

卷頭	式	挨	祝	祝	祝	祝	祝	祝	祝	祝	挨	講演
言	辞	拶	辞	辞	辞	辞	辞	辞	辞	辞	拶	中央大学の発展と法曹会の役割
中央大学法曹会幹事長	中央大学法曹会幹事長	創立三〇周年記念式典実行特別委員会	中央大学理事長	中央大学理	同 学 長	国会白門会支部長	南甲俱樂部支部長	学員体育会支部長	中央大学学研連委員長	創立三〇周年記念式典実行特別委員会	中央大学講師・会員	
瀧澤 國雄 (1)	瀧澤 國雄 (4)	堂 野 達也 (7)	渋谷 健一 (10)	谷 村 唯一郎 (12)	戸 田 修三 (14)	藤 田 義光 (16)	水 島 広雄 (17)	野 村 権之亮 (18)	齋 藤 兼也 (20)	岡 垣 学 (21)	木 川 統一郎 (23)	





式 辞

中央大学法曹会幹事長 瀧澤 國雄

本日茲に中央大学法曹会創立三十周年記念式典を挙行するに当り多数の御来賓の出席を賜りましたことは誠に光栄の至りに存じます。御出席の御来賓並びに会員の皆様にご心から御礼申し上げます。

中央大学法曹会は昭和二十六年中央大学出身の裁判官、検察官、弁護士を結集して創立され「会員の親睦をはかり中央大学の興隆と司法の発展に寄与すること」を目的として今日迄運営されて参りました。

又昭和二十八年には中央大学学会の職域支部第一号として承認を受け、他の学会支部と協力して母校の興隆発展のため努力を続けて参りました。

顧みますと創立当初より初代幹事長並びに学会支部長として格別の御尽力を賜りました岡弁良先生をはじめ歴代幹事長その他の役員並びに会員の皆様の絶大な御支援と御協力により現在裁判官、検察官、弁護士、公証人総数二千二百余名を擁する法曹会になりました。本日この機会に私共は先輩会員各位の御努力と御功績に深甚な敬意と感謝を申し上げますと共に不幸にして物故された会員の御冥福を心からお祈りする次第であります。

本会は申上げる迄もなく今日迄各界各方面に幾多の優秀な人材を送り出しております。

在朝法曹では最高裁判所判事、高等検察庁検事長をはじめ多数の会員が裁判所、検察庁等に於て重要な地位についております。弁護士会にあっては日本弁護士連合会会長をはじめ全国各地の弁護士会の要職に多くの中央大学出身の法曹が就任しております。又学校法人中央大学の理事、監事、評議員をはじめ学会役員にも多くの会員が選任され大学経営の衝に当り母校の発展の為に努力されております。

中央大学は先般東洋一といわれる近代的な設備をそなえた立派な校舎を多摩丘陵の広大な校地に完成し学生が日夜勉学に励んでいることは誠に慶賀の至りであります。

本会がかねてより中央大学の興隆発展を期待するところから、大学問題に多大の関心を有し、昭和四十四年大学問題特別委員会を設置し、大学が当面する問題特に基本規定改正問題について意見を具申しておりますが、更に大学における法学教育の充実とくに司法試験問題について重大な関心をもっております。本会は数年来の司法試験合格者の減少傾向を憂え、法職コース協力委員会を設け、三十名に及ぶ新進気鋭の指導員を派遣する等尽力しておりますが、合格者数が逐年減少の一途を辿っていることはまことに憂慮に堪えません。

最近大学当局に於て法職特別教育の充実に積極的な方策を計画中と承っておりますが、まことに時宜を得たものというべく、大学当局と法曹会の緊密な協力により「法科の中央大学」の輝かしい伝統を守りたいものと念願しております。

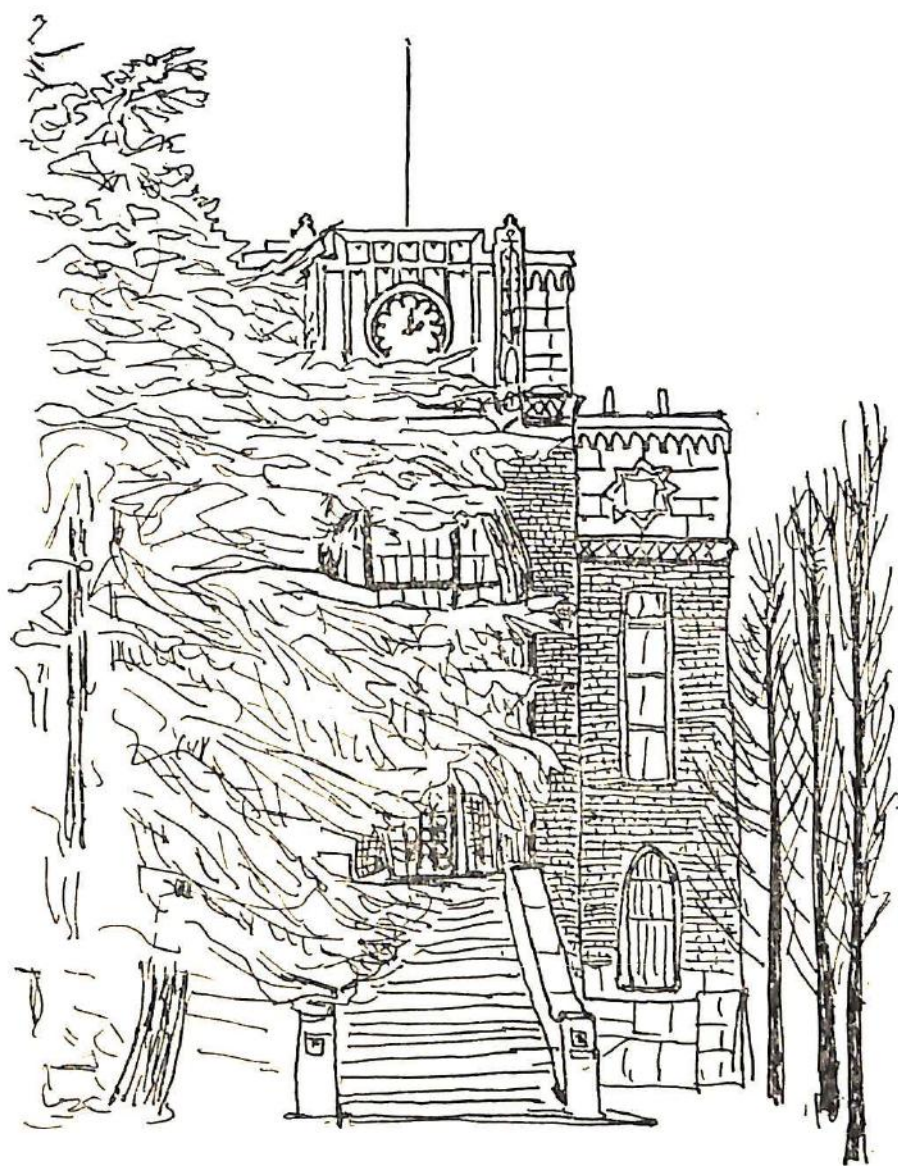
今日司法の果たすべき使命は極めて重く、私共法曹に対する国民の期待は大きいものがあります。

全国法曹人口の三分の一を数える我が中央大学出身の法曹の責任も亦重大であろうかと存じます。

本日の記念式典に当り法曹会三十年の歩みを回顧し将来の発展を期することは極めて意義のあることと存じます。来る昭和六十年はいよいよ私共の母校中央大学が創立百周年を迎えることになります。中央大学の益々の興隆発展

を祈念いたしますと共に、中央大学法曹会に対し今後共一層の御支援御協力を賜りますようお願いいたします。式辞といたします。

昭和五十六年十月十二日





ご挨拶

創立三〇周年記念式典実行特別委員会委員長 堂 野 達 也

本日は、皆様多数ご来席いただきまして誠に有難うございます。簡単にわが中大法曹会の出発の経路を申し上げてご挨拶に代えたいと思います。

戦後、中央大学におきましてはいわゆる卒業生の同窓会なるものはなかったのでございますが、昭和二十四年に学校当局が高窪喜八郎先生に委嘱して、早急に学会の組織を進めたのでございました。ちょうど、その頃からわが法曹会におきまして、この現在の法曹会らしきものを作ろうじゃないかという議が起ったのでございます。それまでは中央大学には法曹関係といたしましては、在朝の南甲法窓会、在野といたしましては戦前から民訴法研究会というものがございましたが、一括したところの法曹会はなかったのでございます。

昭和二十六年創立と申しますけれども、必ずしもこの説は当たっていないのじゃないかと思われる節もございます。それはしばらく置きまして、本日ここに三十周年記念行事を行うことは誠に意義深いことであります。

本日、列席の谷村先生あるいは東弁の岡弁良先生、一弁の大山菊治先生、二弁の柴田武先生―後の三人の方はお亡くなりになりましたけれども―この人達が提唱いたしましたして、この法曹会を計画したのでございます。

当時の記録によりますと、弁護士が六〇五名、在朝判検事が約七〇名ということで最初の会合が成ったそうでございます。

法曹会の目的はご承知の通り、大学の発展に寄与し親睦を図るというのが目的でございました。その後、中央大学におきましても学員会が設立されまして、学員会は当初地方の支部をもって支部としていたのでございますが、昭和二十八年から職域支部も設けたいということで、わが法曹会が第一号の職域支部になったのでございます。そういう経過で法曹会は学員会の中心といたしまして、その後、活躍を続けてまいりました。

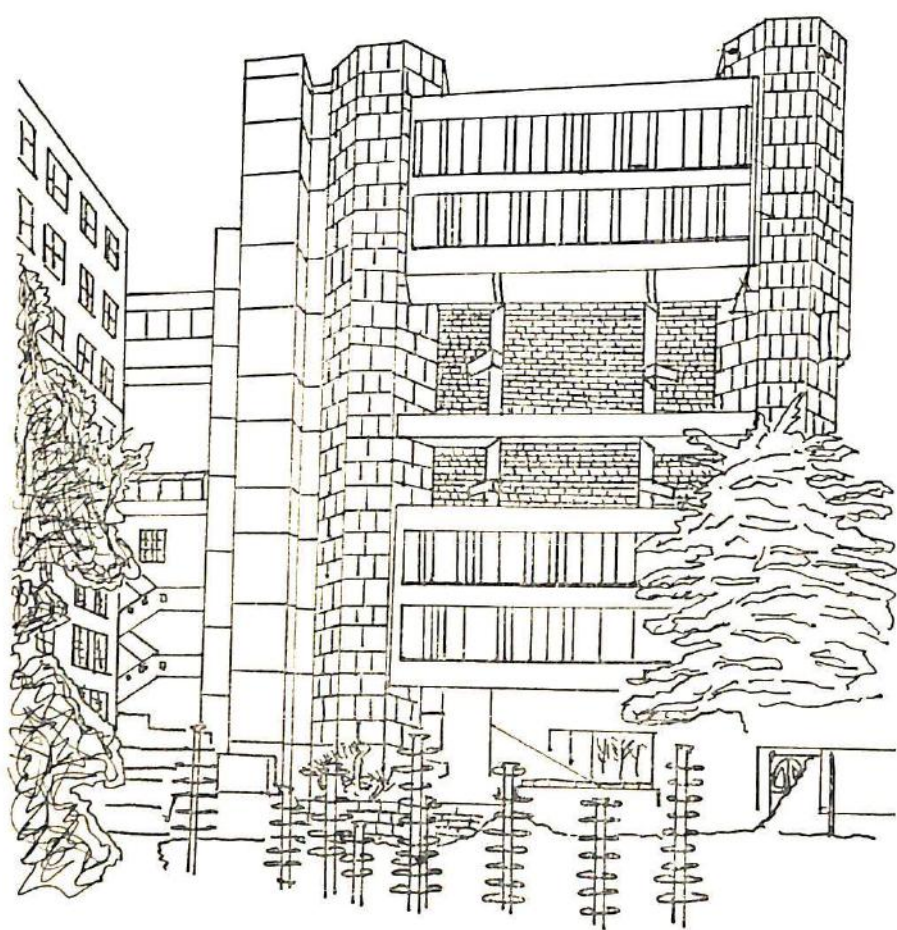
ご承知のように大学の事ある毎に、法曹会は多くの力を注いでまいりました。中央大学の学員会活動の中心となっておりますが、学校における例えば、七十周年、九十周年等の問題におきましても中心的な寄与をしておるのでございます。更に最近におきましては、中央大学奨学会の設立、これに対する財政的援助におきまして、この法曹会が大きな貢献をして来ているところでございます。

先程、木川先生から大学の興隆をどうするかという問題について、わが法曹会に対しまして多くの課題が求められたようでございます。わが法曹会といたしましては、もとよりそれを当然の任務として今日まで努力してまいりましたし、今後も尽力するものであります。

又、法曹会会員は、一方におきましては最高裁判所に数人の方が出られております。又、裁判所、検察庁方面におきましても多数の方が活躍され、弁護士会におきましては在野の中心は、口幅ったく申し上げますればわが法曹会員であるというも過言でないような現状でございます。

こういう意味におきまして、わが法曹会の任務というものはいいよ大きく重いのでございます。わが中央大学法曹会の会員は母校の興隆に寄与すると同時に、わが日本の司法制度の発展のためにも大きく貢献していかなく

ばなりません。こういう意味において今後のご活動を強くご要望申し上げまして、簡単でございますがご挨拶いたします。





祝 辞

中央大学理事長 渋谷 健一

この度中央大学法曹会におかれましては、創立三十周年を迎えられ心からお祝い申し上げます。本日記念式典に大学関係者多数お招きいただきご挨拶を申しあげる機会を賜りまして誠に有り難うございます。中央大学法曹会の会員各位におかれましては、基本的人権の擁護と社会正義の実現のため日夜ご活躍されておりますことに対し、深く敬意を表する次第でございます。また、ご多忙のなかを本学後進の育成のためご尽力賜っておりますことに対し、ましても、厚くお礼を申し上げます。

中央大学法曹会ご創立以来今日まで三十年にわたり、我が国法曹の中枢において多くの優秀な学員のご活躍により、法曹会のみならずわが中央大学がますます社会的評価を高めつつありますことは誠にご同慶に存じます。この機会に、平素本学のために格段のご支援を賜っております学員会会長谷村先生をはじめ法曹会役員及び会員諸先生に対し、深く感謝申し上げます。

中央大学法曹会が発足されました昭和二十六年は、本学にとりましても、新たに文学部が設置せられ、従来の法・経・商・理工の四学部に加え五学部を擁する総合大学としてスタートした意義ある年でございます。爾来、法曹

会のご発展と軌を一にし、本学も亦、飛躍的發展を遂げ、昭和五十三年本学多年の宿願でありました多摩校舎への移転を完了いたしました。理工学部におきましても、科学の進歩と技術革新に即応して施設の拡充を昨五十五年完成し、ここに他大学に先きがけ近代的教育・研究にふさわしい教学施設の充實を成し終えたのでございます。教学施設の充實に伴いまして、本学は従来の施設（二八、三〇〇坪）に比べまして二倍を遙かに越える施設（六七、〇〇〇坪）に拡充されたことになります。

また、本学創立百周年を四年後にひかえ設けられました創立百周年記念事業並びに長期振興事業企画委員会におきましては、学員・教職員の皆様から寄せられた（一）学生用施設・設備の拡充、（二）国際交流の強化、（三）学員との交流の強化の三項目を柱とするご意見・ご提案を基礎といたしまして、基本方針を策定すべく検討中でございます。そのうち百周年記念事業につきましては、五月十九日にとりあえず記念行事及び記念出版について委員長名で理事長宛第一次答申を行なったのでございます。その後、この答申の決定に伴いまして実施のための各種の委員会並びに百周年記念事務局を設置し、実施案の検討を急いでいる次第でございます。

去る十月二日法務省から発表されたところによりますと、本年度の司法試験筆記試験の合格者は本学関係六十六名（東大百十三名、早大五十八名）と二位に甘んじたのでございますが、最近の凋落傾向に歯止めをかけ、本学の輝かしい伝統を守るため、今後とも一層の努力を傾注する所存でございます。

以上、大学の近況につき簡単にご報告申しあげました。

最後に、中央大学法曹会のみまますのご発展と会員諸先生のご活躍を心からお祈り申し上げますとともに、母校の発展のため今後とも一層のご支援を賜りますようお願い申しあげまして、お祝いの言葉とさせて頂きます。



祝 辞

中央大学学会々長 谷 村 唯 一 郎

本日は中央大学法曹会の創立三十周年記念式典に御招きを頂き皆様と喜びを共にいたしますことは甚だ光栄であります。

中央大学法曹会が結成創立されましたのは唯今堂野委員長の御挨拶にもありましたように昭和二六年でありまして、東京弁護士会館の講堂で創立総会が行われたと記憶しております。爾来三十年を経過いたしその間学会支部として母校の興隆発展に尽力され今日の隆盛を見るに至りましたことは御同慶に堪えないところでありまして、創立総会に出席いたしました私としましては一層の喜びを感じる次第であります。

法曹会の会員総数は約二千名に達しておるとの事ですが、中大出身法曹の数は裁判官が約三五〇名、検察官が約三〇〇名、弁護士が約三、五〇〇名でわが国法曹人口の三分の一を占めており「法律は中央」という世評を現実に示しております。

また法曹会からは多くの人材を出しております。裁判官関係では最高裁判所判事五名、地方裁判所・家庭裁判所所長十数名、検察庁関係では検事長五名、検事正四四名、弁護士会関係では日本弁護士連合会々長六名、東京を初

め地方弁護士会々長が数十名に上っております様に多くの人材が輩出しております。また国務大臣も出ております。現在においても裁判、検察、弁護士の職域におきまして優秀な多数の会員が中大精神を発揮して活躍しております。また法曹会は学研連と協力して後進の育成に力をいたされ年々多数の司法試験合格者を出しこれら新進の会員を迎えて益々盛大に発展されておりますことは御同慶に堪えないところであります。

一面法曹会支部は、学会会の中核として学会会の運営と母校の発展興隆に尽力され会員から大学の理事長並びに理事、監事、評議員会議長、同副議長等重要な人材を送り大学業務の推進に協力され、現在進行中の百周年記念事業企画委員会に多くの委員を送り企画の実現に努力されております。この企画が実現すれば、母校中央大学は設備内容の充実した模範的な大学が完成されることになります。

私は中央大学法曹会が益々発展せられて母校の興隆に寄与されますと共に、わが国司法の改善向上と人権の擁護、社会正義の実現のために活躍されますことを祈念いたし簡単ながら祝辞といたします。

終りに学员各位の御健康と御多幸を祈ります。



祝 辞

中央大学学長 戸 田 修 三

本日、中央大学法曹会の創立三〇周年の記念すべき式典が挙行されるに当り、教学を代表して祝辞を述べる機会が与えられましたことは、私にとってこの上ない光栄なことと存じます。

学会に数ある支部がある中で、法曹会が、その規模においても、母校に対する貢献度においても、将又、社会的な評価においても、屈指の支部であることは、等しく人口に膾炙されているところでありますが、本年を以て創立三〇年の記念すべき年を迎えられたことの意義の大きさは、まことにその足跡の輝かしさにあることを信じて疑いません。これも偏えに、歴代幹事長先生をはじめ、会員各位の絶えざるご努力の賜でありまして、ご同慶の至りに存じます。

法曹の実務に携わる本学出身者は、わが国法曹人口の三分の一を占めているといわれていますが、そのお一人お一人が、人権の擁護と社会正義の実現のために日夜努力しておられます。わが法曹会に属しておられる会員が果してこられた三〇年にわたる業績は、いまだ言辭を弄するまでもなく、いわば「裁判所に顕著な事実」であって、特に立証を要しません。その上、本学の法学部を、数あるわが国大学の中にあつて、一際高い地位に定着させたの

も、法曹会の成果の一つに数えることができると思います。

このように、法曹会の三〇年の歴史は、決して古きが故に貴いのではなく、その年輪に刻み込まれた数々の実績により、いぶし銀のような光彩を放つところに、その価値を見出すことができると信じます。

「質実剛健」を校是とし、実学の伝統を守る校風が、法曹の世界にも反映し、本学を巣立った法曹人は、在野法曹がその数においても多数を占めておりますが、新しい時代の流れと国際化の風潮に即応し、よき古き伝統を堅持しつつも、多様化された新しい法曹人の活躍が注目されるようになりました。

この新しい時代を反映し、法学教育の在り方についても、再検討の必要性が痛感されております。と同時に、司法試験における最近の状況は、本学として頗る憂慮すべき問題を投げかけております。特に、本年度における筆記試験の結果に鑑みれば、深刻な反省の上に立ち、入学試験制度を含む抜本的な改革の必要に迫られています。法学部においても、新しい視点からこの問題に対する対策を検討した結果、新機軸を早急に実施すべく準備している旨の報告を法学部長から受けました。この際、法曹会の諸先生からのご忠言を率直に受けとめ、積極的なご指導を期待しつつ、この難局を切り抜けねばならぬと考えております。

本学一〇〇年の輝かしい歴史のなかで、確固不動の地歩を固めてきました「中央大学法曹人」の名を不滅のものとするためにも、この伝統の灯を受け継ぐべき新しい人材を、法曹界に輩出する必要があります。それが、同時に、中央大学の名声を世に高めるゆえんのものでもあります。

最後に、中央大学法曹会創立三〇周年の記念すべき年を迎え、教学を代表して心からお祝い申し上げますとともに、会の益々のご発展と会員各位のご健勝をお祈りして、祝辞といたします。

祝 辞

国会白門会支部長 藤 田 義 光

ご紹介をいただきました国会白門会の事務局長をいたしております広瀬秀吉でございます。

本日は、わが中央大学の一枚看板といってもいい法曹会の三十周年を盛大にお祝い出来ますことを、皆さんと共に心からお慶び申し上げる次第でございます。

大体、中央大学といえば、すぐ法学というようになるわけでありまして、在朝在野の法曹の大体三分の一は中央大学だという、そういう状況で皆さんがこの三十年間日本の法学の発展のために、あるいは社会正義の実現のために大変なご努力をされてまいりましたことに対し心から敬意を表する次第であります。しかも、一方においては母校中央大学の経営の問題にも協力をされる、あるいは又後輩の司法試験をめざす人達に対する、学生達に対する暖かいご指導もなされる。そういう数多くのご功績、本当に有難うございます。

国会の方も東大が圧倒的にこれは多いわけですが、私学では早稲田の次がわが中央大学でございます、国会議員も五十五名に増えました。更に又、国会の職員は大体職員全体のうち四割はわが中央大学、こういうことでございますので、立法府においても法曹界における皆さんの地位に負けないようにこれからも大いに頑張ろうと、

こういうことでございます。

きょうは藤田支部長が地元で媒酌人の大役を仰せ付かつてどうしても来れないというので、お前いつて来いということで不肖事務局長の広瀬秀吉がご挨拶に参上した次第でございます。

皆さんの法曹会が更に素晴らしい発展を遂げますように心から祈念いたします。皆様のご健康を最後にお祈りを申し上げて、お祝いのご挨拶とさせていただきます。

祝 辞

南甲倶楽部支部長 水 島 広 雄

法曹会の三十周年記念、誠におめでとうございました。

中央大学学員会支部における法曹会というものは、中央大学学員会のシンボルであります。象徴であります。この法曹会が栄えることが中央大学の学員会に光彩を放つものであります。

そういう意味で、今後、法曹会の益々のご隆盛を祈念いたしまして、簡単ではありますが祝辞といたします。有難うございました。

祝 辞

学員体育会支部長 野 村 権之亮

ただいまご紹介にあずかりました学員体育会の野村でございます。本日は、中央大学法曹会三十周年記念にお招きをいただきまして誠に有難うございました。

中央大学はご承知のようにイギリス法律学校として発足して以来、一世紀をなんとなんとしております。又、法曹会が創立されて三十年を迎えております。この間に本学には優秀なる法曹人が多数輩出せられまして、今やわが国の法曹界の確固たる地位を固められております。

しかし、先程の色々のお話がありましたように本年の司法試験では、東大に大分水をあげられました。誠に残念でございます。どうか法曹会の皆様のご指導によって、昔のような東大を抜いたトップに立つ地位を一日も早く来るようにお願いしておきたいと思います。

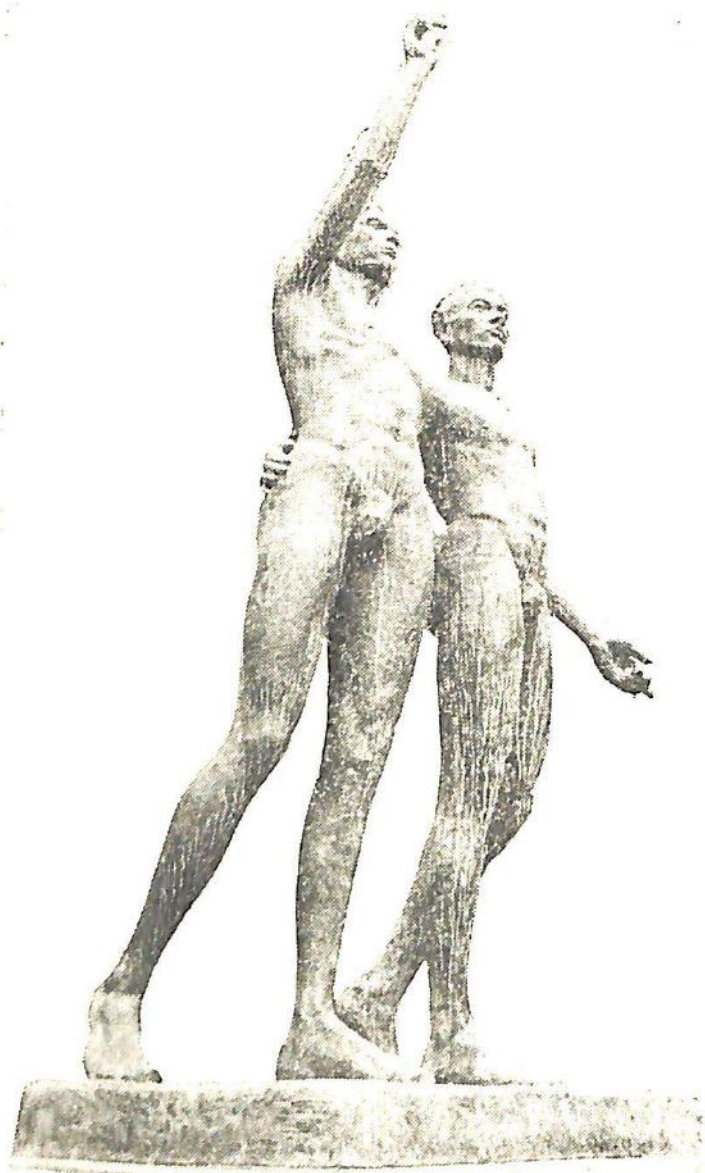
中央大学も昭和六十年には百周年を迎えます。学員会の大きな二つの柱として、南甲倶楽部と法曹会、この大きな二つの柱が中央大学の発展に大いに寄与をしていただくものと期待をしております。

体育会も学校当局のご理解によりまして、多摩の校地に日本一の体育施設が完成いたしました。

昔から文武両道ということがございますが、武に偏してもいけない、文に偏してもいけないと思います。この二つは両輪の輪の如く、相携えて進むべきではないかと思ひます。

どうか文の方においては法曹会のご尽力により、体育会におきましては母校中央大学の体育の振興に身命を賭して頑張りたいと思ひます。

終りに、法曹会の会員の皆様の益々のご発展を祈念いたしまして、はなはだ簡単ではございますが、お祝いの言葉といたします。



祝 辞

中央大学学研連委員長 齋 藤 兼 也

学研連委員長の齋藤兼也でございます。本日、われわれの畏友会ともいべき中央大学法曹会創立三十周年記念の祝賀会にお招きいただきました。誠におめでとうございます。きょうのこの盛大な会合までにこぎつけられた滝沢幹事長以下の執行部、それから実行委員会の諸先生に、そのご努力に対して敬意と又ねぎらいの言葉を申し上げます。と思います。

われわれの学研連は昭和二十四年に結成されましたので、法曹会よりは二年間歴史が長うございます。三十二年の歴史を持っております。ところが、今日の学研連は先程の木川先生のご講演にもありましたように、衰退の一端をたどっているという評価で、誠に遺憾に堪えない今日の状況でございます。

本日、学研連委員長としてこの席にお招きいただきましたことは、学研連の名誉と心得ますと同時に、学研連よしっかりしろというお励ましの言葉をいただいているものと痛感いたしました。中央大学法曹会の絶大なご協力を得ながら学研連の今後の問題の処理に邁進してまいりたいと考えております。

この席をかりて諸先生のご協力をお願い申し上げます。祝辞に代えさせていただきます。



開会のご挨拶

創立三〇周年記念式典
実行特別委員会講演会部長

岡垣学

このたびの記念行事に際して、講演会部長を仰せつかりました岡垣学でございます。講演会を始めるにあたり、一言ご挨拶を申しあげます。

本日は、この講演会のために、それぞれ公私ともにご多忙なところを、多数のご来賓並びに会員の各位にご出席いただき、厚くお礼申しあげます。

さて、今回の講演会を意義あらしめるため、どなたに講師をお引き受けいただくかについて、執行部と講演会部のメンバーが集まりよりより協議した結果、全員一致で木川統一郎先生にお願いしようということになりました。木川先生には大変お忙しいとのことと固辞されたのですが、是非にと懇請し、ようやくお引き受けいただいた次第であります。

木川先生の経歴、業績などについては、改めて申すまでもないかと思いますが、恒例により簡単に紹介させていただきます。

木川先生は、千葉県多古町の出身で、中央大学法学部二年に在学中の昭和二十二年に司法試験に合格、二十四年

の卒業であります。卒業と同時に母校の民事訴訟法専攻の助手に採用され、菊井維大教授などの指導のもとに学究の生活に進まれました。昭和二十八年助教となり、さらに三十七年には教授に進まれ、それから十年あまり在任のち昭和四十八年都合によって教授の職を退かれました。退職後は、弁護士及び弁理士の登録をして実務にたずさわると同時に、母校・中央大学、筑波大学、早稲田大学の講師として学生の指導教育にあたり、今日にいたっております。

先生の処女著作としては、昭和四十三年に有斐閣から刊行された「民事訴訟政策序説」という浩瀚な著書がありますが、そのほかにも沢山の著書・論文を発表されています。これらが発表されるたびに、民訴学界はもとより法曹界でも注目され、多大な反響を生じていることは、皆様よくご存知のとおりであります。また先生は、母校に在職中、ハンブルク大学、パリイ大学、ウィーン大学、ミュンヘン大学に留学し、退職後も毎年のように欧米各地の訴訟実務の視察などに出張されています。そのほか、最近ではテレビ、新聞の座談会などマスコミにもたびたび登場され、事務所の方も非常にお忙しいやに仄聞しており、まさに八面六臂の活躍を続けておられます。

本日は、これから先生に「中央大学の発展と法曹会の役割」という、今回の記念行事にもっともふさわしいテーマで講演を伺うことにいたします。ただいま紹介したように、学究出身の実務家である先生は、大学の内情と法曹会の実情の両者について精通しておられ、このテーマに関する講師としては、先生を措いて、他にこれ以上の適任者はないものと確信いたします。本席は中央大学法曹会という内輪の会合でもありますので、先生には時間の許す限り腹藏のないお話をさせていただければ幸いに存じます。皆様方にも、どうぞ最後までご静聴下さいますよう、お願いいたします。

簡単ではありますが、これをもって開会のご挨拶といたします。

中央大学の発展と法曹会の役割



中央大学講師・会員 木川 統一郎

最初に私は中央大学の理想、とりわけ法曹教育に視点を絞った大学の理想という点について申し上げたいと思います。

まず第一点といたしまして、中央大学の法学部教授は学会の批判に耐えうる学者である、こういう人々がたくさん揃っている、こういう状況でなければならない、そこにまず理想の一つを置きたいと思うわけです。あるいは又、他学からこられる講師も第一級の人々でなければならない、こういうことを私は強く願うものであります。さらに、第二点といたしまして、法学部教授会あるいはそれを構成する教授は、法曹教育の問題について、深い理解と情熱を持っている、と私の理想を設定いたします。遺憾ながら教授会の実態は、必ずしもそうでないというふうに私は認識をしております。実定法担当の教授、助教授は、法科の中央という角度から見るとき、かつては在学中に司法試験に合格した者がのぞましいとされていた。これが私の設定する理想であります。

第三の理想として、中大の司法試験の合格者は東大を陵駕し、トップを常に飾らなければならないということがあります。

また、合格者の数が多いだけでなしに、第一級の実務家が中央大学から出なければならぬ。現在、岡垣判事はじめ多士済済の実務家が出ておられますけれども、これは戦前あるいは昭和二十年代、三十年代の中央大学の遺産が花を咲いているわけであって、今後は必ずしもこれを望むことは出来ないかと危惧しております。

中央大学がこのような理想を失うとき、やはり中央大学は看板を失って、結局、三流の私学であるというレッテルをベッタリと貼られてしまうと私は危惧するわけであります。こうなると銀行、会社あるいは国家公務員、色々な分野においてわが中大出身者が活躍する場合にも、やはり間接的に大きな影響があると私は考えているわけでありす。

中大の現実、右の理想からみると、決算が良くないのに本社社屋を先に建てた、その歪があらゆる分野に現れつつある。司法試験の没落を考えて見ただけでも、大学は今や会社更生を必要とする時期にあります。

まずやらなければならないことは、やはり教授の充実であります。そうして先程設定したような理想からみると、司法試験の指導の強化であります。こういう点にもっと重点的に金を使うべきであります。物的条件も魂が抜けているのでは決して結果は良くない。今回の移転につきましては大学の魂の問題を忘れているか、若しくはこの認識が不足しておったのではないかと私は感じています。

この移転のために現実はどういう影響が出てくるかということになりますと、先程の私の設定した理想と結びつけて申し上げますと、やはり第一級の教授を他学から獲得するのがかなりむずかしい、都心からの距離的な問題が出ております。それから第一級の法学部講師の獲得、これも非常に困難となりました。

大学の講師の質と熱意の向上と改善につきましては、若干の疑問を私は持っております。立派な人が来てくれないということになれば、結局は落ちるところは穴埋め人事の傾向を持たざるを得ないというふうに思います。これ

では講師の質の向上というものを確保することは出来ないと思います。余程の特別な手段を用いませんと、今後、中央大学に一流の教授を外部から採用して充実を図るということは、困難であろうと思います。しかし、やろうと思えば何事でも出来るのであります。

司法試験の問題に移りますけれども、大学の講義というのは非常に重要であります。ここで司法試験準備の三段階というものについて、私の考えを申し上げたいと思います。

司法試験の準備のためには、まず入門講座と申しますか、教科書勉強段階が第一の段階であり、第二の段階はいわゆる論点研究であります。第三段階はいわゆる書く練習、答案練習の段階であります。

中央大学のこの三つの段階はどういうことになっているかですが、第一点として、講義の質の向上の不充分ということがあります。司法試験の学生諸君から聞きたい講義が少ないというふうなことをしばしば言われるわけがあります。

それから、衰退のもう一つの問題点は総体としての大学の対応の不充分ということであります。そのため、法曹希望者の一、二年生の段階は、極端に言えば放置された段階と申しますか、適切な教育が行なわれていないと思うわけであります。教養課程の中に一部法律科目が下りてきて楔形の勉強をしているわけですが、それに即応して法曹となるための勉強の指導が必ずしも充分でないように思うのであります。大学当局―教授会を含め―大学全般が法曹教育の視点を一、二年の段階でかなり徹底して打ち出していくことが肝要であります。

この点については、早稲田大学の法職課程を、やはり他山の石として学ぶべきであります。早大の場合には、A、B、C、色々の段階を積み重ねております。合理的な講座を配して逐次に学生の実力を上げておる。それから講師を広く他の大学から求めて教育を行なっておる。学生のアンケートなども利用して広く優秀な教授を他の大学から招

聘をしておるのであります。

本学の学生は、まず特徴を申し上げますと書物主義であります。講義主義ではなくして書物主義の法律学の勉強をしておる。いくつかの教科書を集めたり、あるいは判例百選であるとか数々の演習の書物を集めて、書物を読むことを通して力をつける。こういう基本的な構造を示しております。

中央大学の法学部の講義は、いわば司法試験の受験生にとっては補充的な位置付けであります。この点が東大と大きく違うところであります。東大の場合には講義が中心であり、そうして予習復習を書物でやるという実態であり、わが学生はこういう点では非常に気の毒な姿を示しております。この補充として司法試験塾を利用しております。東京都内に約二〇の司法試験の塾があるといわれております。中央大学のいわゆる学研連は衰退の一途をたどり非常にきびしい表現で恐縮に存じますけれども、ここに入ると受からないという人も出てきました。

この書物主義は私の見解によりますと非常に多くのエネルギーを必要とする。優れた講義によって目を開かれ基本的なものの考え方を学ぶということは極めて重要であります。中央大学の学生は昔から書物主義がかなり強かったように思うわけですが、これではおっつかなくなって来ております。

では、先程申し上げましたこの受験の生活の三段階と講義との関係で申し上げますと、第一段階の教科書段階、これはやはり優れた講義が不可欠であります。第二点目のいわゆる論点研究段階、これもやはり優れた教授による熱意のある講座が相当の効果を持つと思います。

この一段階、二段階、この二つの段階が今後われわれが手を打つ場合に具体的に考えて行かなければならないところであろうと思います。特に優れた教授が入門段階でも論点研究段階でも、文献の指導を充分に行なわなければなりません。現在は文献インフレーションの時代であって、不適切な論文もたくさん出ております。教授の方は文

献を適確に指導して、このテーマではこの文献が良いと肌理の細かい指導をして行かなければならないと思います。又、考え方の指導、柔軟な思考、応用能力の向上は論点研究を口頭で教授が行うということによって最も効果を上げることが出来るのであって、学生が演習の本を読んだり、判例百選を読んだり、という書物主義ではとうていうまく実効を上げることは出来ないであります。

何故、それならば中央大学の学生が書物主義をとりつつ学外の司法試験塾に行くのであろうかということでございますけれども、こういう塾は各大学から看板教授を集めております。そして塾によっては徹底的に各科目の重要問題をひろって、評判の高い先生に解説をしてもらっているわけであります。そう考えてゆきますと、塾というのは色んな大学から評判の高い先生を集めて、そうして金を払って各科目の重要な問題をすっかり組んで講義をする。したがってここに一つの大学が出来てしまう。むしろ自分の大学よりも、あそこにゆくと色々な大学の立派な先生が集まっておいていい話をしてくれる、こういう魅力が学生が感じてしまうわけがあります。これを阻止することはできません。答案練習一つをとってみても、例えば民事訴訟法に例をとりますと五回も六回も答案練習会をやってくれる。こういうふうな徹底したことをやっているわけであります。学生の一番欲しいものを与えるのであります。そこには驚くべきことに東大の教養学部学生も来ております。こういう人々が在学中に合格をするという現象も見うけられます。これは非常に弊害があるというふうに私は思っております。金持でなければ法曹にならないというふうな傾向にもなりかねない。非常に高い金を取ってこういう塾をやっております、一つの塾で六十五名も合格する。別の塾では六十四名合格したとかいうふうな実情であります。

こういう現実を踏まえた上で大学が何をなしうるかということを検討してゆかなければ、学生を取戻せないとは思っているわけであります。確かに一年生二年生の段階から司法試験の準備に入らせるということは、一、二年

の間の教養課程の勉強を蝕み法曹の骨格にも影響します。私は教養課程とりわけ社会科学系の勉強の重要性を指摘しつつ法曹となるためにはこういう勉強が必要である、いうふうなことを一、二年の段階から、いわば楔形に両方を追うという形で学生を追いつけてゆく以外に、現行システムの下では方法はないと思っているわけがあります。こういう状況の中で対応はどうかというふうなことを見てまいりますと、まず中大法曹会が法職コースを指導していらっしゃるわけですが、私の見解ではもう少し方法を工夫する必要があるというふうに思います。方法だけでなく、講師陣の編成にも問題があります。

学研連は、私はかなり無力であると、成すべきことをなさっていないと認識しております。学生の一部では学研連の研究会に入ると司法試験には受からんという説すら出て来ているわけがあります。私は学研連が分立して競うというメリットよりも、連合し協力をしないことのデメリットの方がはるかに大きいと思っております。学研連の色んな会に私達講義にまいますけれども、あっちでもこっちでも同じようなことをする。若しこれが連合して下されば、それだけ三倍でも四倍でも学生のために一生懸命に指導をできるのに、このことを叫びはじめて既に十年になっております。

更には、この学研連と法曹会の両者の関係についても根本的なやはり検討を遂げて、双方の協力と分担の態勢が必要だと思います。

それから理事の先生方及び事務当局にお願いでございますけれども、施設の使用の規制が強化されており勉強時間の延長が思うようにゆかないようです。又この研究室という施設の中に入りこめない日が年間の中で日数が多くなっております。理事会当局におかれましては格段のご配慮をお願いしたいと思います。具体的な対策でございますが、教授会は、正課の授業の消化、これで手一杯であり、司法試験の問題に余りに多くの精力を割くと、あるい

は正規のカリキュラムを侵害することになります。

したがって、私は法曹会又は学研連がやれることは、先程私が指摘しましたような一流の学者、中大及び学外を含めた一流の学者による教科書講義の徹底した補充と、それからもちろんそれらの一流の学者による第二段階としての論点講義の充実と、こういうふうなことはやれるのではないかと、私は思うわけであります。これが現在中大生に最も欠けているものであります。

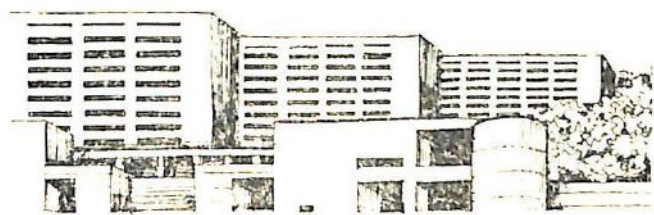
そうして、これらのことをやるには正課の授業の時間的關係あるいは教室の問題、色々な困難が起こってくることは必定であります。このあたりで理事者の先生方にご協力をいただいて、学研連又は法曹会で私はこういう講座を徹底してやるべきではなからうかというふうに思うわけであります。

それから、教授会も私は先程から人事が大切であるということを申し上げておりましたが、現にこの法学部の教授であられる方々は、自分より出来る学者を他から引っぱって来る、自分より出来ないやつは絶対に入れない、自分が刺激され、叱咤激励され、癪にさわって競争をすると、そういう学者を呼ぶような氣風を持つべきであると思っています。そうしないと中大の学問はのびません。

最後に、大学全体の活性化が必要であろうというふうに思います。評議員会にしても私はそうであると思います。中央大学の評議員会は考え方の違う人々が年代を問わず、職業を問わず評議員に逐次に選任されて活発な意見がそこで展開される、場合によっては、大学の理想像を検討する「検討委員会」を作る、あるいは又そうして理想が出来た場合にはその実現のための更に委員会を積み重ねると、こういうふうな形に持って行きませんと本当の意味での大学の改革はむずかしいのではないかと。さしきわりがあるかも知じませんが、私は年功序列を排除して三十代の弁護士さん、四十代の裁判官、五十代の検事さん、それらの人々がそれぞれA説を持ち、俺はB説を持つ、

俺はC説を持つ、そしてわれわれOBは何を与えることができるのか、大学から得るのではなくして何を与えることができるのか、中央大学のために自分らがどういうふうに損をすることが出来るか、という熱意をもってことにあたるべきであります。こういう意味で私は評議員会の改革と申しますか、視点を変えた検討ということが必要であると思います。

それから、助手、中大の将来の教授となられる助手の採用でございますが、これは大学が同族結婚をして沈滞するよりも、やはり少なくとも半数位は一般公募をして日本中から優秀な人々を呼ぶというふうな基本方針が欲しいと思います。そうして又、ああ中央大学なら行って俺の一生を託することが出来る、俺の好きな学問に没頭することが出来る、こういう環境を中央大学の方がまず作るべきであります。現状は必ずしも満点とはいえない、というふうに私は思います。



座談会

中大法曹のあゆみ



出席者

(敬称略・順不同)

谷村唯一郎 石田寅雄 堂野達也 八島三郎 大塚喜一郎 小池金市 山本清二郎 宮田光秀 松井宣 木戸口久治 瀧澤國雄 赤坂正男 高橋梅夫



■はじめに

高橋 司会をつとめさせていただきます。まず高橋でございます。先般来、中大法曹会創立三〇

周年の記念特集号として、記念特集号編集部と会報編集委員会とで「中大法曹 第七号」の発刊作業をすることになりました。その中に、中大法曹の草創からの流れを先生方にお話していただきその座談会の記事を盛り込もうということで本日お集まりいただいたわけでございます。座談会にはいる前に、幹事長の瀧澤先生から挨拶をお願いいたします。



瀧澤 本日はお忙しいところをお集まりいただきましてありがとうございます。中大法

曹会は昭和二六年に中大出身の裁判官、検察官、弁護士を会員として発足しまして、その後公証人を加えて、会員の親睦をはかり

中大の興隆と司法の発展に寄与することを目的として今日まで歩んでまいりました。

その間、歴代幹事長、役員をはじめ、会員の皆様方のご支援、ご協力によりまして、現在は二千数百名の会員を擁する法曹会に成長したわけでございます。本年は創立三〇周年にあたりますので、先頃三〇周年の記念行事を実行するために、創立三〇周年記念実行特別委員会が発足いたしました。堂野達也先生を委員長としていろいろ準備をしてまいりました。そして、去る一〇月一二日に赤坂プリンスホテルにおきまして、三百余名の参会者を得て盛大に記念式典、祝賀会を挙行いたしました。このようなわけで来年三月に発刊予定の法曹会の機関誌「中大法曹 第七号」を、創立三〇周年記念特集号として編集することに決め、特別委員会の副委員長である赤坂正男先生に編集部長をお願いし、現在その準備を進めているところでございます。その特集号に、中大法曹会の誕生から今日までの三〇年の歩みを顧みるという趣旨で座談会を是非のせたいということで、本日先生方にお集まりいただいたわけでございます。今後の母校

中大の発展と法曹会への寄与を考えますと本日の座談会は非常に有意義であろうかと思ひます。先生方のいろいろな想い出話とか、あるいは苦心談などを卒直にお聞かせいただきまして、立派な記念特集号を刊行したいと思っております。後ほど編集部長の赤坂先生から詳細お話があると思ひますが、どうぞよろしくお願いいたします。

高橋 どうもありがとうございます。この特集号編集の作業は、記念特集号編集部長の赤坂正男先生が中心になられて、これまでに数回会合を持って進められております。きょうのこの座談会も、主として赤坂先生の発案によるものでございます。先生に挨拶をお願いいたします。



赤坂 編集部長の

責任者であります

赤坂でございます。

ただ今、幹事長か

らお話がございま

したように、中大法曹会創立三〇周年記念事業の一環として、三〇周年記念特集号を発行することが執行部において決まりました。我々は幹事長の命によってこの発刊作

業に取り組んできたわけでございます。そこで編集方針についていろいろ協議した結果、中大法曹の歴史をこの際はつきり将来に残すために中大法曹会創立時のこと、それから創立以来最近までの経過を伺うということになりました。先輩の諸先生方にお集まりいただき、本日の座談会を開くに至った次第でございます。私共は、中大法曹会を創立された大先輩の先見性とその指導性に深甚なる敬意を表し、中大法曹の栄えある歴史を後世に残したいと念願しておりますので、当時の歴史を後世に残すために、ありのままのことどもをお話願いたいと思ひます。どうぞよろしくお願いいたします。

■中大法曹会の初会合

高橋 それでは座談会にはいらしていただきますが、中大法曹の創立から順を追って先生方にお話いただきたいと思っております。そこで、まず最初に、中大法曹会が何年何月何日に初会合を開いたか、昭和二六年というのはほぼ間違いないようですが、何月何日、どこで、というのが必ずしもは

つきりしておらないような気がいたします。最長老であられます谷村先生に何月何日頃であったかということをお伺いして、そこからいろいろお話を進めていただきたいと思います。先生いかがでございましょうか。



谷村 私の記憶に
よりますとね、昭和
二六年の六月四
日ですね。ちょう
どその時私は最高

裁判所にはいったんです。二六年の四月二十五日付の辞令だと思ったですが、最高裁判所にはいった。私の手帳が残っているんで、手帳を見たら、六月四日の欄に、五時、中大法曹会と書いてあるんだ。何か予定があると思ふんです、私は。それとその日に、亡くなられた五鬼上君がまだ最高裁の事務総長の時かな、一緒に裁判所からその会合へ出た記憶がある。場所は東京弁護士会の会館の三階で、あそこでパーティーのような設備があつて、総会を開いたとうふうに私は記憶しておる。亡くなった初代幹事長の岡君とか荻山君とか、二六年はみんな言うておるんだけど、月日は言

うてませんね。岡君が初代の幹事長にその当日決まった、そういうふうに覚えております。

高橋 創立総会という名前で呼んで皆さんお集まりになったものなんでしょうか。

谷村 そうだと思ひますよ。つまり日を決めて創立総会をその日に行つて会が発足したと、こういうことです。

高橋 本日ご出席の先生方の中で、創立総会に列席された先生は何人かおられますか。



山本(清) 私は出席しておりますけれども、当時の記憶が……。

高橋 何人ぐらい

当日集まつたんでしょうか。

谷村 大体百人内外じゃなかったかと思ひますよ。



堂野 私らも出席しただろうと思ひけど、あまり記憶がはつきりしないですね。

大塚 私の名前もあるんだよ、荻山さんの



に。一弁は大体大山さんが中心になつてすべてやられて、若いところで大塚入れとけて

んで入れたんじゃないかと、この頃は私はまだ若いですからね(笑)、じゃないかと思ふんですよ。こういう会合があつたということは覚えてゐるんですがね。少なくとも議論したりするんじゃないくて、シャンシヤン総会だつたような記憶ですね。

「中央大学の法曹会の創立は昭和二六年頃と思う。私が東京弁護士会の会長になつたのが二七年四月であるからその直前のことであると思ふのである。中央大学はまだ母校出身者が学長になれず林頼三郎氏が漸く学長になり更に理事長になつた頃である。……大学に行つて林さんに相談したところ、大いに賛意を表され自ら会員になることを承諾したのは勿論総会にも出席され挨拶を述べられた。」(中大法曹会創刊号 岡弁良「中央大学法曹会創立の思い出」より)

■民訴研究会・南甲法窓会について



石田 荻山君が一番よく知っているんだ、私はあの頃なまけてて……。

高橋 荻山虎雄先

生が、「中大法曹」の第二号に、「民訴研究会から中大法曹へ」という原稿をお書きになっておられます。これを見ますと、戦時中のことなのですが、民訴研究会というのは細野長良大審院判事を囲んでやっていったと、それが終戦後になって中央大学が学員会を復活したのをきっかけにして、民訴研究会の方々を中心に集まって、中大法曹を作ろうじゃないかということになったとのこと。そのへんのことをどなたかお話いただけませんか。

山本 一〇月一〇日の学員時報に、元中大教授の堀内さんが「南甲法窓会の思い出」というのを書いておられる。私は検事で東京へ来ましたのが昭和一四年で、その前からもうできておったんです。現職の中央大学の出身の判検事で……。学校が南甲賀に



八島 裁判所には

在官者、裁判官、

検察官をメンバー

とした会がありました。

私が司法試験に合格したのが昭和六年でした。それで昭和七年に司法官試験になるわけですが、その当時裁判所関係では林頼三郎さん、吉田久大審院判事がおられた。検事では平井幸三郎さん、あの入道が在官者としては中大の花形的、代表的な法曹人でして、若手では堀内節氏が当時非常に活躍しておりま

あるので、それを取って南甲法窓会と言った。判例研究を行うということで発足しているわけです。私の聞いているところでは、これと荻山先生が言っておられる民訴研究会というのが細野先生を中心にしてできて、そこから中大法曹ができた。中大法曹が二六年に発足したものですから、南甲法窓会はその時に解散したわけなんです。南甲法窓会のほうは現職の判検事で一年に一、二回ずつ判例研究をしておりました。だから南甲法窓会と民訴研究会と二つあったんじゃないかと理解しておるんです。

して、あの人が幹事のようなことをして、私共が試験に任官すればお祝いをしてくれ

るとか、それで先輩を通じたこういう会があるんだということが私共わかってきて、ずっとそういうような仲間の会があったわけです。それが戦争中非常に横の連絡が不可能になりました。昭和二十年代、戦後落ち着くに従って、裁判所の中では検事も含めて時々会う、特にその当時は裁判所では、検察官だけでなく吉田常次郎さん、あるいは花井忠さんのような刑法研究者の方も出られまして、判例研究会というものでさかんに勉強して、その成果を「法学新報」に発表しておったんです。そういうようなことで在官者、検事を含めての同窓意識というものが非常にあって、それが南甲法窓会の実情だったと思っております。

堂野 荻山先生の言われる中大民訴研究会というのは相当前からあったんですよ。竜前茂三郎さんとか、亡くなった清水繁一さん、荻山先生、大山さんはいっていただいたと思うが、非常に熱心になられて、私も一度か二度参加したことがある。細野先生の別荘か、どっかへ行ったようなことが

あるんですね。こちらは一兵卒ですから、お前こいよということで参加しました。細野先生が大変熱心に中大の卒業生を指導、教育する。細野先生を中心に終戦までの間は結束を固めて非常に盛んであったと思うんですよ。その頃個人的なことはよく知りませんけれども、学校を中心とした研究会として民訴研究会は注目されていたんじゃないかと思います。終戦後は、終戦と同時に細野先生は確か中央大学と切れましたね。そういう関係で、民訴研究会は名前はあったも実質的な研究を行わなかったのではなかったかというように記憶しております。要するに中大の法曹が研究を中心に結ばれていたことが中大法曹会を結成する上に一つの大きな力になったという具合に私は考えますね。

八島 民訴研究会は、私が試補になって当時千葉の裁判所で修習しておったんですが、その当時にすでにありました。細野長良先生を中心として、大体弁護士の人が多いんです。五鬼上さんとか鍛冶利一さんとか、そういう方が民事訴訟法の問題をいろいろ出しまして、細野先生から一般特定の

問題ではなくて、抽象的問題として、これはどうしたらよろしいか、こういうような意見を發表される。私が千葉で修習したのが昭和七年、八年頃ですから、その頃すでにそこへ出て末席を汚した覚えがあります。それと南甲法窓会とは全然違うんです。

「昭和の初期に「中大民訴研究会」というのがあったことを、知る人は今日幾人いるであろうか。

当時民訴の権威者であった細野長良大審院判事から、中大で民訴を教わった弁護士連中の研究団体であったが、前野順一（地裁部長判事）を始め現職判検事も加っていた。月一回ぐらいの割合で、テーマを出し合い、細野講師を中心にあちらこちらの会場で、討議研究をしていた。この企ては若くして上告専門弁護士となった僕の同期鍛冶利一の提唱したものであったが、東弁、一弁、二弁の中大出身者や、若手判検事に好評を得て、集会は熱心に行なわれた。申合せとして、メンバーは中大法曹となっており、幹事を置いて交代で

一切の世話をやらせていたのである。

昭和一六年戦争に入り、この民訴研も自然集会の機を失ってしまったが、戦後日本の復興もどうやら軌道に乗って、母校でも二十六年に学会が復活した。時を同じくしてこの民訴研の幹事役をしていたわれわれは相集まって、母校の発展に寄与するよう中大法曹会を設立したのである。中大法曹会の設立に当り規約制定については、民訴研の例にならいほとんどそのままを採り入れており、幹事制で常務を掌ることにした。従って中大民訴研究会は中大法曹会の母胎であったともいえよう。」
（中大法曹二号 荻山虎雄「民訴研究会から中大法曹会へ」より）

谷村 ちよっとそれに関連して、私は民訴研究会のことはあんまり記憶はないんだが、南甲法窓会、これは在京の判事、検事、司法省、そういう連中が集まった懇親を主とした会でした。私も司法次官になったんで、やはり役人になったからその会員として呼ばれて行ったり、会合があつて行ったりし

ました。学校に隣接したところに西園寺公爵の別荘があって、それを学校が買い取ったんですが、そこでよく会を開いていた。南甲法窓会というのは終戦後もしばらくの間ありましたよ。結局それが今の中大法曹会とやはり同じような趣旨で、同じような組織で出来上っていった。だから現在の中大法曹会は縁故がある、あるいはその前身とも言えるかもしれない、ということをは覚えていますがね。

大塚 今までに出ている南甲法窓会は、現在には現職の判事とそのOBがやっているんです。検事は別にやっている。もちろんそういう会があるから中大法曹と別派行動をとっているわけではない。中大法曹会の会合がある時は代表が出て来るけれども、また別にそういう在京の仲間だけでやっている。だからなくなっているわけではないんです。

高橋 そうすると在庁には南甲法窓会があったようですが、在野のほうにはそういうグループの会はあったんですか。中大法曹会ができる前。

八島 私は弁護士会の有力な鍛冶さんなん

かも個人的によく知っておるんですけれども、中大の組織の中の会として僕は集まった記憶はないんです。だからどうもなかったんじゃないかと。私が東京近郊へ来たのは昭和一六年で、千葉の裁判所へ来たのが初めてですから、一六年以前のことは私なんか遠方におりましたから呼出しもないんで、あったかなかったか、私が否定するのちょっと行きすぎかとは思いますがそれでも。

高橋 そうしますとこの中大法曹会の創立に至るまでに、南甲法窓会、あるいは民訴研究会に集まっておられた先輩の先生方が中心になって、昭和二六年六月四日に東京弁護士会の三階のホールで創立総会を開かれたということは大体わかったんですが、その動機でございましてね、岡弁良先生が「中大法曹」の創刊号に「中央大学法曹会創立の思い出」という稿を寄せられておりますがそれによりますと、当時東京弁護士会内には、東大出身のほかに明治出身、あるいは日大の出身の方、それから早稲田出身者の会などがそれぞれあり、有力な団体を形成しておったというようなことが書か

れておる。当初は親睦団体であったことは間違いないようですが、それと同時に、やはり法曹界のいろんな改善、進歩等を目ざして相集まって何かをやっていたというようなことも考えておられたんでしょうか。そのへんのこともおわかりでしたらお知らせ下さい。

「当時東京弁護士会内には東京大学出身者の会、明治大学出身者の会、日本大学出身者の会、早稲田大学出身者の会などがあってそれぞれ相当有力な団体であった。私は中央大学の出身者も一致結束しなければ力が弱くて対等に行動が出来ないと痛感したので同志を集めることにした。」(前出中大法曹創刊号 岡記)

堂野 戦後、いわゆる民主主義がとなえられて、東弁などは役員がいつも選挙で、後には法友、親和対立というような傾向へどんどん進んでいく。岡先生が言われたように、各大学の法曹会というんですか、類似した会があったが、一番弁護士の多い中央ではそういう会がなかった。これは私の思い出だけけれども、私は昭和二一年の七月頃

の東弁の副会長の補欠選挙で立候補した。

ちょうど吉井君というのが当時の和田農林大臣の秘書官になるんで副会長をやめたんですよ。その時に中央出の私と日大出身の小田泰三君、この方今亡くなれましたが、その二人の対立選挙ということになった。

だんだん選挙が終りに近づくにつれて、あれは日大だ、こっちは中央だというようなことで、いろいろ選挙運動をしたことある

んですよ。その時に中央の諸君が大分私に応援してくれたということはあとから恩着せがましく言うのかもしれませんが、そういう話がありまして、やはり中央は中央で一つの会を作らにやいかんというような空気が、同時に弁護士会の選挙に学校別というようなことはあり得ないんだけど、同窓の親しみというものは頼りになるというような空気がだんだん醸成されて、岡先生の言われるような各大学の法曹会があるのに、一番多い中央がないのはおかしいというようなことから、だんだんそこへ向かって行ったんじゃないかと思うんです。それから、ちょうどその頃だと思いますが、戦後二四、五年頃から、大学のほうでも学

員会を結成しなきゃなんというような気運もあった、そのようなものがいろいろ合流されたと思います。

谷村 学員会は戦前からありましたが、戦時中は社会一般がああいうふうでしたから、休止状態、それをつまり終戦後、二五、六年頃再建して、引き続き今日に立っているというわけです。

「……昭和二六年になりようやく学員総会を開催して新たに規約を制定、役員を選任して再建の途を踏み出したのである。これに呼応して在京の白門出身法曹の間に、中大法曹会設立の機運が盛り上り、同年中央大学法曹会を設立した。」(中大法曹会創刊号 荻山虎雄「学員会本部から見た中大法曹会―創立から現在まで」より)

■創立のころの運営

高橋 ところでこの設立されました中大法曹会の運営でございますけれども、荻山先生が書かれておるところによりますと、一条から六条までの規約を、中身は民訴研究

会の規約をほとんど取り入れて作り、幹事制でやっていくようにしたということが言われております。規約等については、「中大法曹」の創刊号の中で荻山先生が書かれておる、「学員会本部から見た中大法曹会」にのっておるわけですが、会費の問題とか、幹事はどうやって選出したとか、そのへんはどうだったでしょうか。荻山先生の書かれたのを見ますと、創立時の幹事に、本日ご出席の大塚先生がなられておりまして、規約の五条によりますと、隔月に常会を開き、必要に応じて臨時会を開くというようなことも書かれておるようですけれども。

大塚 私の記憶では、隔月に常会を開くなんてことはしなかったと思いますね。何か問題がある時は集まりますけれども、その頃は今のよう組織立ったものでなく、電話で、たとえば一弁だったら大山さんに言っ、大山さんが一弁の幹事に連絡するとか、資金もありませんから非常に簡略にやっ、て、やかましく言うこともなかったと思うんです。この規約を見ますと、第二条に、「大学内に本部を置いて、適当な地に支部

を置く」とありますが、大体支部と言って
も東京、ならびに東京近辺日帰りできるよ
うな範囲ですから……。

高橋 当時の構想だと在京の法曹に限定し
ていなかったということも荻山先生言っ
ておられるんですね。

大塚 事実上は在京ですね。

八島 裁判所では、戦後頃裁判所にいた中
大の先輩は、兼平慶之助さん、鈴木忠五さ
ん、渡辺辰吉さん、堀内節さん等でした、
この方々が中心になって中大法曹会の結成
について裁判所側の意見を代表して述べら
れたと思うんですけども、私は当時、中大
関係のほうに深入りしていなかったために
あまり記憶がないんです。ただ、この中
大法曹会は、裁判所、検察庁、在野法曹を
網羅して結成されておりますが、私が裁
判所の内部において聞いたところでは、最
初裁判所と検察庁だけでひとつ作ったほう
がいいのではないかと、弁護士と一緒になる
のはどうかねというような、意見がかなり
あったように覚えております。当時私が一
番覚えておるのは、兼平さんが非常にリー
ドしておりましたが、兼平さんは当時法

曹一元化という声が大きかったので、中大
法曹会も一元化したほうがいいではないか
という意見のほうが強くて、それで裁判所
は先輩の意見に添うたんです。検事のほう
は、確かかどうかわかりませんが、何か私
の印象では検察官は在官者だけで結成した
ほうがいいような空気だったように考えて
おるんです。

山本 私は検察庁の一番最初からの会員で
すけれども、会の運営についていいです
と、幹事会で運営しておったという記憶で
す。幹事会と言いますと、大体出て来るの
は一〇名以下七、八名ぐらいでした。でき
た頃は、東弁は岡さん、一弁が大山さん、
二弁が柴田さん、裁判所が大体兼平さん、
検察庁は私が出ておりました。弁護士の
会議室とか、地下の食堂だとか、ああい
う所で話し合いをするというような程度で進
めておったんじゃないかと思えます。日に
ちを決めてやっているというようなことは
なく、問題があつて、まあこれはちよつ
と後になるかもしれませんが、大学の理事
の推薦だとか、大学との関係だとか、何か
法曹会として意思決定をする時には、今の

五者のうちから一、二人ずつ幹事が出て意
思表示をしてきたというような記憶がある
んです。

赤坂 そこをちょっとお伺いしたいんです
が、中大法曹会の創立を企画されて、招集
をされたのは、今先生があげた方々という
ことなんでしょうか。

山本 そうですね。私の記憶では岡さんが
幹事長の時が長かったんですね。それか
ら大山さん、柴田さん、こちらへんがずつ
と幹事長をやっておられました。

赤坂 岡先生が創刊号に書かれたものの中
にあるのですが、同志を集めて法曹会を結
成した。その時の参画された先輩のお名前
が記載されているんです。

山本 岡さんの当時の思い出を読みまして
この通りだと思つてます。

「創立に参画されたのは東京弁護
士会では山本政喜、清水繁一、馬越
旺輔、竜前茂三郎、犀川久平等の諸
君で第一では大山菊治、斎藤素雄、
橋本三郎の諸君、第二では磯部常治、
石井一郎等の諸君であった、裁判官
では兼平慶之助、坂井改造、小川泉、

下関忠義等の裁判官、検察官では田中万一、山本清二郎、吉川正次、河井信太郎の諸君であった。……会は簡単な規約を作り数人の幹事制で運営することにした。」(前出中大法曹創刊号 岡記)

高橋 規約の六条によりますと、経費は会費および寄附金で、会費は年額百円、これは会員全員が百円というように読めるんですけども、こういうもので運営しておったと見ていいでしょうか。

山本 これは幹事長がポケットマネーを出しておられたんじゃないかと、私は出した覚えがないんですけども。

大塚 「会費および寄附金による」とあるけれども、「寄附金および会費」ですね(笑)。八島 会費を出した覚えはないんですよ。裁判所の者が法曹会の会費として納めたことはないと思いますよ。私は戦後二〇年から四〇年まで東京地方裁判所に二〇年間おったんです。

宮田 私は同窓会と縁が薄くてあんまり記憶がないですね。会費の点については出したことは一度もありませんですね。まあ



大体長老が賄ってみえたという感じだけですね。松井さんが幹事長やられた頃は、いろいろなことを努力されたようですけれども、それまではほとんど先輩の人が賄っていたんじゃないんでしょうか。



松井 会費として特に取るということとは現実にやらなかったんです。それは総会を一年に一回なら一回やるわけね、その総会の会費に将来の印刷費やそういう運営のための若干の費用を見込んで会費を取る、こういうふうにやったんです。

瀧澤 年会費は取ってなかったですね。



木戸口 松井先生が幹事長の代に諮問をして、会員から毎月千円ずつの会費を取れという趣旨の小池答申が出たんです。私共はそう

いう結論が出るということは予想はしてましたけれども、早急なものですから一体具体的にどうやって集めるんだということになって、結局答申されただけで会費を取らなかった。

高橋 それは四八年頃のお話ですね。その頃になって初めて会費を取ったかどうかというような話が出てきたということですね。木戸口 そうですね。

大塚 四条に幹事の任期は一年とありますね。事実上は二期やっているんですね。最近ね。これは最初からだったでしょうか。岡さんなんか大分やられた。

山本 岡さんは二年以上やられた。あとは一年じゃないんですか。

石田 時々なまけたけれども、あの当時岡弁良さんが中心でしたが、あの人が五、六年やったんじゃないんですか。幹事長やっていましたな。

「当時の構想は会員を在京法曹と限定しなかったし、又会員相互の親睦が主で、幹事長も置かなかった。創立当初の規約と幹事を掲げると次のとおりである。

中央大学法曹会規約

第一条 本会は中央大学法曹会と称し中央大学学員である法曹を以て組織する。

第二条 本会は中央大学内に本部を置き適当な地に支部を置く。

第三条 本会は会員相互の親睦をはかり、母校の興隆に寄与することを目的とする。

第四条 本会に幹事若干名を置き常務を執る。(幹事の任期は一年とする)

第五条 本会は隔月に常会を開き、必要に応じて臨時会を開く。

第六条 本会の経費は会費及び寄附金による。会費は年額百円とする。

幹事(設立時)

東 弁	春田 定雄	堀場 直一
時田 至	竜前茂三郎	
岡 弁良	荻山 虎雄	
鍛治 利一	山本 政喜	
寺沢 音一	佐藤 秀直	
清水 繁一	広田 晋一	
一 弁	井出甲子太郎	大谷 彰一

二 弁	磯部 常治	竹上半三郎
長田 喜一	柴田 武	

裁判所	兼平慶之助	鈴木 忠吾
渡辺 辰吉	堀内 節	

検察庁	田中 政義	田中 万一
山本清二郎	中込 隆尚	

(前出中大法曹創刊号 荻山記)

赤坂 私共のほうで歴代幹事長の名簿を作成しましたところが、岡先生が昭和二八年から三三年度まで、長い期間でございます。それから三三年度、三三年度は大山菊治先生、三六年度、三七年度は柴田武先生、三八年度は一年間竜前茂三郎先生、三九年度一年間山本政喜先生、四〇年度、四一年度の二年間は富田喜作先生、四二年度一年近藤航一郎先生、四三年度一年間今井忠男先生、四四年度、四五年度の二年間石田寅雄先生、四六年度大塚喜一郎先生、四七年度山本清二郎先生、四八年度、四九年度の二年間は松井宣先生、そのあとはみんな一年ずつ、昭昭五〇年度後藤英三先生、昭和五

一年度小池金市先生、昭和五二年度入江正男先生、昭和五三年度倉田雅充先生、昭和五四年度大西保先生、昭和五五年度木戸口久治先生、現在瀧澤先生、こういうことです。

大塚 今読み上げられたのはっきりしてあるんですが、大体弁護士が中心なんですね、法曹会と言っても。まあ山本さんなんかは熱心な方ですが、判事、または検事、現職の人に非常に難しいけれどもやってもわらないと法曹三者という形がうまくいかんのじゃないかということがかねがね思っておったんです。四六年に私が幹事長を一弁から指名されてなりまして、本当は二年やるところ、学校騒動の後だからというんで、谷村先生が私に理事長をやれと言われて、堂野さんも理事ならやると言っておられるんで、それじゃやろうということで受けたんです。その時に一年しかやりませんから半端だったわけですね、私は。そこでその時に山本先生は大阪の検事長でまだ現職でしたけれども、一年ぐらいなら、もうすぐ定年でしたからちょうどいい時だから、一弁に引張る意味でやったわけじゃないん

ですが、一弁の幹事諸君に了解を得て山本先生にやっていただいた。これが唯一の例外ではないか。どうしても弁護士が中心になることはやむを得ないけれども、たまには適任者が在朝からも出てもらうのがいいんじゃないかと考えていますかね。

谷村 私は五鬼上君にちょっと聞いた話のように記憶するんです。創立当時、役員を置くのに会長を置くかどうかという意見があったそう、いろいろ世話人の間においてね。会長を置くということになると、やはり裁判所もあるし、検察庁もあるし、弁護士会もある。今お話のように数のほうからいけば弁護士が中心ではあるけれども、弁護士から役員になるにしても会長というより幹事長がよろうというので幹事長ということに決まったんだということをやちょっと言っていました。

■学員会職域支部第一号

高橋 今お話に出ました幹事長の制度というのは、昭和二八年に大学の学員会支部になる時に、幹事長というのが初めてできたというふうに言われておる向きもあるんで

すが、その点は。

谷村 これは私もちょっと変に思っているんだ、岡君の思い出でしょう。そして二八年に学員会支部となる、その時も無論支部として幹事長ですよ。初めて幹事長になったのは、やはり二六年の創立の時だと思えますよ。

高橋 その点についてほかの先生方に何か……。

山本 二六年の創立の時から岡さんが幹事長をやったことは間違いないんです。

谷村 創立の時に幹事長ができたんですから、幹事長を置かないはずはないですね。木戸口 そうですね。学員会の職域支部になったのは二八年で、引き続き幹事長をやられたと、こういうことだと思うんですね。高橋 そうしますとこれは岡先生の勘違いというふうに考えてよろしいんですか。

谷村 幹事長じゃなく支部長の意味かもしれませんね。

高橋 じゃあ昭和二六年にできた当時、幹事長というのを岡先生がやっておられて、二八年に中央大学学員会の職域支部の第一号だそうですが、その支部になった時に、

幹事長兼支部長になられたというふうに考えてよろしゅうございますか。

谷村 そうですね。

大塚 支部長という名前は使っていないんじゃないかな。

木戸口 実質は一つなんです。

赤坂 規則は支部の幹事長は即支部長になるんです。

谷村 幹事長が支部長でなく、別な人がなったこともある。

赤坂 支部の幹事長は支部長となると、こうなっているんです。学員会の本部から見ればその支部の幹事長は支部長であるということですね。ちょっと参考までに荻山先生のお書きになったものによりますと、昭和二八年一月一四日に中大法曹会は總會を開いて規約を改正し、法曹会が学員会の支部であることを宣言し、新たに幹事長制を置き、幹事長は併せて支部長に就任する制度として岡弁良氏を初代幹事長兼支部長に選任したと、こういう書き方をされているんですね。

大塚 荻山さん熱心だから間違いないかもしれないませんが、まあ実質は同じだけれども、

支部長という名前を使つたかな。

松井 現実には使っていないんですよ。ただし公に言うとは支部長になるんです。

赤坂 学員会本部から見れば幹事長が支部長である。

谷村 学員会から見て幹事長というのはおかしいから支部長。

高橋 その職域支部の第一号の承認は昭和二八年一月一七日に旧西園寺邸で学員会本部幹事会が開かれて承認されたというようなことが書かれておりますね。荻山先生が。このへんも大体こういうことだったんでしょうか。

木戸口 この通りじゃないですかね。

「中央大学学員会の創立は、母校の前身英吉利法律学校が第一回の卒業生を出した明治一九年に始まり、同校校友会として誕生している。明治二二年母校が東京法学院と改称され、校友会も院友会と改名したが、更に明治三八年母校が中央大学となったので、院友会は学員会となり今回に及んでいる。この間学員会は母校発展のため多大の後援をしているの

であるが、太平洋戦中戦後を通じてはその活動は休止されていた模様で、昭和二六年になりようやく学員総会を開催して新たに規約を制定、役員を選任して再建の途を踏み出したのである。……学員会再建後、昭和二六・二七両年は高窪喜八郎氏が会長、二八年からは林頼三郎氏が会長に就任せられ、又副会長に法曹会から大谷彰一氏（二六）大山菊治氏（二七）岡弁良氏（二八—三三）が選出され、学員会首脳は法曹会員で構成されていた。この支部の設置については当初各都道府県に一支部を置く建て前であったが、学員の数が増加するに従い、かかる地域的支部の他に、各分野において学員同士のグループが団体組織し、実質的支部活動を行ってきたのである。その代表的存在が中大法曹会と実業界の組織である南甲俱樂部である。昭和二八年になると母校では近く迎えんとする創立七〇周年を記念して委員会を設置、記念事業遂行のために募金運動を初

めることになった。この企画に重大関心を持った中大法曹会では、ひんばんに会合するうちに大学との繋がりが多くなり、学員会の体質改善を唱えんと共に、法曹会をして学員会支部承認要求へと発展していったのである。かくして同年一月一四日中大法曹会は総会を開いて規約を改正し、法曹会が学員会の支部であることを宣言し、構成員を在京法曹と定め（全国的の組織としては支部不適格が考えられた）、新たに幹事長制を置き幹事長は併せて支部長に就任する制度とし、岡弁良氏を初代幹事長兼支部長に選任した。

右の規約改正に基づいて同月一七日旧西園寺邸で開催された学員会本部幹事会に対し、中央大学法曹会を学員会支部として承認せられたい旨の願書が岡支部長より提出され、同日満場一致をもって職域支部第一号として正式支部に承認されたのである。当時の記録をたどってみると中大法曹会会員数四九一名、その内訳は

次のとおりであった。

東京弁護士会	三十一名
第一東京弁護士会	一〇一名
第二東京弁護士会	三五名
最高裁判所	二名
東京高等裁判所	一名
東京地方裁判所	一名
東京地方裁判所(八王子支部)	一名
東京家庭裁判所	三名
東京高等検察庁	五名
東京地方検察庁	一九名
法務府	二名
(前出 中大法曹創刊号 荻山記)	

活動と行事

高橋 中大法曹会の活動としては、何か事がある時に東弁の地下の食堂へ先生方がお集まりになっている話合ってやってこられたということですが、そうしますと中大法曹会の正式行事みたいなのは総会、これは年一回だと思いますが、ほかには特別な行事はあったものなんでしょうか。

山本 これは私に関係することなんですけれども、中大法曹会で二回、一度は栄転

のお祝いやっていただきました、それから一度は歓迎をやっていただきました。これはまあ公務員だからですけども。

高橋 いつ頃でしょうか。

山本 私の記憶をたどっていきますと、私が特捜部長をしてまして、いわゆる造船疑獄事件なんかを河井君と一緒にやっていまして、横浜へ出た時があるわけなんです。

この時に東弁の地下で皆さんお集まりになって。岡先生でした、幹事長は。昭和三年一〇月に事件が大事件だったもんですから、まあご苦労でしたということで栄転祝いをやっていただきました。それからもう一回、これは柴田武先生が幹事長の時で、昭和三年の七月、私が松川事件を終えて東京地検の次席検事に帰って来た。この時は場所がちょっとわかりませんけれども、接触が多くなるというようなこともあったかもしれないんですけども、歓迎会をやっていただきました。

松井 私は山本先生と同県人で少し僕らのほうが後輩なんで、山本先生の会がある時には出ていましたが、どの時だかはっきりしないんですけれども東弁の地下の所がも

う狭くなるほどいっぱいだったと、そういうことを覚えてるんですよ。だから相当の人数だった。

高橋 東弁の地下の食堂で山本先生の場合は歓迎会、あるいは栄転のお祝いを中大法曹会でやっていただいたということですが、こういうことは時々やっておったんでしょうか。ご記憶がありましたら教えてください。

八島 裁判所関係では、所長に出るとかいう時に、同窓としての祝賀的な激励的な会をやっていたんじゃないかと思っておりますね。たとえば私が昭和四〇年に佐賀の地方裁判所へ行く時に、何か中大関係でしていただいたことを覚えておるんです。それから幹事長が就任された時に、時々披露会と言いますか、総会的な会合が行われましたね。その時にどうもご馳走になったというのが多くて……。

石田 幹事長が若干負担して、会費を取ったこともあったようですが、足らんとくらは幹事長が出ておったね。

高橋 山本先生のお話ですと、お祝い、歓迎等をしていただいたというんですが、法

曹会としては、この種の行事を正式行事としてやりだしたのはいつ頃からなんでしょうか。

山本 正式行事ではないのかもしれませんが、いつも出て来られたのは一弁では大山さん、二弁では柴田さん、東弁では岡さん、それから山本政喜さん、富田喜作さん、石田先生などがずっと出て来ておられたですな。せいぜい十人ぐらいでした。が会合といえども、ただ先ほど申し上げたちょっと名前をつけただけで……。

大塚 今やってるように形式だったことじゃない。

山本(清) そうではないかもしれませんが、東弁、一弁、二弁と裁判所と検察庁と五者が集まっていました。

堂野 私は昭和三十九年度の法曹会の事務を担当したので、事業メモがここにあるんですが、これ見ますと、三十九年十二月二十四日に谷村先生の叙勲祝賀会というのがあったんですね。先生覚えてらっしゃいますか。

谷村 どこでやったですか。

堂野 場所書いてないですね、三十九年で

す。

谷村 九年、もらったことは、ええ、第二回生存者叙勲。

堂野 十二月二十四日です。祝賀会やってます。それからもう一つ、四十年の四月六日に、田中宗雄氏の送別会。これは仙台の高裁に栄転したらしいんですね。そういう意味の会というのは、そんなものですね。

高橋 それでは、その前に岡先生とか、或は相前後して、荻山先生、或は大山菊治先生などが日弁連の会長になられたり、その外に単位会の会長になられた先生方がおられると思うんですが、そういう就任の祝賀会をやったご記憶はございますでしょうか。

堂野 それはやらないね。

松井 今の総会と同じで、総会をやった時に、栄任者ということで名前を出してやるというやり方で、我々なんかがよく出るようになってからで、柴田先生が幹事長をやっておられたあとです。

石田 総会でやったんですよ。叙勲者とか栄進者と呼んで、祝賀会を兼ねて総会をやる。

高橋 それはまあ今と同じような形ですね。

石田 ええ、全然同じです。

高橋 いつ頃から。

石田 四〇年頃から記憶がある。

松井 富田先生が幹事長をやっておられた頃に少なくともそういうことをかなりやっただけです。富田先生がやられたあと今井先生が幹事長をやっておられるのかな、私は富田先生との関係からいろいろな記録やなんかの受取りをやりましたから。

赤坂 近藤航一郎さん。その次今井先生。

高橋 富田先生の幹事長という四〇年、四一年ですね、その頃からさっきおっしゃったようなことが始まったというふうに考えていいわけですね。



小池 富田幹事長の頃には、おひろめをして、お祝い申し上げた記憶があります。

赤坂 私、ここに昭和四四年度の定期総会の書類があるんです。これを見ますとやつていますね。勲二等瑞宝賞牛山毅先生、同じく小林真太郎先生、勲四等旭日小授賞齋藤素雄先生、お祝いしていますね。

石田 昭和四四年、私が幹事長の時に松井君が副幹事長で世話になったんだけど、もやってましたね。

赤坂 四四年度の定期総会は今井先生が幹事長ですね。

石田 ああ、四三年の総会の時も今井君が病気か何かで私が幹事長を代行したことがあるんです。総会の議長を幹事長代行としてやっただけです。

高橋 幹事会などを開いて重要問題について討議するようになったのは何時ごろからでしょうか。

木戸口 いつ頃ですか。堂野先生や大塚先生がよくご承知だと思ふんですが、中大の学長を升本先生と片山先生が争って、相当激しい競争があったことがありますね。昭和三十何年ですか、その時に中大法曹会では何回も会合を開いて、どちらにするか、最後には投票したというふうに記憶しているんですけども。堂野先生、いかがですか。

堂野 投票した？

谷村 私と佐藤博君と話し合って、二人が仲が悪い、いつも喧嘩しているから、仲な

おりさせようと思って一席懇談をしたことがあるんです。私共の前ではわかった、わかったと、これから仲良くやるよというておりながらまた時がたつと喧嘩始めるんだ。何ともしようがなかったな、あれは。

木戸口 その時は法曹会が幹事会を開いて。

大塚 それはありましたね。

高橋 いつ頃になりましたか。

大塚 林先生が亡くなられて後ですね。柴田甲四郎先生が次を継いだから、その前後頃ですね。あの二人がもう仲が悪いというか、まあ法学部の教授連中もそれぞれ自分の恩師というものがあるものだから、それで学員にそういうものが伝わっていったんです。

木戸口 両派ありまして、どちらを支持するかということ、最終的には升本先生がなられたんですが。

大塚 相打ちみたいな感じで、柴田先生がしばらくやられて、それで升本さんがやっただけです。

谷村 同期でしょう、あれは。

木戸口 同期です。それで非常に難しかったです。

大塚 その時は私も覚えていますがね、地下室で何回か。ただ投票したという記憶はないな。あるいは僕のいない所でやったかもしれないが、僕は升本さんをついておったから。

■司法試験改正反対運動

堂野 それから三十九年に法曹会としては一つの事業だと思ふんですが、司法試験改正問題に対する対策として、各大学法曹会連絡会をやってますね。三十九年に司法試験の改正が問題になった時で各大学法曹会連絡会というのを開催した。

木戸口 この司法試験改正問題についての反対運動は柴田先生が非常に熱心にやられましたね。徹夜でやられたと聞いています。石田 確か山本政喜幹事長の時だったと思ふんですよ。病気で私が頼まれて、石田君、ひとつ中大が中心になってやってくれというところで、各大学に呼びかけて、日本、明治、立教、法政、中大と五つですか、この会館に来てもらっているいろいろ相談をしたことがあるんです。その結果大いに猛反対運動をすべきだと、知合いの国会議員の有

力者に呼びかけようというんで呼びかけて、結局それは粉碎されたと思うんですがね。

堂野 三十九年度の決算報告によると、司法試験改正反対各大学法曹会有志懇談会として八六二〇円支出してますね。ですから、各大学をリードして反対運動をやっていたことは、こういう記録によって想像できるんですが。

瀧澤 四〇年の一、二月頃常任幹事会で司法試験対策を協議して、三月二三日に各大学法曹会連絡会というのを各大学に呼びかけてやられたんですね。ですから昭和四〇年の三月頃ですね。

石田 そうそう、その頃ね。

木戸口 相当な運動をしたんです。柴田武先生が、司法試験の管理委員か何かやっておられた、あるいは中大法曹会かもしれないが。先生はあのために命を落したんだと言われるぐらいやられたという話ですね。高橋 司法試験改正の反対は三九年からだというんですが、この頃向江先生なんか相当地独自に反対運動やっていたわけですね。これと連けいしてやったということではないんですか。

木戸口 ではないんですね。法曹会としてやったんですね。

石田 誰が代表だかわからない。各大学の有力な人に二、三人ずつ来てもらって、中央も私のほかに二、三人寄って相談をして、思ったより反響があつて、それは当然やるべきだというような話から……。だけど運動について具体的に決定していない、各自が懇意な国会議員に呼びかける、相当呼びかけ我々も国会に行つて頼んだことがあるんです。その後は出さんから結局粉碎ということになるわけです。政府が教養科目を入れたり、今まで相当の研究、勉強したものをまるつきり無視されたようなことになつて、これは危いと言ひ出した人もあつて、松井 語学入れようとしたんですね。木戸口 そうそう。大塚 記録には残っていないかもしれませんがけれども、そういうことが問題になった時に、今でも覚えてるんですが、一弁で向江君が改正論者の小野清一郎先生と大分やりあつたんです。

組織的運営に向けて

高橋 組織としては委員会か何か作つて……。木戸口 執行部がやられたんですね、委員会じゃなしに。

大塚 今のように委員会を何月何日に開いてどうこうというのじゃなしに電話で連絡してというやり方だったですね。

高橋 総会なんかは正式通知は出していませんか。

松井 それはあつたですね。

大塚 役員選任の件なんて、やるんですね。あつたわけですよ。

高橋 何百人という全会員に通知したのでしょうか。

松井 大勢の人に出したけれども、全員に出すということじゃなかったんじゃないですか。

木戸口 しかし、富田先生が幹事長の時は会員名簿を作りましたよね。あのときちつと一応名簿は完成した。あれから総会なんか全員に通知したんだと思いますよ。

「中大法曹会の会員数は四一年版会員名簿によると東弁七七〇名、一弁二四二名、二弁一九八名、裁判所七六名、検察庁一一一名、計一三九

七名」(前出 中大法曹創刊号 荻山記)

赤坂 私の記憶では昭和三十六年柴田先生が幹事長になられた時は、私は後藤英三先生と、石田寅雄先生が法曹会へ入れ入れといって、えらい先生ばかりで、我々出る幕じゃないと、恐れをなしましたが、その間は、総会の通知は来ませんでした。三年たったら又出る出ると、その後出るようになっていましたが、あの頃はロコミでやっておったんじゃないですか。昭和三十年代は大塚 そうですね。三十年ぐらいはね。

高橋 そのころ松井先生は……。

松井 それはずっとあとです。柴田先生の頃は齋藤兼也君が、柴田事務所にいたから事務をやっていました。

高橋 三十九年当時会計担当を堂野先生やっておられたわけですね。総会なんかではそういった収支の報告とか、書面とかを出していたんでしょうか。

堂野 これは出てますよ。中央大学法曹会会計報告書として、昭和四十年五月三十一日現在収入は前年度繰り越しが二六七〇四八円、昭和三十九年度総会々費六三五〇〇



円、同上寄付金八六〇〇〇円(のし袋を示す。中央大学記念事業寄付金並びに学員会費割戻金が八六〇六〇円、利息が三三三二円、雑収入五三一円、これが収入ですね。支出としては、一六六〇四八円昭和三十九年度総会費用、一五〇〇〇円佐藤利雄、岡顧問花輪贈呈、一九〇〇円谷村先生叙勲祝賀会費用、四五六〇五円幹事会費用、二二三〇〇円印刷通信費、八六二〇円司法試験改正反対各大学法曹会有志懇談会、三三〇円文房具、こういうことになっております。

高橋 トータルでどのぐらいの金額ですか、収支の合計は。

堂野 合計は、収入合計五〇七三七一元、支出が二五九七九三元、繰り越しが二四七五七八円と、こういうことです。大した会計だね。

高橋 貴重な資料ですね。

■大学とのかかわり合い

高橋 中大法曹会のほうは、一応四十年頃までお話しいただきましたが、大学との関係に又もどりまして、昭和二十八年に職域

支部の第一号になったということですが、その頃は支部の意見という中大法曹会の意見で大体学校側と事が進められておったということ、岡先生あたりが述べておるんですけれども、その当時の大学と、中大法曹会のかかり合い、或は占める位置みたいなものについてお話ししていただければと思うんですが。

堂野 これは谷村先生にお伺いいたしますが、戦後、学校法人になって評議員が二十六年頃から弁護士の中から推薦され選任されたらしいですけど、その前はそういうことなかったんじゃないですか。

谷村 あったけどきわめて少ない。やはり官尊民卑で在朝のほうの人は多いけれども、弁護士のほうはあまり重視してなかったな。僕が評議員になったのは、確か昭和十五年だったな。十三年に東弁の会長になったんだよ、私は。それですぐには評議員になってない……。

高橋 昭和二十八年は大学の創立七十周年記念事業のための募金運動を始めようという事で、委員会を作ったということがあるんですね。ですからそのころから金集め

のことなどでだんだん発言力が強くなっていったのかと……。

木戸口 私の記憶では、今の七十周年記念事業で募金をするということ、従来地域支部だけだったのを、職域支部を認める。募金をするためには、もっと支部を作らないといかんということで、たとえば、私どもの属していた学研連所属の各研究室を全部支部にする、そして寄付を集めようという事になって真法会支部とか玉成会支部等ができたのです。

大塚 それは大川博さんが会長さんの時だ。木戸口 それで支部に割当てて寄付を集めようと。あの時に支部がうんとふえたと思います。

大塚 金集めなんかにはある程度効果があったんだな。

山本 私が評議員になったのは、学校で調べてもらいましたら、昭和二十六年の四月ですよ、大分早いです。これどうしてかといえますと、二十三年頃から大学の講師やってたんですよ。現職で二十六年、四月の時に東京地検の刑事部長で、まあそんなことからかもしれません。法曹会の推薦

ということではなかったのかもしれませんが。谷村 検事というものに重きを置いてるんだ。

山本 それでは、私の記憶が鮮明に残ってるのは、昭和三十八年十一月に私は東京地検の次席の時に大学の監事をやってるわけです。二期やってるんですが、この時は竜前さんに呼ばれて、山本さん現職だけれども監事だからいいでしょうと、まあ上司の許可を受けて、ひとつ、理事じゃないんだから監事だからということ、三十八年十一月から四十三年四月まで二期、中央大学の監事をやりました。こっちは中大法曹の推薦であることは間違いないんです。評議員の時はこれは検事だったからかもしれません。

堂野 谷村先生や、亡くなった佐藤博先生が学校の理事になられた。それで私もその時一緒に評議員になってるんですよ。そういうふえた時……。

木戸口 今の一番古い方の評議員は二十六年選任の方なんです。当時学研連の世話役をしておられた大塚先生をはじめ向江瑋悦先生、岡田錫淵先生、井出甲子太郎先生な

ど当時の研究室の支部長クラスの方とか、それよりも少し古い堂野先生とか、富田先生などが二十六年の新制学会が再発足した時に選任され現在一番古い評議員なんですよ。

大塚 今の職域支部とか、たくさん支部ができたお話でしたが、大川さんが会長やっておられる時にそういう支部がたくさんできた。前は限定されておって各府県に一つしか支部はなかったけどそれを職域支部を認めることによりたくさん支部を作らせた。その結果相当学校に熱心な人がたくさん出てきたわけで、その中から学会協議員が選任されたわけです。学会協議員という制度は、大川さんが金を集める時にお前協議員にしてやったからいくら出せとかということ（笑）金集めをしたらしいです。大川さんは理事長やってそのあと後半は学会会長を兼ねたと記憶していますけど、相当努力されましたね。

高橋 昭和二十八年頃、大学の始業式とか卒業式に、支部としてか、法曹会としてか、ちょっとわかりませんが数人が代表として招待されて、出席したということ言



われているんですけど、先生方そういうご記憶ございませんか。

木戸口 招待されたと書いてあるんですけど、これは理事とか、監事とか役員やった人じゃないんでしょうかね。

谷村 割に広範囲にやっていますよ、招待は。大塚 あるかもしれんなあ。事務当局がやってくるからわからんな、中大法曹だけじゃない南甲クラブなんかも同時にやってくるでしょう。

赤坂 法曹会と大学と非常に密接な関係を生じたのは、昭和三十年の七十周年記念、四十年の八十周年記念、この二つの記念事業を実施するために、大学の要望もあって支部を作ったので密接な関係が出てきたんじゃないでしょうか。

松井 そうだと思えますね。

赤坂 人事問題はその後になるんじゃないですか。昭和四十年頃までの間に谷村先生が評議員会議長になられたとか、河和金作先生が理事になられたとか、三根谷先生が理事になられたというのは、法曹会の推薦なんでしょうか、どうでしょうか。

赤坂 法曹会は大学の人事というものにあ

まり関心もなかったし、そういう活動してなかったんじゃないでしょうか。むしろ大学の七十周年、八十周年記念事業協力団体としての活動が先だったんじゃないでしょうか。

山本 三十八年の私が監事になった時は、竜前さんから言われたことは間違いありません。

赤坂 三十八年以前は。

谷村 私五期やったんです。五期の任期残り一年ある所でやめたんです。十年のところ一年あと残してやめたんです。

大塚 その頃はあまり今のうちにやらなかったよね。谷村先生は経歴からして当然のことになってるんですよ。

「私は……昭和二七年には東京弁護士会の会長に選任せられていたの
で何かと学校からも重要視されるに至り林さんのよき相談相手をするようになった。当時の中央大学評議員会では、学校側から阿部文二郎氏が代表して発言し、他の団体では法曹会の幹事長が代表して発言して大体のことは決定していたが、学校内部

は勿論学員の中でも誰れ一人異論を唱える者はなかった。……私は又昭和二九年五月には中央大学学員会の副会長に選任せられ又、昭和三七年四月から中央大学の理事に就任したのであるが、そのとき佐藤博君を学員会長に推薦し、谷村唯一郎君を常議員会議長に推薦した、三根谷実蔵君の理事と河和金作君の理事は同君等が林学長と特別縁故があったに基づくもので法曹会の推薦ではなかった。」

(前出 中大法曹創刊号 岡記)

小池 私の記憶では、昭和三十五年頃からは法曹会の幹事長をやった方が、学校の理事又は副議長になるという一つの前例ができたですね。それで竜前先生が副議長になられ、山本政喜先生が理事に、それ以来ずっと大体幹事長になって、それから理事、役員に入ると……。近年は、こちら(滝沢)のように先に理事やって、あと幹事長と、逆になったりすることあるんですが、かなりの間は、伝統的に幹事長になったら次は学校の役員というのが慣習になりましたね。

三十九、四十年頃。

赤坂 大塚先生や山本政喜先生と一緒に理事になられた時は、法曹会の推薦ですか。

大塚 いや僕のは違うんだよ。先程話題になったように、片山、升本氏がいろいろ問題があつて、ある会合で、二弁の柴田さんが大塚君やれよというんです。何のことかと思つたら、君理事やれと。柴田さんが亡くなられる二、三年前かな、それぐらいでしたよ。山本さんが監事になられたのは、もうちょっと先じゃないですか。

山本 三十八年。

大塚 じゃその頃だな。理事長は誰でしたか。

山本 大川さんと升本さんと二期やりましたから。

大塚 大川さんの時じゃないんだ。僕は升本さんの時だから……。

小池 法曹会の幹事長が学校の評議員とかそういうほうにかなり力があつたということとは、三十二年に私が評議員に学研連から推薦受けましたけれども、岡先生が反対されて、あいつはまだ若いからだめだという。それで会長選挙の時私は反対運動やりまし

た(笑)。ところが三十三年に私が副会長やりましたら、岡先生がもう小池も合格だと、じゃ推薦しよう、岡先生に推薦していただいて私は評議員になったですね。だから、あの当時、やはり学会というものがかなり力を持っていたという記憶がありますね。

大塚 多少中大法曹会の歴史の裏面史みたいになるかもしれんけど、小池さんのお話して思い出したんですが、支部を作る時に学研連の支部を作ろうじゃないか、それで今ご承知のように各会で支部があるでしょう。そんなに作らんでいいじゃないか、学研連支部でいいじゃないかということが、大分言われてたんですが、それだめだとかんばった。だから岡さんなんかは、何だ若僧が出て来てなんて、僕らもそう思われたかもしれない。

高橋 大体様子はわかりました。それからお茶の水の大学の本館四階の改修問題が起った時に、大分力を貸したというようなことも言われているんですけど、その辺のことご存知でしょうか。

大塚 四階を作る時、変な物作ったでしょ



う、上に。あれ問題になったんだよ。力を貸したことは間違いないです。だけど中大法曹会だけがやったということじゃないな、中心勢力にはなってます。

高橋 その時には寄付を集めるとかそういうこともやられたんでしょうか。

大塚 いや、あの時はないです。その頃は中大は金持ちだったんだよ。銀行にも預金大分あったんだ。

高橋 そのほかにその当時までの間に起った顕著な出来事とか、こういうことは残しておいたほうがいいということ、思いあたりましたら、どなたでも結構ですが。

山本 私は中大法曹会ができる前は南甲法窓会にいて、中大法曹ができてから中大法曹を一生懸命やっておったわけです。それで東京の検事数がどんどんふえてきました、若い検事を中大法曹会の方へ連れてこようと思ったら、どうも先輩弁護士の人と一緒にいるのが具合が悪いというので、それで結局三十八年に検察支部というのを作ったわけです。子会社を作って、そこで栄転する毎に祝賀会をやったわけなんです。だんだん人数がふえてきまして、私が次席

の時なんか栄転祝をやると、地検の食堂が狭くてできなくなっちゃうくらい検察庁が盛んな時代もあったんですけど、その後、そういう移転の度の会なんてのは検察支部でやってないらしい。定期の会合は今でも若い検事連中が集まってやっているらしいですけど、そういう時に私は中大法曹会の方にも出てくればいいというんだけど、なかなか若い連中は、えらい人ばかりだからということと出てくれないんです。私なんかは、岡先生とか、みんな幹事長やられたような方の会合にしょっちゅう出入りしとったんですけど。

大塚 裁判所の方は年度変りの時に、出入りしたりする人の歓送迎会を兼ねて一回総会を開く。出て来いといわれて僕も仲間入りをしたんですが、出席者が非常に少ないんですよ。OBの人が多くてね。検事のほうは立派な先輩がずっと続いてきたから割合にいいんですが、判事のほうはそうもいかないんで、まあ吉田久先生なんかもいきましたけど。中にはそういう所、大びらに出て行くのいやがる判事が昔はいた。そういうことではいかんというんで、多少ねじ

を巻いて、東京高裁における連中が僕に会長やってくれと、会長名でびしゃつとやったほうがいいからというので、私が会長引受けてやったら若いのが大分出てくるようになりましてね。そのうち塚本裁判官が最高裁に入ってきたから、僕は会長バトンタッチしたら非常に盛大になってきた。中心になる人がおって、やっていただかないといけないと思っておるんです。

谷村 どうも今の中大法曹会員の中では、弁護士が一番多いですわね。ご承知の通り全国一万千人ぐらいの弁護士のうち三千五百人ぐらい中大ですね。検事は、副検事を入れて千百人ぐらいで、その中三百五十人ぐらい。判事は、判事補も入れて全部で千五、六百人いるでしょうが、その中の二割程度で少ないです。どうして裁判官の志望者が少ないのか、私はある時修習生になった人に聞いてみると、修習中に検察庁の修習指導検事が非常に親切に、家族的にやってくれるという。判事のほうは例により法律一点ばかりか何かしらんが割に冷淡なんだ。そういう関係もあって検察庁のほうは先輩も多いし、就職を勧誘される先輩も多いよ

うだ。裁判所のほうでも少し考えてもいいんじゃないかという気がしますね。

■大学紛争と中大法曹会

高橋 今までに昭和四十年頃までのことを先生方のご記憶をたどっているいろいろお話し願ったわけなんですけれども、ぜひ先生方にお話しを伺っておかなければいけないのが、四十二年から三、四年にかけての大学の紛争のこととございます。このことについての中大法曹会としてのかわりあい、どういうことであの紛争の鎮静に努力されたかというようなところをぜひお聞かせ願いたいと思います。

山本 その頃丁度私、大学の監事やっておりました。四十一年十一月から四十三年四月までで、二期目で、理事長が升本さんでした。実は理事会もほとんど学校では開けないものですから、「山ノ上ホテル」だとか、「丸ノ内ホテル」とかでこっそり開いて、学生を避けてやっておったわけなんです。その頃保利茂さんなんかが理事やってました。学生に対してあまり甘えさせてはいかん、毅然たる態度を取れということ

を我々は主張してたわけなんです。まあ、そういうような主張の方が多かったんですが、結局升本先生が理事長兼総長で学生を逮捕しなきゃならない所まで行ったわけです。私は東京高検の次席しておったので升本さんに辞させてもらいたいと申し出たのですが、結局は升本さんもやめられたんです。もう理事会開けなくなっちゃったですね。

大塚 ご承知のように全国の大学が非常に紛糾した、学費の値上げに反対した。教授連中も結束できないんです。それで白紙撤回せざるを得なかった。あれだけ大きい大学で白紙撤回というのはないんですよ。早稲田、慶応なんていうのは先にうまく上げておって、中大はのろいものですから、それで撤回したら大きな差が出てきたんです。それで全部やめちゃって、五鬼上先生が理事長になって、いわゆる常置委員というものを設けてやったんです。常任理事なんかのやり方がまずいと、不正があるということで告訴するとか何とかいう問題があった。僕はそういう事実があれば刑事事件にしてもいいけれども、大学としてはマイナスに

なるだけで、損害があればそれを取り返せばいいんだからという意見だった。結局五鬼上さんあとで気の毒に亡くなられたんですが、あの時に中大法曹会も相当努力された。法律家というのは法律に照らしているいろんなことを調べるのは上手なだけども、前向きに対処するというのは、必ずしも得手じゃないですね。

赤坂 大塚先生の理事は、升本理事長の時ですか、五鬼上理事長の時ですか。

大塚 升本さんが理事長のとき。撤回しなければ学校破壊されたですな、非常にひどいものでした。それと、教授が解決しない、各学部から理事に出て来てるけれども、学部で報告してないですよ。自分の部へ帰って、ある程度話してもらうために各部から理事が出てるのに、それをやってないわけです。これは今後のために若い人に申し上げておいたほうがいいと思いますが、この経験から私が理事長を引受けた時は、各学部の部長を理事にするということを条件にしたんです。そしたらその時は学部長ですから、理事会の決定事項を帰って各部の教授に報告してくれて、非常に根まわしが良

かった。学費値上げも倍に上げたし、早稲田、慶応に遅れをとったのは取り返せたわけですよ。谷村先生も、そんなに急に倍にしくてもいいじゃないかと言われましたけど、苦勞するのは同じだから、五割ぐらい上げてたんじゃ追いつかないということ……。私は途中でご承知のような事情でやめて、堂野先生にあとを完成してもらいましたけど……。

高橋 小池先生、中大法曹の創刊号に中大紛争についてというのをお書きになってるんですが、常置委員会というのは、いつ頃作られたかご記憶ございますか。

小池 これは升本先生が理事長をやめられたあとに、すぐできたと思うんです。

高橋 五鬼上先生になってからですか。

小池 はい。升本先生がおやめになったのは、会費値上げに絡んだんですけれども。結局、教学のかなりの人達が学生と共闘やったんです。升本先生を排撃というんですか、値上げ反対に絡んで。それで升本先生も教え子に何か足すくわれるような形になられ、かなり憤慨もされておやめになったようです。で、五鬼上先生になってから、

評議員会側のほうが主として教学に対して、又学生に対しても甘やかしちゃいかんということで、激しい言葉で言えば反撃を開始すると、それで常置委員会というのを作って、学校の前の理事の方達のおやりになったこと、教学方面、あらゆる所を洗い直していかなければいけないというのがあの常置委員会ですね。

高橋 常置委員会には中大法曹会からも、かなり多くの先生方が委員として出ておるようですが。

小池 ある程度出られましたな。教学のほうに言わすとタカ派的な人を選んだということで、常置委員になった方の大部分はその後評議員にはもう任命されない……。馬越旺輔先生とか、福山忠義先生、栄沢忠幸先生とか。石田先生は、やわらかいから評議員に残られたんですが。堂野先生も。

石田 常置委員会は確か四三年頃できたんですが、これは当時いろいろ予算なり運営について疑惑があつて、小委員会を設けよく調査検討すべきだということで、我々も兼平さんもみなはいって毎週のようにやっていますね。委員会では五時、六時まで夕

飯も食わずにやって。その当時清水組の工事七〇〇〇万円に何か不正の問題があるとして秋山邦夫君が告訴したですね。それも常置委員会でみなあばいたわけです。四三年に学生が籠城している学生会館ですね、この使途を明確にしなかったんです、決算に。これが常置委員会で問題になって、学生会館運営委員会規則によると、公認会計士二人で監査せしめなければならんと、公開しなければならんというのを監査もしなければ公開もしない。それで四四年度かまた七〇〇万の同じ予算を盛ったから、これは認められないと、予備費に入れて、必要に応じて出すべきだと、私も妥当だと思うから賛成した。先生方強すぎるという反対の意見もあったかもしれないが、かなりそういうようなこともあったので、学生の反対運動の理由にされた。警視庁の人かに聞いたことがあるが、学生会館にこもられて、他校の人も随分はいつていた、前は狭く難攻不落で困るんだと、解放するから常置委員会廃止せよという意見もあったというんですが、ところがなかなか解放しない、結局最後は閉鎖になったという記憶があるん

ですけれども。そういうことがあつて、当時の常置委員の人はみんな怒っていましたよ。

赤坂 石田先生ね、常置委員会であばいた問題というのは、先生の今おっしゃった清水建設の請負代金にからむ問題、これはどうも初め四五〇〇万円返せと言ったら二二五〇万に負けてもらいたいと清水建設が言つて、それを今度一〇〇〇万にして処理したというような事実があつたということが言われておるんですが。それから中央大学の食堂の問題、これに教職員がからんで、特に某理事がからんでおるということでこれもあばかれておる、学生会館の問題をどうも指摘したらしい。それから闇給与があつたと、出張旅費を水増ししたり、そういうようなことがあつた。それから風紀素乱の問題があつたというようなこと、これらを取り上げたというように聞いているんですが、それらもやったんですか。

石田 ありましたね。

谷村 あれは常置委員の全部でないかもしれないが、日当取るんだよ。出て来て費用を。そういうのがわかったから、これは大変な

ことだ、こういうのは速やかに排除しなきゃいかんという空気が高まってきたことがあるんです。

小池 それが全学封鎖の一つの大きな引き金になったんですけれども、全学封鎖は、もう日大、明大、東大、ほかの学校もみんな盛んにやりだしたから、中央大学自体も四十三年の十二月の十日ぐらいから全学封鎖になって、学校の中へみんな立て籠っちゃったですね。理事会もずい分苦勞されたけれども、どうにもならんということで、四十四年の五月になってから五鬼上内閣は全員辞任されたです。それで四十四年の五月に金子文六先生が理事長兼総長職務代行になられて、法曹会から私と一弁の藤井暹さんとが理事に出来ました。そのあとの紛争解決ですが、それこそ学校内では理事会も開けないんで、あっちこっちかくれながら、毎日「山ノ上ホテル」あたりにおりまして私は常任じゃないけど毎日行きました。学長が原田剛先生、ふにゃふにゃしていて剛じゃないんですね、あの人は。教育者として機動隊などは絶対排斥するということ言われたり、もう処置ないんです。それで金

子先生と相談して、私が内容証明書いて、先生に辞職勧告をしたんです。各学部長にも同意してもらって出したらやめられて、

文学部の島崎先生がなられた。これはスポーツマンですから、もう学校のためにはあらゆることを考えないかんというので、非常に尽力され島崎学長が八月に学生に一応花道というか逃げ道をやらなきゃ猛獣は出て行かないといわれて学生を学生会館に入れるということで一晩の中に機動隊を入れないで全部きれいに明渡させて、それで学校は再びやれるようになった。どうやら単位が卒業に間に合うことになったのです。文学部あたりは、八王子に仮校舎を作ってずい分やった。そこで文学部は非常に、あそこが気に入りました、八王子への移転については教学の反対がずい分強かったけれども、あそこへ移転するという先べんの発言をしてくれた。文学部が率先して移ることに賛成されて、だんだん移るようになってたといういきさつがあったですね。赤坂 常置委員会というのは、いつ頃無くなったんですか。自然消滅ですか。小池 これは五鬼上内閣の辞職と共に。あ

れは評議員会で作ったから、五月の評議員会で解散。

赤坂 常置委員会を設置したのは五鬼上理事長でしょう。解散も五鬼上理事長がおやりになった？

小池 解散もね。

高橋 常置委員会はこういう権能を持っていたんですか。

小池 権能はね、最初はそれほどないと思っただけども。

高橋 大体何人ぐらいなられて……。

小池 さあどれぐらいいたでしょう、二十人そこらはいたと思います。

赤坂 大沢雄一さんなんて熱心でしたね。

大塚 五鬼上先生は気の毒だった。あの人は温厚な人で自分の思う通りいかなかったでしょう。常任監事なんて人がいて、その監事が判押さなきゃ常任理事は変えられないというんだから……。

赤坂 学園騒動の頃近藤航一郎幹事長時代に、法曹会館で白羽祐三さんが法学部長ですか、ずい分大学との交流をやりましたね。あれは一体どうしたことだったですか。松井先生ご存知ですか。

松井 あれは大学内部の教授連の話を聞くじゃないかということをやった。それで相当人数ふえてきまして、十人前後ですか、学内の状況についての話をしていました。

赤坂 あの頃学校側は、私の記憶によると大学のことは我々に任せよ、学員はあまり文句を言うなというような空気でしたね。あれはすぐ解決するんだと。学員と学との対立というのは相当深刻にあったんじゃないですか。

松井 対立というか、あの頃から盛んに学校と接触して。ことに堂野先生大学問題特別委員会の委員長をおやり下さったんじゃないですか。

堂野 あれ大学の後任人事を決めることじゃないでしょうかね。結局升本さんが投げ出したのは、教学が非常に左寄り、学生に非常に同情的で、教学の進み方は逆の方向に行ってるんじゃないかということで、要するに常置委員会が設置される一つの引き金だろうと思うんです。で、常置委員会はそれを是正していこうという、名目はそうだけれども、実質的には非常に教学に干渉するし、まあ右がかった人が相当いたもん

だから、対立がだんだん激化していく。こちら側はまるで教学側の非を暴くという傾向になりつつあると、一方教学側では大学の教学運営は我々にまかせると、学員が云々すべきではないという対立が激化していたところでああいう常置委員会問題が出た。最後には教学側がキャスティングボートを握って、常置委員会は有名無実になったというのが、真相じゃないですか。

谷村 度々その当時の幹部会合に出たことがあります、上野精養軒あたりに逃げていて、あそこで。要するに結局はね、教学側がその後総長の言うことを聞かなくなった。私どもは値上げについてある程度妥協する余地がある。やり方によっては値上げの案を修正してやれば話はつくと思は思っておった。ところが、それやらないんだ。教学から出ておった理事だな、学部長の理事だ、そういう連中が全然総長の言うことを聞かなかった。で仕方がないんで升本君が投げ出した。

大塚 あれは公表されてない事実も裏にありましてね。谷村先生覚えておられると思いますが、投げ出すというかその二週間か

三週間ぐらい前に、辞表を理事会へ出していった。先生にそんなことだめだ、戦争最中に大将が辞表出したら負けるに決まると、僕ら言ったって興奮しちゃってるからだめだ。それで谷村先生と大川先生の二人で話してもらったら、大塚君あれはやめると言ってるけどやめやせんよとこうきいたものだから、それなら結構ですと、で又続けてやってきたんです。ところが席でやめると言っちゃったんだよ、大勢聞いている所で。それで理事会で問題になったんだ、上野の精養軒で。皆さんは総長いきすぎだといわれる。だまったら、大川さんが大塚先生、何か意見言えという。それで、升本先生にちょっと先生席はずして下さいよと言ったら帰っちゃったんです。隣の部屋にいればいいのに帰っちゃった。それだから収拾できなかった。

高橋 大学問題は大きな問題で話はずきないと思いますがこの辺で。

■中大法曹会の機構改革

赤坂 中大法曹会は、この頃評議員会におきまして、法曹会として意見を、幹事長、

或は幹事長に代るべき人が発言をしますけど、法曹会として、評議員会その他において、大学に対していろいろ発言をするようになったのは大体いつ頃からでしょうか。

木戸口 それは中大法曹会ができた当時からずっとではないでしょうか。法曹会の発言力が特に強くなったのは私の記憶では例の基本規定改正問題について法曹会が学員会全体の意見を代弁するような意見書を基本規定検討委員会に出して、南甲倶楽部や体育会など他の学員会支部から高い評価を受け、結局、法曹会の提言した方向で基本規定が改訂され、大学当局からも学員会全体からも評価を受けていることによるものと思います。その外にも法曹会では大学問題特別委員会とか法職コース協力委員会などを作って大学に対していろいろ適切な提言をしてきたからではないでしょうか。

高橋 そうすると、昭和四十八年頃からというふうにお聞きしてよろしいですか。

松井 その点、四十四年の法曹会の規定が改正されるわけです。若い方の意見が出てきて、委員会作ってちゃんとやるべきだと四十四年に石田先生が幹事長になられます

ね。その時に大学問題特別委員会ができるわけです。四十二年に例の会費値上げ問題で、大学混乱しておりまして、そのあとを受けて、大学問題特別委員会を作って、堂野先生がその委員長になられて、そのあたりから非常に盛んに委員会活動などが行われるようになっていってわけです。中大法曹の創刊号に堂野先生が、大学問題特別委員会報告を書いているわけですが、この委員会は法曹会館や、NHKの青山荘などで、大学の先生方においていただいたりして、委員も全員出席して、夜のかかり遅くまで委員会活動を盛んになさったわけです。

高橋 この大学問題特別委員会は昭和四四年に設置されて、中大法曹会の機構改革特別委員会は四三年七月二三日に設置することを決定して発足しております。

石田 四四年に私が幹事長になったのですが、その一年前から原田勇先生が委員長で、赤坂君なんか熱心にやっておられた。で、四四年の総会で会則改正が承認されたわけなんです。

高橋 機構改革についてどういうことが問題になったんでしょうか。

石田 よくこれまでと思うぐらい、根本的な改革で、それまでの法六条か何条かと違って、目的に司法の発展とかをあげ、役員も幹事は一〇〇名、常任幹事も二五名にふやし、中大の役員などもみんな幹事会にかけるという具合にかなり民主的になった。それから、会報とか、会員名簿の発行なんかも加えられて、それで創刊号を出すことにしたのが、この時ですね。それから研究会とか講演会、座談会の開催。それから副幹事長を加えた。今まで副幹事長がなかったと思うんです。

松井 そういうことは赤坂先生よく知っているんじゃないの、今はもう若手じゃないんですけれども、東弁の先生が随分えらい勢いで発言されて、僕なんか随分厳しいアピールだと思ったけれども。

赤坂 大学紛争は昭和四二年頃ですね。それで大学紛争に対応するためにいろいろ法曹会が大学に対する意見を申し上げたり、あるいは大学当局からもまいりまして、常任理事やっていた崎田さんとか白羽祐三さんとか、ああいう先生方とよくこの法曹会館で会合しましたね。その頃は近藤航一郎

幹事長だったね。従前は幹事長と幹事が若干名おって、組織化されていない、あまり。

幹事長が幹事会に相談するということをしないで大学というんことを直接やったとかということがありまして、我々は若い時でよく知らないが、それで民主化運動というのをやったわけですね。東弁の若手が最初名乗りを上げて、一弁の誰だったかな、そういう人達がみんな参加して、今井幹事長に対して、民主化をやるためには組織をちゃんとやれという申入れをして、今井幹事長がそれを受けて、その当時松井先生は今井幹事長の下で、常任幹事。常任幹事が今の副幹事長兼事務局長みたいなことをやっておった。松井先生と水本民雄先生が常任で、もう一人この時は斎藤素雄先生も常任幹事だった、三人いましたな。それを強化しなければならんということで会則改正に踏み切って、機構改革の委員会が発足した。これがどうも本当のようでしたな。

高橋 そのへんのことは「中大法曹」創刊号の「中大法曹会の歴史と展望」という座談会の中に若干触れられておるようですけれども、要するに民主化運動と言ってもい

いんですか、それとももっと適切な言い方が……。

赤坂 従前の会則というのは学会本部で作ったお仕着せの非常に簡単なものだったんですね。学会本部で作ったんですから、学会の本部のほうばかり向いた会則だったわけですね。ところが今度こっちのほうへ向いている会則にしなければならんというところで、目的なども前は「中央大学の健全な運営に協力し、意見を具申する」と、これだけだったのを、今石田先生がいわれたように、「会報の発行、会員名簿の発行、研究会、講演会および座談会の開催」というようなことをやり、幹事も幹事長、副幹事長、常任幹事、幹事、会計監事というふうにして、そして幹事会は年に二回、常任幹事会は四回必ずやれと、総会も五月中旬に必ず開け、少数会員の要求があった時は総会も開けというようにしたんです。それから従前は大学に対する、あるいは学会に對する人事問題については、どこかでモヤモヤとやられておったのを、今度は幹事会において、中央大学の理事、監事、評議員、その他の役職員ならびに中央大学学会の

役員、各候補者推薦に関する事項を決議する、となつてピタッと押えられた。軌道に乗ったわけです。しかも幹事の選出については、選挙ブロックを第一区が東京弁護士会、第二区が第一東京弁護士会、第三区が第二東京弁護士会、第四区が裁判所、第五区が検察庁と作りまして、東弁からは四名、第一東弁からは一名、第二東弁は一名、裁判所二名、検察庁二名と幹事を割り当てたわけです。それまでは私共の記憶しておるところでは、三四、五年頃に僕は石田先生と後藤英三先生に、中大法曹会というのがあり、親和会の人ばかりやっているから、法友会がいらないからはいれと言われて行ったんです。だから東弁の中では親和会と法友会のバランスみたいな形でこうなっておったんで、別に選考委員会にかかったようなことはなかった。それが新しい会則できちつと整理されたんです。

高橋 結局、今言ったような内容のものが四四年四月一八日に機構改革特別委員会の原田委員長名で出されて、その年の五月一七日の総会で承認された、それが今の会則の土台になっているものということだ

すね。

赤坂 新会則で初代の幹事長になられたのが石田先生。

■大学の基本規定改正問題

高橋 この頃に、これに続いてということになるんでしょうけれども、四四年七月に先程少し話に出ました大学問題特別委員会が中大法曹会の中に設置されておりますが、これはどういういきさつから設置されるようになったものなんでしょうか。

石田 確か法曹会に諮問があったと思うんですが、当時中央大学に大学基本規定検討委員会ができて、そして諮問の時と思うんですが、金子理事長の当時かな、金子理事長だとか学務部長、学長、学部長とかを呼んで、とにかく金がないもんですから千円ぐらい会費を取った、今まで取ったことがないのに。

松井 NHKの青山荘

木戸口 その時の要望書がある。

石田 そうそう、総長を維持するとか選考を変えなければいかんとか、事業理事というのがいて、今の常務理事に変更するよう

要望もしたし、大体相当基本規定改正に寄与していると思うんですがね。

高橋 大学問題特別委員会の初代の委員長は堂野先生で、その次は石井一郎先生が受け継がれたわけです。

赤坂 石田先生が幹事長に就任されたのは昭和四四年ですが、この時は松井先生と僕が副幹事長で、阿部三郎さんを事務局長にしたわけです。そして執行部提案の形で、法曹会事務局職制というのと、大学問題特別委員会設置の要望書を幹事会に出したわけですね。四四年四月三〇日付になっております。ところが事務局職制のほうは非常に細かくやったものだから、まあそう細かくしないでもいいじゃないかということで、事務局職制が庶務部、会計部、広報部、会議部、会員部、渉外部となっていたのを、事務局長と、事務次長を置いて運営するということにして承認された。それから大学問題特別委員会の方は、この要望書というのが創刊号に出ていますが、当時の大学紛争に対応するためにその紛争の実相ならびにその真因をつまびらかにして、速やかに法の秩序による大学自治の確立をめざす、

時宜に適した対策を立て、母校の興隆に寄与せんとする、というのが設立の趣旨です。今存続している大学問題特別委員会とは名称は同じですけども実体は変っている。

高橋 堂野先生が中大法曹の創刊号に書かれた大学問題特別委員会報告によりますと、学園紛争を続けているのを見て、母校の正常化と再建について何らかの貢献をしたいという強い要望からこういうものを設置したと述べておられるんですけれども。

松井 その通り間違いありません。

高橋 当時の大学問題特別委員会というのは何人ぐらいで構成されておったんでしょうか。

赤坂 第一回委員会の顔ぶれが、東弁は二〇名、一弁が九名、二弁が九名、裁判所六名、検察庁六名、こういうように構成されております。

木戸口 宮田先生副委員長です。

宮田 なまけておったね。NHKの青山荘へは何回も行ったことあるよ。

高橋 当時のことは割合くわしく会報に残されておりまして、外形的なことは大体わかるんですけれども、大学問題特別委員会

の活動の中で特に思い出に残っているとか、この際述べておきたいというような事柄がありましたら、どなたでも結構ですので教えていただければと思うんですが。

松井 先ほど赤坂先生が言われたこの会館の中で、一階の例の隅の所で大学の法学部の教授やかなり多数の教授がみえ、そこで大学の実情について話を聞いているんですよね。大学の大勢の教授連なんかと法曹会との交流というのは、それが初めてで、その後もあれだけのものはなかったんじゃないんでしょうか。数の面からいきましてもね。

高橋 それはこちらから呼びかけて来ていただいて、いろいろ進言をしたということになるわけですか。

松井 そうですね。いわゆる学校大荒れの時代ですからね、日本国中。そういう状況を正常のものにしていくために実情を聞いてみなければだめじゃないかということであって、青山荘へ。この法曹会館でもやっていますし、それは何かデータがありそうなんですね。

木戸口 随分やりましたね。金子先生が総

長職務代行でみましたしね。

高橋 堂野先生のこの報告の中に若干のっております。申し上げますと、「小池理事との懇談を第一回として、事後金子理事長、後藤監事、島崎学長、白羽法学部長、小野事務局長、松見職員組合委員長、荻山学員会副会長等との懇談を重ねて大学の実情について得るところがあった」と、こういうような書き方になっておるんですね。

赤坂 ところがこの委員会を開きますとね。常置委員であつた先生方とそうでない方との意見が非常に対立しまして、常置委員の先生方は、相当分析して大学の内部をえぐってよく知っているもんですから徹底的ですわ。タカ派的な発言とやはりそうじゃないという意見が基本的に対立しましたね。そうするとそうでない人達はやるたびに元へ戻るんですね。前の常置委員会問題にさかのぼるもんだから、そういう人達はあんな委員会出てもしょうがないじゃないかという批判が大分ありましたね。しかしこの委員会の中でその後中央大学基本規定改正に関する事項なども検討してましますよ。

総長問題、理事の問題。

高橋 学校の基本規定の問題につきましては、四五年の一二月に法曹会の意見を基本規定検討委員会に対して具申したことがありますが、それがあまり受け入れられないうで、さらに四七年に基本規定検討のための委員会をまた再開して。

木戸口 再開したんじゃないかと再度各評議員に送付したんですよ。

高橋 同じものをですか。

木戸口 そうです。山本清二郎先生の時にもう一回、これは学校だけに出しても埒があかないというんで、各評議員に全部配付したんです。

石田 学校の委員会もなかなかやらなかったんですよ。というのは先生の意見が非常に強くて、常置委員会も目の敵のようにされたんです。一部学生に通じているとはっきり思われる人がいましたね。我々もいつの時から中庭で監禁されたこともあったけれども、相当ひどかったわけですね。

木戸口 意見書を作るについては小委員会を作りまして、石田先生もはいっておるんですが、柴沢忠幸先生が小委員長で、本間崇君とか私も、中津靖夫、浜秀和、吉永順

策さん、竹村照雄さん、こういう人たちが小委員になって原案を作って、それで代議員会で承認されて、評議員会へ送ったと。

評議員会の議長とか大学の理事長とか検討委員会に送ったわけですね。これがどうも教学側の意見が非常に強くて、取り上げられない、怪しからんというわけで、各評議員にいつせいに送り届けて、再度意見を具申したわけです。

赤坂 私の手元にあります資料によりますと、大学問題特別委員会が発足した当時の経過が書いてあるんですが、昭和四五年五月一五日が第一回で、当時は東弁でやっていますね。この時今後の運営方針と研究および検討事項について、小委員長選任と第二回が六月三日、中教審の報告書、当中教審の報告書があつてそれを問題にした。それから私立大学基本規定集、それから日本学術会議報告書、これは大学紛争問題についての報告書、こういうものを検討したんですね。第三回は七月八日で、基本規定に関する検討委員会と審議経過報告、今後の小委員会の運営、第四回が八月一九日で、大学の基本規定検討委員会小委員会委員と

の懇談、当委員会の検討事項の報告の討議、その後九月二五日。月に一ぺん以上やっていますね。一月は五回やっていますね。二月は二回、それから四六年四月一三日、こういうふうな順序をたどってやっていますね。

高橋 これが延々と四九年頃もまだ続いていたようですが、結局どういう結論になったわけですか。

木戸口 そういうものを出したんですけれども、中大法曹会が出した意見書にほとんどかわりなく、大学には大学基本規定検討委員会という委員が四、五十名の大きい委員会がありまして、荻山先生が評議員会議長で検討委員会の委員長でもあったわけですが、そこで審議をしていた。しかし、あんまり大勢だから成案ができないということで小委員会を作ったわけですよ。谷村先生が小委員長になられて、一〇名ぐらいの小委員でまずたたき台を作ろうというわけで、検討事項を羅列した小委員会案というのが出たわけで総長は存置すべきかどうかについては、A説、B説、C説とかいろいろあるわけです。それから評議員の数を

現行二〇〇名を一〇〇名にへらすべきかどうか、その中には半数を教学側がどうしても持ちたいということとか、現在の評議員会が全部議決機関になっておるけれども、議決は一部で大部分は諮問機関でいいんだと、従来の事項についてだけ議決機関にすればいいんだと、そういうことと、理事は当時は一二名以上、監事は二人以上となっていたのを、もう少しふやすべきだということなどが、主な議題になっておったわけです。この小委員会案を学会会の法曹会とか南甲クラブ、体育会とか、主な母体に流しまして、これについて意見を述べてくれという諮問が来たわけです。法曹会では松井先生が幹事長しておられ、学校から来た小委員会案について意見書を、もうこれは本当に徹夜するぐらいの勢いで、約一か月以上にわたって検討して意見書を出したわけです。

高橋 それが「中大法曹」の第三号の一七ページ以下にのっている、四九年七月にできた意見書、こういうことになるわけですか。

木戸口 そうです。これは石井先生の名前

でておりますが、私が書いたものなんです。

赤坂 その前に中大法曹会として、大学に出したものでろうと思うんですが、日付がわからないが、「学校法人中央大学基本規定改正に関する検討事項」という書類ができています。これで取り上げているのは、総長問題、理事について、事業理事を廃止して常任理事の数をふやせと、それでこの権限の範囲を明確にしろと、それから評議員会については現行基本規定の原則を維持すると共に私立学校法第四三条の趣旨を明文化する必要があると、これは今になったらどういう見方をするかわからないが、学生参加をやらせるわけです。学校行政全部についてじゃなくて、授業に関する事項、就学環境の整備に関する事項、福利厚生に関する事項について学生の意見を取り入れてやるべきだと、こういう制度を作れと。それから教員については一定期間毎に適格性の審査をしろと、こういう意見を出していますね。

木戸口 それがさっき高橋さんの言った最初に出した意見書ですね。

高橋 これは「中大法曹」の第二号で、石井委員長の報告書の中にのっている事項と全く同じなんです。それが最初だということになると、大学の基本規定に関しては意見書を二回出しておるということになりますね。

木戸口 そうです。最初の意見書は赤坂先生が今読み上げた意見書なんです。小委員会でも検討しているところへ出したわけです。あとに出した意見書は小委員会の意見書が出て各界の意見を聴取された、その時に中大法曹として出した意見書です。

高橋 ほかの学員会支部の動きはどうだったんですか、その頃は。

木戸口 第四号に、これは私が検討委員会報告として出しておるんですが、大体学員会側の南甲クラブ、体育会、白門婦人会、国会白門会、といった主な支部は多少のニュアンスの差はあっても、大筋において法曹会の意見に賛成だと、これに対して教学側は全面反対だということで、全く対立したわけです。

高橋 対立して、結局はどういうことになったのでしょうか。

木戸口 「中大法曹」の第四号にどういう対応をしておるかということをグループ別に分けて書いてあるわけですが、最後までなかなか意見調整がつかなかったわけですから、最終的には決戦投票で決めようかというところまで行った。決戦投票でやれば大体学員側の委員が、数において一五名ぐらい多かったんで、我々は最後は決戦投票をやろうということでやったんですが、決戦投票すると将来とも教学と学員がしこりを残すと、何とかひとつ妥協できるところは妥協しようじゃないかということで、昭和五十一年一月二二日の検討委員会で検討委員会の懇談会というものが向江先生の提案で設置することがきまったわけです。そして法曹会から二人、南甲クラブから二人、教学側は七人ぐらい、その他を含めて二〇名近い委員が集まって懇談会を開きまして、そこへ向江先生が向江提案を出されて、それを中心にして、まず第一番の総長問題については、教学側も従前の主張を引込めまして、学長のほかに総長を置いてもいいと、しかし基本規定に「総長は教学に関する事項を主催し云々」という事項があ

るが、教学に関することは学長専権事項だという教学側の主張を容れ「教学に関する事項を主催し云々」という条項だけを除いて総長を存置した。総長としての中味は学長に取られたけれども象徴としての総長、つまり学校法人全体を統括するという意味の総長を置くべきであるということで妥協できたわけです。

高橋 懇談会を設けて話し合っていたことがいい方法だったということですね。

木戸口 そうです。懇談会を開いて、それで妥協すべきところは妥協したわけです。妥協した案が現在の基本規定になるわけです。それを全体委員会にかけまして、懇談会での経過を説明して、最終的には投票によらずに改正を可決したということなんですが、一つだけ最後まで残ったことは、基本規定そのものではないんですが、付帯する学長選挙に関するものです。学長選挙には学員は全然はいないわけで、教職員で学長選挙をする、それを理事会が承認するということです。その選挙資格を教員側のほうに専任講師以上、助教授、教授全員を選挙人にとすると、それから教員のう

ち二〇〇名を選挙人にしろと、教員は約九〇〇名いるんです。そのほかに職員が約七〇〇名ぐらいいるんですが、そのうちの何人を選挙人にするかと、従前はそのうちの五〇名だったやつを、職員のほうは二〇〇名にしろという要求があった。それで我々は一〇〇名でいいんだということだったんですが、一〇〇名では職員側はどうしても承知しない。それでまた何らかの妥協を図らなければいかんというわけで、向江先生は最後まで一〇〇名ずつを主張しまして、これだけが決戦投票になりました。全体委員会で投票しまして、ところが向江先生ともう一人どなたでしたかそれに同調しただけで、あと六十何名の委員が全員一五〇名でしようがないということで、職員から一五〇名の選挙人を出すと、あとは教学の専任講師以上の人は全部選挙権を持つということで決着がついたんです。

高橋 決着ついたのはいつになるわけですか。懇談会は五二年一月一八日が第一回だと先生が書かれてあるんですけども、懇談会が決着をつけたわけですね。実質的には。

木戸口 そうです。それから五二年の五月の評議員会にかけて会則改正をしたんです。高橋 この基本規定等をめぐる問題は、四年から延々と五二年まで続いたということになるわけですね。

■代々木学生寮の明渡し

高橋 それからもう一つお話を聞きしておきたいのは、大学紛争の中で、代々木の寮の明渡しの問題を、多分中大法曹会の先生方の間で東弁の会議室なんかを借りて相当やられたことがあると思うんですが。

赤坂 堂野先生が理事長の時、昭和四九年のまだ夏になる前ですが、大学から電話がかかりまして、理事長が来てくれと言うから、駿河台の理事長室へ行ったら、荻山先生が出て来て、当時荻山先生は評議会議長で「赤坂君、きみ協力してやってくれ」と言うから、「何ですか」と言ったら、今理事長が来るからと。実は代々木の寮に外人部隊がはいってあってどうにもならないんだと、職員は玄関から中へはいれないんだと、みんな占拠されて。大変な事態になったんで、そいつを仮処分なんかでみんな

追い出してしまわないと大学は困るので、それを君らが一つやってくれんかと、こういう話があったんです。しかし大学紛争は当時まだ余韻があつて、私はこれに下手に手をつけるとまたあの紛争が再燃するおそれがあると、大学は学生自治会といろんな文書のやり取りをしておつて、どうもある程度認めたような書面もはいつておるんですね。それは僕一人でできることじゃないから、堂野先生の弟子の阿部三郎さんを事務局長格で一つやりましようということで、大学のためだからと言って引き受けてきたんです。それで木戸口先生、滝澤先生など五人、弁護団のさらに中核になる者を集めて、崎田常任理事といろいろ打合せをして乗り込むと。そのうちはっきり記憶しているのは、八月、東弁の合宿が箱根でありまして、そこで阿部さんと一緒にやりまして、向こうは相当陣容を整えてやっているから我々五人ではともしょい切れないから大弁護団を作ろうと、五〇人の弁護団を作ろうということ、一緒の電車で帰ってきてきまして、阿部事務所で大体ピックアップして五〇人のメンバーを選びすぐったわけでは

よ。そして一弁の会議室を借りて、何回もあそこで打合せをした。その頃、来年は堂野先生が日弁連会長に出馬するんじゃないかと、堂野先生の所属している親和会のほうでそういう話がちらちら出るから、これはやったはいいいけれども一番中心になつていゝ理事長が日弁連へ行っちゃつて放り出されたら我々は孤児になると、次に来た理事長はおれはそんなことは知らないんだと、あいつら勝手にやっていると言われたら非常に困るので、そのへんを明確にしておかろうじゃないかと。それでまだ大分暑い頃にあそこに集まつて、堂野先生と崎田常任理事がまいりまして、我々の前で、堂野先生は大学の紛争と大学の再建のために全精力を投入して頑張つてやりますからとおっしゃるし、崎田常任理事もそんなことはありません、あなた方を捨て子にすることはしない、堂野先輩もこう言っているんだから、一つ本腰を入れてやってくれということだったんですよ。それで我々もそれならやろうということで動いた。阿部君と私と木戸口先生が執行官室へ行つて幹事に会つて、仮処分の執行の場合どうだと……。あの当

時ちょっと前に日大で仮処分やつて警官が殺されたんですよ、学生に石を投げられた。そういう事態があつたのでどうするかという打合せをして、阿部事務所では仮処分の申請書などを作つて行つたところが、そのうちに堂野先生は日弁連会長のほうにくといふことで、東弁の中で会内選挙を後藤信夫さんとやつたわけですね。それは暮すから、我々のほうも堂野先生がそつちのほうへ行つたんじゃないかこっちはどうするかと、そのままになつておるうちに、どの筋からどう行つたのか知らんけれども、阿部三郎さんの事務所では今度は何人が固まつてあれを担当して執行したんですよ。ところが我々が非常に危惧したような状態になりまして、仮処分執行はうまくいきまして、大団円迎えたわけです。それについて木戸口先生何かありますか。

木戸口 今、数人と言われましたが、要するに阿部君の事務所で行つたわけです。私共全部仮処分の申請書に判こ押したのに、どういふことになつたのかしらんけれども、それを全部破棄して、阿部君と中君と鹿道君、三人でぱつと仮処分やつたわけです。

大弁護団だったのでいろいろな意見が出まして、そんな大弁護団抱えてちやとでも間に合わないという学校の判断もあったと思うんですが、阿部君と中君が主体になって鹿道君が加わって、やったんです。

■おわりに

高橋 大体わかりました。長時間にわたって大変貴重なお話しをお聞かせいただきましてありがとうございます、この辺で、座談会を終らせていただきたいと存じますが、中大法曹草創の頃から深くかわわっていただきました先生方にせっかくお集まりいただきましたので、最後に谷村先生から順に一言ずつで結構でございますが、今後の中大法曹に対するご希望なり、ご注文、苦言でも何でも結構ですが一言ずつお聞かせいただきたいと思います。

谷村 私は学会の会長ということになっておりますが、学会の立場から申し上げますと、中大法曹が学会の中心的存在、あらゆる事業について、大学の事業、学会の事業、いつも率先して会の運営について非常にご尽力、ご協力いただいております。

けです。その点非常にありがたく感謝しております。南甲クラブとか、いろいろ支部もありますけれども、この法曹会の出身であるせいか、やはり何といっても法曹会支部が一番光ってるんじゃないかと思っております。この上とも一つ学会の中心として学会の運営のためにご協力、ご尽力をお願いする次第であります。

大塚 今、問題なのは、司法試験の合格者が非常に少ないということ、大学全体としても、もちろん問題だし、特にこのグループじゃ問題だと思うんです。従来は中大の法学部のいい層の学生が司法試験受けてお

ったんだが、最近は一流の企業に就職ができるようになってきたものだから、成績が良くてそういう就職ができそうなのは司法試験受けないのがでてきたと大学の教授連中は言うんですね。これは非常に大学が評価されていいことなんだけれども、それではやはり困る。企業その他が司法部以外でうちの卒業生を取ってくれるというのは、司法試験で名前を上げることが間接的に影響しているのであって、喜んでおったんではだめなんで大いに考えてもらわないか

んと思います。大学も苦しいかもしれんが、やはりこれに金をかけないと。一枚看板だからお願いしたいですね。

高橋 ありがとうございます。最後に編集部長の赤坂先生に締めくくっていただきたいと思います。

赤坂 今日は大変貴重なご経験或は歴史的事実をご披露いただきましたありがとうございます。三十周年記念として、非常にいいものを残すことができました。先生方には大変ありがとうございました。



三〇周年記念特集号を編集するに当り、中大法曹会の草創のころのことを荻山先生に伺おうということで、赤坂編集部長にご連絡をお願いし、一月十五日、先生の自宅へお邪魔することにした。

当日は「成人の日」を祝福するかのごとく、よく晴れて、小春日和となった。瀧澤幹事長、赤坂編集部長、福家編集部長と私の四人は、「うぐいすだに」駅の上野公園寄り出口で待ちわせた。日溜りの中を、ぶらぶらと寛永寺から徳川家の廟の前を通り抜けて左折し、少し下ったところで表札を探し当てた。上野桜木一丁目のお宅へ着いたのは、約束の一時半より二〇分ぐらい早かった。

玄関に出て来られたお手伝いの方に来意を告げると、間もなく先生は和服姿を見せ、私たちを玄関のすぐ前の応

接室に案内された。お見受けしたところ、想像以上にお元気だった。上野の山の一角にあるお住まいは、庭に小鳥が飛来するとても閑静で、ご静養には恰好の環境である。

週一回事務所の近くの主治医に通い、序に事務所へ立寄って帰るとのことと、近況などを暫く雑談してから、中大法曹の話になった。大筋は自分が「中大法曹」に書いた内容のとおりであると、予め編集部から送っていた資料を手に取りながら話された。記憶が薄れているので、詳しいことは、手許にあった資料を探し出して、それを見てからでなければ満足していただける話ではないとお話だった。

話題が中央大学に及ぶと、多摩校舎の敷地を取得することが出た。升本先生の実弟の佐々木良作氏に案内されて見に行き、いい所だとは思ったが、今日のように利用されるとは、当時夢想だになかったと、感慨深げに語られたのが印象的だった。

約一時間半ほど、お疲れの様子も見せず、終始ご気嫌よくコーヒーやミカンをすすめられ歓待して下さった。パーキンソン氏病の原因は現在のところ不明とのことだが、暖くなったら自宅周辺の散歩を再開されるそうである。私たちは、先生がいつまでもご健在であられることを心から祈りつつ、辞去した。

（会報編集委員長 高橋 梅 夫記）



中大法曹会々則改正をめぐる想い出

会 員 本 間 崇

昭和五六年一〇月一二日赤坂プリンスホテルに於いて挙行された中大法曹会創立三〇周年記念行事は、およそ三〇〇名の会員が参集し、なかなかの盛会であった。

中大法曹会の創立以来今日迄の三〇年をふりかえれば、これだけの会員が参集した事実の特筆すべきことと言わなければなるまい。

発刊以来六号目を数える会報の会務報告によれば、昭和五四年三月から翌五五年五月迄に催された同会の各種議事・行事は実に八〇回に達しており、必要に応じて設置された各種委員会のうちでも、法職コース協力、大学問題、中大創立百周年記念事業並びに長期ビジョンの各委員会は母校の対応を見定めつつ活動の度合いを深めている。この三つの委員会に所属する委員の総数は延一〇九名にのぼる。実に、今昔の感がある。

思えば中大法曹会が、その会則を改正して幹事の定員を五〇名から百名に増員し、学員の在京法曹全体に対して、制度的に「開かれた中大法曹会」に脱皮したのは昭和四四年五月の総会を境とする。そしてその総会で会則改正が実現したのは、ほかならぬその前年三月の臨時総会の召集請求という形で表面化した一部若手会員による当時の執

行部に対する“造反”を契機としているといえよう。

昭和四二年の学費値上反対運動をきっかけとして、母校の学園紛争は長期且つ深刻な様相を呈していた。駿河台にあった学生会館は、中大紛争を支援する他大学の学生オルグ達を含む過激派学生達の籠城の巢窟と化し、学生会館内の自治も風紀も紊れるに任され、連日の新聞に絶好な記事種を提供していた。法曹人に限らず我々中大のOBは、世間からの蔑視の視線を感じつつ母校の紛争の長期化と泥沼化を非常に迷惑に感じていたというのが偽らざる心情であつたらう。当然のことながら、母校愛の持主であればある程、新聞紙上でしか知り得ない学園紛争の情報に焦燥感を感じていたに違いない。とりわけ、中大法学部の栄光と与望を担って法曹として社会に巣立って間もない我々にとって、全く手の届かない所で出身大学の名誉と世間体とが泥まみれにされ、自分自身の経歴に恥を塗られている様な不快感に襲われながら、その解決に対して何ら手を貸す権能を与えられず、献言する機会すら与えられないという現実に対して、納得がいかない感がしてならなかったのも又当然のことであつた。昭和四〇年に東京弁護士会に登録したての私もその例外ではなかった。法曹会館で年に一回催されていた中大法曹会の総会兼新入会員歓迎の会に出席した数少ない新入会員の一人であり、翌年も翌々年もこりずに出席していた珍しい存在であつた私にとって、中大法曹会こそが、学員法曹の母校に対する応援の声を結集し、その結果を行動に反映させ得る唯一の舞台であるという信念にも似た感慨が湧き上つて来たのも、今から想えば無理からぬことであつたと思う。当時は、同期の内野敬一郎会員が新入会員の頃から総会で発言を求め、慶応義塾では司法修習を終えた数少ない卒業生に対し、OBの会が記念のネクタイピンを贈って激励しているという実例を挙げつつ、中大法曹会は後輩が法曹界に入ってくる機会にもっと顕賞するべきだと主張して孤軍奮闘し、五十名にも満たない出席者の長老連の響燈を買っていた。私唯一人による援軍の拍手が、妙に総会の雰囲気白けさせていた頃である。

二弁の田宮甫、笠井盛男、東弁の縄稚登らの諸会員と相謀って、当時の富田喜作幹事長に面会を申し込み、約束の期日に二弁の近藤航一郎、東弁の清水繁一の両実力者を左右に従えて現われた富田幹事長に対し、中大法曹会が母校の紛争解決に一臂の力も貸していない現状を打開するため、若手の幹事を登用し、組織の活性化を図るべきことを進言したものの、年功序列と従前の秩序維持を信奉する幹事長の拒否反応に遭って体よく追い帰されたものである。あとは、同会の会則に則った合法的な手段に訴えて初志を貫徹するしか道は残っていなかった。偶々私達が所属する母校の研究団体であるS会の在野法曹で結成しているクラブの定例会で右の目的とこれまでの経緯を説明したところ、出席していた三十人近くの人々の賛同と署名を得ることができ、これを基礎として東弁の会員控室に趣旨書と署名簿を備え置いて、臨時総会招集請求の準備は着実に前進して行った。一〇ヶ条（昭和二八年一月一日施行）から成る当時の中大法曹会規約の第八条は、「本会は年一回定期総会を開く。但し、必要あるときは、臨時総会を開くことができる。」と規定するに止まっており、臨時総会召集請求に必要な人数の規定もなかったから、あとはなるべく沢山の賛同者の署名を集めて、臨時総会開催の権限をもつ幹事長に圧力をかける手段しか残されていなかったのである。

昭和四三年三月、近藤航一郎第七代幹事長が召集した臨時総会が東弁大講堂において開催された。私はそこで初めて議長の指名を受けて登壇し規約第五条（幹事五十名以内）を改正し幹事数を倍增すべき趣旨の動議を提案し、提案の理由を一席ものすることができた。総会直前に開かれていた幹事会で、右の議事は既に報告済であつたらしく、右動議は比較的円滑に採択された。しかし、総会の出席者は殆んどその直前に開かれる幹事会の出席者だけに止まっていたそれ迄の法曹会にとって、幹事会に出席していない「外部」からの一般会員が多数「闖入」して討議に加わって来た総会は初めての体験であつた筈である。右の動議が討論に付され質疑を終えて恐らくは万場一致で

採択された後、図に乗った私は、予定外の緊急動議を求める挙手をし、「中大の理事・監事・評議員等の役員に法曹人が就任する場合は必ず法曹会の幹事会の推薦を得ることを条件づける」ルールをこの際樹立するべき旨を提案したが、この性急な改革案には議長も困り果て、議席から竜前元幹事長が「動議撤回」を連呼したこともあって、己むなくこの緊急動議は撤回する破目に陥った。しかし、この日に可決された幹事の定数を増員する動議の成果として、新たに五十名にも上る若手幹事が法曹各「部落」を母胎として選出され、本格的な法曹会規約改正作業に従事するべく、機構改革特別委員会（原田勇委員長）が同年七月より発足したのである。同委員会の定連は、委員長以下、赤坂正男、吉本英雄、松井宣、安藤章それに私（以上弁護士会）、西山要（裁判所）、竹村照雄（検察庁）らの各委員であった。主に一弁地下の和室を根城として、書面で出された安藤案と本間案の採否をめぐっておよそ二十数回の会合を重ね、現行会則の基本的なスタイルが出来上がった。

主な改正点は、会員相互の親睦と母校の興隆に寄与するという目的に、司法の発展に寄与する目的が加えられたこと（この点についてはかなりの異論があった）、事業として、母校への意見具申、会報の発行、研究会・座談会の開催が明記されたこと、副幹事長制の設置、幹事会の議決事項として、本会々員を中央大学の理事、監事、評議員その他の役職員並びに学会役員候補者に推薦する事項を明定したこと、幹事会、常任幹事会の定例開催義務、総会を含めて一定数の署名による請求あるときのこれら会議の召集義務等々で、この改正案は昭和四四年五月の総会で可決、即日施行された。同日、会員の請求による臨時総会招集規程、幹事候補者選出規程も併せて施行された。前者は先年行われた一連の署名運動を制度的に追認した形となった。幹事を選出母胎毎に人数で割り当ててゐる為の後者の規程を作成するに当り、大学の同窓会の幹事なのだから、この種の仕事に熱心な人を基準に選ぶべきで、職域毎、それも弁護士を単位会毎に区別して幹事数を割り当てることには納得ができないと主張して大いに抵抗を試み

てみたけれども、永い間の慣例の前に屈服せざるを得なかった。しかし私は今でも中大法曹会の役員人事が、単位弁護士会毎の区別に影響されすぎているという感を払拭することができない。とくに各弁護士会内の役員選挙のために形成されている派閥がらみの感覚や人事の序列を法曹会の人事に持ち込むことは、できるだけ避けるべきだと考えている。幹事長人事は、当時から今に至るまで各部落毎に持ち回りであるが、昭和四三年に近藤幹事長（二弁）が病気の為、慣例による二年の任期満了を待たずに交替することとなり、今井忠男会員（二弁）が後任の候補者として幹事会の席上に提案された時のことである。文字通り末席に列していた内野幹事が突如、幹事長に立候補する旨の意思表示をし、富田議長（臨時）が何とか思い止まらせようと必死に宥めても、彼は一向に肯んじようとしなというハプニングが起きた。ここで決戦投票になれば勝敗はとも角、発足以来の不祥事（？）というわけで、執行部は困り果てたが、隣席の私と話し合って内野幹事は結局立候補を断念する一幕があった。話し合いと弁護士会内の人事の序列によって当然のように次期幹事長が引き継がれて来ていた法曹会幹事会の従来の感覚にとって、前述の「荒れる総会」に続くショックであったことは間違いない。

昭和四四年五月の総会の後、東弁の石田寅雄幹事長は、若手の新興勢力にも担がれて第一〇代幹事長に就任。新会則の施行に伴う新たな職制としての松井宣、赤坂正男の両副幹事長、阿部三郎事務局長らの事務局に支えられて新体制下の執行部がスタートした。

この年の七月から大学問題特別委員会が発足、中大の教職員組合の推すいわゆる「研教審」の意見に対向した法曹会の意見書を発表して紛争終息後の中大の在り方を論じ、又、その後昭和四九年には母校の基本規定改正問題につき法曹会の意見書を作って各関係者に送付するなど活発な動きで大学に貢献した。

しかし、新会則が緒についたばかりの為か逆コースの現象もともすれば生じがちであった。

大塚幹事長が中大理事長に就任するため、任期半ばにして辞任することとなった後任に、一弁の大山菊治顧問ら長老は、山本清二郎次長検事（当時）を擁立すべく、この人事を常任幹事会だけで決定しようとした。幹事会で別の変な人が決まっては困るからというのが大山顧問の云い分である。

しかし、人事の中味は極めて順当ではあったが、新会則に準拠しない手続で決められては困りますと懸命に抵抗し、漸く幹事会にかけることの同意をとりつけた。執行部たる事務局（一弁）の感覚が未だこの程度だったのである。

しかも、数年を経ずして総会の参加者は、定員百名の幹事会への出席者とはほぼ同数という事態に逆戻りし、幹事の顔触れも固定し、常任幹事に至っては一〇年間も同じ人が居続けるという現象が起き始めた。かつては荒れる総会に参加して既成体制のマンネリズムを批判した若手の顔触れが、今度は、自ら単なる「並び大名」に墮し、いつかは他のフレッシュな同窓の会員を受け入れ、交替しようとしないう傾向が抬頭しだしたのである。当然のことながら、かかる人事の停滞は、委員会活動その他執行部の日常の活動姿勢にも悪影響を及ぼさずにはいない。初心を忘れるとロクなことはない（同期で同志だった中津靖夫会員も会報創刊号の座談会で同じ意見を発表している）。そこで昭和五四年の幹事会の席上、幹事の定数を二百名に倍増することを提案したが留保事項とされ、会則改正委員会を改めて設けて検討することとなり、翌五五年五月の総会で可決されて漸く陽の目を見ることとなった。

昨今の幹事会は、新しく幹事に就任した人々による好率の出席を得て、弁護士会の別や判、検事の区別なく意見の交換が行われ、次第に活発になりつつある。もし又、人事の停滞が目立ち初めたら、幹事定数倍増の会則改正の動議を出そうと秘かに思っている（尤も、もし四百名の定数の大部分が集まってしまったら、幹事会は一体どこの会場で開けばよいのか、と赤坂特集号編集部長から又おこられそうである）。

さて、これからの法曹会の果たすべき役割は重且つ大である。とりわけ、中大出身の司法試験合格者数の挽回を図る必要は焦眉の急に迫っている。法職コース協力委員会の送り出すゼミ指導員の人選や指導内容の是非を論じる必要性もさることながら、法曹会は最大手の学生会支部として、母校の法学部入学志願者の質的低下を防止する対策を立てることを大学に献言するべきである。受験生の質が低下する一方では入って来る学生も質が悪いのは当然であって、指導態勢ばかり論じていても実効は上らない。これまでの大学経営者の感覚は、受験生の数が減少しなければ大学の人気は落ちていないものと過信するのが常であった。集まる入学金の額ばかりが頭にある人達に大学経営や教学の統括を任せていては、学生の質は下るばかりである。ちなみに昭和五七年一月二七日発行のサンデー毎日（新春増大号）の報ずる河合塾全国進学情報センターによる今年の全国の私大一〇〇〇全科の難易ランクによれば、法・政治学系では、次のような偏差値であることが一見して明らかである。

早大・法	66	(66)	注()内は56年度
早大・政経・政治	66	(66)	
慶大・法・法律	66	(63)	↑
// 同・政治	63	(63)	
上智大・法・法律	63	(63)	
中大・法・法律	61	(61)	
同・政治	61	(61)	
明大・法	61	(58)	↑
同志社・法・法学	61	(61)	

同・政治	61	(61)
立命館・法	61	(58) ↑
関大・法・法学	61	(58) ↑
立教大・法	58	(58)
青学大・法	58	(58)
学習院大・法・法学	58	(58) (以下略)

偏差値で何が判るものかと反論する向きがあるかも知れないが、世の親も受験生も、今や偏差値を基準にして志望大学学部難易度を測るのが常識化しており、実力に自信のある受験生ほど偏差値の低い大学、学部は蔑視して受験しないかせいぜい落ち止めに受験するのが常識となっている。

司法試験合格者数の凋落の根源はこの点に存することになり、しっかりと眼を向けて、今後、如何なる対策が必要かを抜本的に考え直すことを迫り、ともすれば記念行事にうつつをぬかしたり、建物の増築が経営であると心得たり、大学経営に近視眼的になり勝ちなこれまでの大学関係者の感覚に対し、鋭く警鐘を打ち鳴らすこと——それが法曹会に課せられたこれからの最大の使命であると思わずにはいられない。

——以上——

追記 文中、過去の経緯につき記録上明らかでない点につき、松井宣、原田勇、安藤章、田宮甫、笠井盛男の諸会員に記憶を喚起して頂いた。



創立三〇周年記念行事のご報告

記念特集号編集部副部長 天 坂 辰 雄

昭和二六年に創立されたわが中央大学法曹会は、昭和五六年一〇月一二日午後六時一五分より、赤坂プリンスホテル旧館プリンスホールにおいて、創立三〇周年記念式典を挙行了た。

式典は渡辺洋一郎中央大学法曹会事務次長の司会で始まり、信部高雄中央大学法曹会創立三〇周年記念実行特別委員会式典部長の開会の辞のあと、物故者に対し黙禱を捧げ、堂野達也同委員会委員長の挨拶、瀧澤國雄中央大学法曹会幹事長の式辞、続いて中央大学理事長渋谷健一氏、学員会会長谷村唯一郎氏、学長戸田修三氏からの祝辞が述べられた（これらの挨拶、祝辞は本特集号掲載）。

天候に恵まれ参会者の出足よく、プリンスホールは招待者と出席会員三百余名によって立錫の余地も無い程に埋めつくされた。式典は厳肅なうちにも華麗に、咳一つなく静かに進行する。同七時、内山弘副幹事長の閉会の辞によってとどこおりなく終了、緊張がほぐれ一瞬にしてなごやかな雰囲気へと名状し難い式典の余韻が三〇年の歴史を包んで式場を流れた。

これより先、同じ会場で同五時三〇分から六時一五分まで、創立三〇周年記念講演を行った。浅香恒久副幹事長

の司会、岡垣学実行特別委員会講演部長の開会の挨拶で講師木川統一郎先生が紹介され、木川講師は「中央大学の発展と法曹会の役割」と題し、情熱を込めて母校発展への提言をされた（本特集号掲載）。

式典に引続いて、同ホテルグリーンホールに会場を移し、盛大な記念祝賀会を開催した。祝賀会は森田洲右事務局長の司会で、坂本建之助実行特別委員会祝賀会部長の開会の辞、山本清二郎中央大学評議員会議長の、中大ならびに法曹会の発展と来会者の健康を祈念する大音頭で一同乾杯、一拍手、和氣藹々のうちに祝宴は深まる。来賓として国会白門会支部長藤田義光氏（広瀬秀吉事務局長代理出席）、南甲倶楽部支部長水島広雄氏、学員体育会支部長野村権之亮氏、中央大学学研連委員長斉藤兼也氏がそれぞれ祝辞を述べられ、日弁連会長宮田光秀氏、前日弁連会長代行・現二弁会長木戸久治氏、並びに山本忠義氏の挨拶が続いた。

静かにグラスを傾ける者、肩をたたきあって交歓する者、中大の将来を語り合う者あり、三〇年の歩みの輪が会場に溢れ、まことに中央大学法曹会三〇周年記念祝賀会にふさわしい宴はまさにたけなわを極めた。談笑のなか、司会者に促されて登壇した元法務大臣稲葉修氏が「中央大学法曹会はなにをやっているか！ わかればよろしい。」と一喝して満場を沸かせ、万才三唱の音頭をとり、会員はこれに絶叫して唱和し、満場の拍手はしばし鳴り止まなかった。

最後に、大塚喜一郎氏の音頭により「中央大学万才」で締めくくり、阿部三郎副幹事長の閉会の辞で、意義深い三〇周年記念の催しは、参会者の魂を揺さぶりながら幕を閉じた。



中央大学法曹会創立三〇周年 記念式典等事業報告

中央大学法曹会事務局長 森 田 洲 右

わが中央大学法曹会は、創立三〇周年記念式典等の実行に当り別紙「記念事業報告」に記載のとおり、昭和五六年七月一五日に開催された法曹会全体幹事会において、三〇周年記念実行特別委員会を設定し、昭和五六年一〇月一二日午後五時三〇分より講演会、式典、祝賀会を挙行することとしたものであります。

実行委員会等は、同年一〇月九日に開かれた執行部会における、記念事業のための最終打合せまでの間、十二回に及ぶ各種の会議等を開催して、その実行、運営に遺漏なきを期したのであります。特に実行予算に基づいて、過不足のないように、会員からの寄附金、参加費を集めることは財務部会と執行部において頭を痛めたものでしたが、児島平委員長のもとに策定された方法により、手順よく実行に着手されたことが、初期の成績を挙げることとなりました。会員諸賢の愛会の精神に因ることもとよりであります。

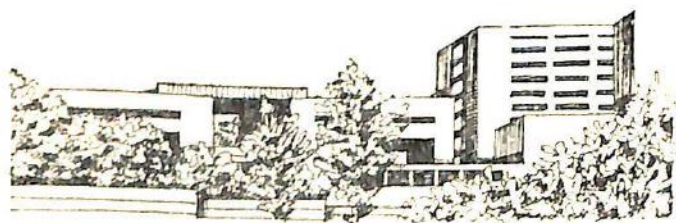
式場は赤坂プリンスホテルと決定しましたが、当初組んだ、予算の範囲内で、しかも盛大裡に各行事が実行できたことは、ホテル側の協力と遠藤和夫先生のご協力に負うところ極めて大でありました。

各部割による総勢七〇名余の実行委員会メンバーは、盛夏をはさんだ短期間（三か月）のうちに、全ての記念事

業を円滑に運営出来るよう、企画実行されたことは法曹会の団結力と行動力を顕著に内外に示す結果となったものです。

また付言したいこととして、「中央大学法曹会名簿」の発刊です。これ又短期間のうちに法曹各ブロックの名簿を集収整理し発刊することは、難事中の難事であり、大会当日までに間に合うかどうか極めて危ぶまれたものでしたが、松永・渡辺・村山・五島の四事務次長は杉山判事のご協力のもとに敢然として実行に当り、立派な名簿を刊行するにいたったものです。

一〇月一二日の大会当日は、晴天に恵まれ、続々と出席される招待者・会員により、講演会、式典も予想をはるかに上まわる出席者となり着席できない方々も多数出る盛況でありました。祝賀会の際には、三四〇名の出席を得て、会場は、立錫の余地のない盛会となり、中大法曹会の実力と団結を、参加者一同に知らせる結果となったものであります。



創立三〇周年記念実行特別委員会委員名簿

一、顧問

石井 一郎	石田 寅雄	井出甲子太郎	今井 忠男	大塚喜一郎	金子 文六	兼平慶之助
河井信太郎	倉田 雅充	小池 金市	後藤 英三	谷村唯一郎	藤井 暹	松井 宣
田山 田作	八島 三郎	山本清二郎	山本 政喜	大西 保	木戸口久治	

二、委員長

堂野 達也(東弁)

三、副委員長

赤坂 正男(東弁)

信部 高雄(一弁)

岡垣 学(裁判所)

四、委員

赤坂 正男	秋知 和憲	安藤 章	猪股 喜蔵	遠藤 和夫	太田 常雄	及川 昭二
小竹 耕	奥原喜三郎	亀井 忠夫	木川統一郎	北村 忠彦	久木野利光	日下 文雄
児島 平	紺野 稔	榎原 卓郎	佐藤 義行	柴田 勝	須藤 正彦	玉田 郁生
天坂 辰雄	縄稚 登	原山 庫佳	浜 秀和	藤井 光春	本間 崇	水上 喜景
安原 正之	山本 忠義					

(以上 東弁)

岩田 豊	岡田 錫淵	梶原 止	設樂 敏男	信部 高雄	柴田 徹男	田口 邦雄
羽田 忠義	原 秀男	松家 里明	柳沢 義信	山崎 源三	依田敬一郎	吉本 英雄
米田 俊夫						(以上 一弁)
今中美耶子	岩瀬外嗣雄	小野田六二	大塚 功男	笠井 盛男	船越 広	坂本建之助
高橋 守雄	高橋 梅夫	田宮 甫	多田 武	田中美登里	中津 靖夫	野宮 利雄
諸永 芳春						(以上 二弁)
糟谷 忠男	佐藤 歳二	杉山 英巳	土田 勇	豊吉 彬		(以上 裁判所)
佐野 真一	竹村 照雄	寺西 輝泰	水原 敏博	宗像 紀夫		(以上 検察庁)

中央大学役員名簿（法曹会関係）

学校法人中央大学理事

赤坂正男 倉田雅充 大西保

学校法人中央大学監事

鈴木秀雄

学校法人中央大学評議員

議長 山本清二郎

阿部三郎	赤坂正男	井出甲子太郎	石井一郎	石田寅雄
市橋千鶴子	石井嘉夫	荻山虎雄	大塚喜一郎	小木貞一
太田常雄	大西保	岡垣学	岡田錫淵	金子文六
河井信太郎	木戸口久治	日下文雄	倉田雅充	小池金市
後藤英三	坂本建之助	信部高雄	鈴木秀雄	鈴木近治
瀧澤國雄	竹村照雄	滝田薫	田中政義	塚本重頼
谷村唯一郎	堂野達也	外村隆	原秀男	松井宣
宮田光秀	山本清二郎	山本政喜	山本忠義	依田敬一郎
八島三郎				

財団法人白門奨学会

理事長 谷村唯一郎

理事 日下文雄 堂野達也

監事 鈴木秀雄

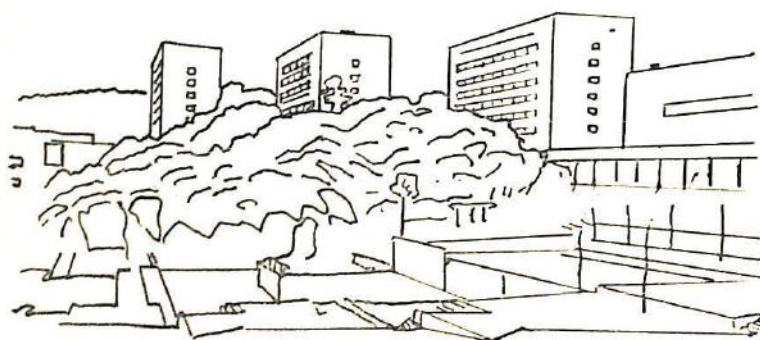
評議員 阿部三郎

八島三郎

赤坂正男

坂本建之助

竹村照雄



中央大学学員会役員名簿（法曹会関係）

		会 長		副 会 長		参 与		常任幹事		幹 事	
		谷村唯一郎		堂野達也		井出甲子太郎		山本清二郎	市橋千鶴子	宮田光秀	阿部三郎
											倉田雅充
											瀧澤國雄
		石井一郎		金子文六		荻山虎雄		山本政喜	太田常雄	赤坂正男	齋藤兼也
											竹村照雄
		石田寅雄		日下文雄					木戸口久治	大西保	坂本建之助
											松井宣
		大塚喜一郎		塚本重頼					小池金市	岡垣学	鈴木秀雄
											水原敏博

中央大学法曹会創立三〇周年記念事業報告

年月日	議事・行事	摘要
56・7・15	幹事会	於・東京 出席五〇名 議題 創立三〇周年記念式典等の実行に関する件 (1) 昭和五六年一〇月一二日午後五時半挙行 (2) 東京プリンスホテル等のホテルから選ぶこと (3) 記念事業内容―執行部案了承 (4) 三〇周年記念実行特別委員会設定
56・7・28	記念実行委員会と執行部の合同合議	於・法曹会館 出席四〇名 議題 (1) 委員長堂野達也先生、副委員長赤坂正男、児島平、信部高雄、坂本建之助、岡垣学、窪田四郎の六先生に決定 (2) 記念式典等の事業計画を決定 (3) 接待部、記念式典部、記念祝宴部、講演会部、財務部、記念特集号編集部を設定、部割を決定。 (4) 実行予算(概要)を決定。 (5) 招待者の範囲等を検討。
56・8・14	記念実行委員会正副委員長と執行部の合同会議	於・松本楼 出席一五名 議題 (1) 各部会、部員、部長、副部長の割当を決定 (2) 招待者を決定 (3) 予算案を審議決定
56・8・18	記念実行委員会	於・赤坂プリンスホテル 出席一六名 実行委員会とホテル側と打合せ 打合せ内容 (1) 出席予定者三〇〇名〜三四〇名

56・8・28	執行部と財務部会合同会議	於・二弁 出席一七名 議題 (1) 幹事、常任幹事に対する寄附依頼の件（封書によりお願い） (2) 会員に対する会費依頼の件（往復ハガキによりお願い、振込方法による） (3) 祝賀会参加券郵送の件 (4) 参加者確保のため、各ブロック別に働きかける件（東弁一五〇名、一、二弁共七五名宛、他は定めない）
56・8・31	接待部、式典部、祝宴部の合同部会	於・東弁 出席者二五名 議題 (1) 接待部―招待状、開会通知状、受付の設定等決定 (2) 式典部―式場等設営、式次第の決定 (3) 祝宴部―式場設営、宴会次第等決定
56・9・9	記念特集号編集部会	於・二弁 出席者一二名 議題 (1) 特集号の規格、装幀、発行部数の検討 (2) 編集方針、部員の担当割当決定
56・9・11	講演会部	於・法曹会館 出席者五名 議題 (1) 記念講演の講師決定（木川統一郎先生） (2) 演題決定（中央大学の発展と法曹会の役割） (3) 開演の辞、司会決定

56 ・ 10 ・ 12	創立三〇周年記念式典、祝賀会	於・赤坂プリンスホテル 出席三四〇名 創立三〇周年記念式典等挙行する 講演会 一六〇名出席 式典 二八〇名出席 祝賀会 三四〇名出席 盛会のうちに大会は運営された
56 ・ 10 ・ 9	執行部会	於・東弁 出席八名 創立三〇周年記念事業に関する最後の打合せ
56 ・ 10 ・ 6	接待部、式典部、祝宴部、講演部と執行部の打合せ会	於・赤坂プリンスホテル 出席一二名 記念式典等の具体的運営に関して打合せ
56 ・ 9 ・ 28	財務部会	於・東弁 出席七名 議題 (1) 出席者数の確認、依頼の件 (2) 入金状況の検討
56 ・ 9 ・ 17	執行部、常任幹事会、幹事会	於・法曹会館 出席者四八名 記念事業に関する各部会の進行状況の説明、討議、承認の件

創立三〇周年実行特別委員会部会

3	2	1	
記念祝宴部	記念式典部	接待部	部名
13	12	15	数員
坂本 建之助	信部 高雄	窪田 四郎	部長名
遠藤 和夫 依田 敬一郎 船越 広	小竹 耕 設楽 敏男 多田 武	永上 喜景 柳沢 義信 小野田 六二 五島 幸雄	副部長名
太田 常雄 柴田 勝 玉田 郁生 佐藤 歳二	亀井 忠夫 久木 利光 吉本 英雄 豊吉 彬	奥原 喜三郎 安原 正之 岡田 錫淵 田口 邦雄 今中 美耶子	部員名
紺野 稔 須藤 正彦 岩瀬 外嗣雄 諸永 芳春 寺西 輝泰	原山 庫桂 藤井 光春 大塚 功男 竹村 照雄	山下 文雄 山本 忠義 梶原 止 原秀 男 田中 美登里	
阿部 三郎 森田 洲右	内山 弘 渡辺 洋一郎	窪田 四郎 五島 幸雄	担当 執行部事務局

6	5	4
編 記 集 念 部 特 集 集 号	財 務 部	講 演 会 部
15	12	5
赤 坂 正 男	児 島 平	岡 垣 学
天 岩 高 糟 宗 坂 田 橋 谷 像 辰 豊 梅 忠 紀 雄 夫	繩 米 田 稚 田 宮 登 夫 甫	木 野 川 宮 統 利 一郎 雄
猪 榊 本 柴 中 股 原 間 田 津 喜 卓 崇 徹 靖 蔵 郎 男 夫	秋 北 笠 土 知 村 井 田 和 忠 盛 勇 憲 彦 男	浜 杉 佐 秀 山 野 和 英 真 一 已
及 羽 山 高 川 田 崎 橋 昭 忠 源 守 二 義 三 雄	安 佐 松 水 藤 藤 家 原 章 義 里 敏 博 行 明 博	
瀧 村 澤 山 國 芳 雄 朗	萩 松 原 永 平 涉	山 浅 本 香 和 恒 敏 久

中央大学法曹会30周年記念祝賀会

収支決算報告書

昭和56年12月31日

収 入 の 部		支 出 の 部	
摘 要	金 額 (円)	摘 要	金 額 (円)
祝賀会費・寄附金 (別紙一覧表)	6,070,000	赤坂プリンスホテル使用料	3,254,100
		洋酒代	138,500
		講演謝礼	100,000
		会員名簿作成費	1,200,000
		お知らせ等各種印刷代	206,290
		式次第等印刷代	88,700
		郵券代 (@60×400枚)	24,000
		用紙 (コピー代)	15,000
		30周年特別号引当	1,000,000
		写真代	38,165
		残	5,245
合 計	6,070,000	合 計	6,070,000

祝賀会費・寄附金 入金状況一覧表

	顧問・参与		常任幹事		幹 事		一般会員		合 計	
	人数	金 額	人数	金 額	人数	金 額	人数	金 額	人数	金 額
東 弁	9	265,000	19	610,000	57	1,220,000	90	900,000	175	2,995,000
一 弁	10	245,000	10	300,000	26	480,000	20	210,000	66	1,235,000
二 弁	6	155,000	10	300,000	24	500,000	23	230,000	63	1,185,000
裁 判 所	0	0	2	60,000	1	30,000	3	30,000	6	120,000
検 察 庁	0	0	2	50,000	1	10,000	1	10,000	4	70,000
公 証 人	1	10,000	0	0	0	0	2	20,000	3	30,000
当日招待 者寄附									24	435,000
合 計	26	675,000	43	1,320,000	109	2,240,000	139	1,400,000	341	6,070,000

〳關係諸規定〳

学校法人中央大学基本規定（寄附行為）

（規程第一号）

目次

第一章	總則（第一条—第三条）
第二章	總長（第四条—第九条）
第三章	役員及び顧問（第十条—第二十二條）
第四章	理事会（第二十三條—第二十五條）
第五章	評議員会（第二十六條—第三十四條）
第六章	資産及び會計（第三十五條—第四十一條）
第七章	収益事業（第四十二條—第四十三條）
第八章	基本規定（寄附行為）の変更（第四十四條）
第九章	合併及び解散（第四十五條—第四十六條）
第十章	公告（第四十七條）
附則	

第一章 總則

（名称）

第一条 この法人は、学校法人中央大学と称する。

（事務所の所在地）

第二条 この法人は、事務所を東京都八王子市東中野七四二番一に置く。

（目的）

第三条 この法人は、教育と研究とを行わせるため、次に掲げる学校及び研究所を設置する。

一 中央大学

大 学	院	法学研究科・経済学研究科・商学研究科・理工学研究科・文学研究科
		法学部一部 法律学科・政治学科
		法学部二部 法律学科・政治学科
		法学部通信教育課程
		経済学部一部 経済学科・産業経済学科・国際経済学科
		経済学部二部 経済学科・産業経済学科・国際経済学科
		商学部一部 経営学科・会計学科・商業・貿易学科
		商学部二部 経営学科・会計学科・商業・貿易学科
		理工学部一部 数学科・物理学科・土木工学科・精密機械工学科・電気工学科・工業化学科・管理工学科
		理工学部二部 物理学科・土木工学科・精密機械工学科・電気工学科・工業化学科・管理工学科

文学部一部 文学科・史学科・哲学科

文学部二部 文学科

二 中央大学高等学校 定時制課程 普通科・商業科

三 中央大学杉並高等学校 全日制課程 普通科

四 中央大学杉並中学校

五 中央大学附属高等学校 全日制課程 普通科

六 日本比較法研究所

七 中央大学経理研究所

八 中央大学経済研究所

2 この法人は、私立学校法第二十六条の規定による事業を行う。

第二章 総長

(総長)

第四条 この法人に総長を置く。

2 総長は、この法人の設置する学校その他学術研究機関を総括統理する。

3 総長の任期は、三年とする。ただし、任期満了の後においても後任の総長が就任するまでは、その職務を行う。

(総長の選任)

第五条 総長は、次に掲げる者で組織する委員会の選考した者について、理事会が選任する。

- 一 学長、研究所長及び高等学校長
- 二 学部長及び各学部教授会で互選した者各三人
- 三 理事会で互選した者五人

四 評議員会で互選した者若干人

五 事務局長及び主事以上の職員から互選した者二人

2 前項第四号に定める委員の員数は、第三号の員数と合算して第一号、第二号及び第五号の員数の合計と同数とする。

(総長の選考委員会)

第六条 前条の選考委員会は、理事長が招集する。

2 委員会は、委員の互選により、委員長を定める。

3 委員会は、委員の三分の二以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

4 委員会の議事は、出席委員の三分の二以上の多数で決定する。

(総長の職務代行)

第七条 総長に事故があるとき、又は総長が欠けたときは、理事会が、その職務を代行する者を定める。

(教学審議会)

第八条 総長の諮問機関として、教学審議会を置く。

2 教学審議会に関する規則は、別に定める。

(教学審議会への諮問)

第九条 総長は、学校その他学術研究機関に関する規則の制定又は改廃並びに重要な学術研究機関の設置又は改廃について、教学審議会に諮問しなければならない。

第三章 役員及び顧問

(役員)

第十条 この法人に理事及び監事を置く。

2 理事及び監事の定数は次のとおりとする。ただし、第十二条に定める職務上の理事は、定数外とする。

- 一 理事 十二人以上十七人以内
- 二 監事 二人以上三人以内

(理事の選任)

第十一条 理事は、評議員会の議決によって評議員その他の者から選任する。この場合において、各学部教授会が推薦する教授各一人を理事に選任するものとする。

(職務上の理事)

第十二条 総長、学長及び事務局長は、前条の規定にかかわらず、その在任中理事となるものとする。

2 学長の職務、任期及び選任等に関する規則は、別に定める。

(理事長)

第十三条 理事長は、選任理事のうちから理事会が選任する。

2 前項の規定にかかわらず、総長たる理事を理事長に選任することができる。

3 前二項の規定にかかわらず、学長たる理事を理事長に選任することはできない。

4 理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、理事の互選によって、その職務を代行する者を定める。

(事業理事及び常任理事の選任)

第十四条 理事の互選によって、事業理事一人及び常任理事若干人を定める。

(監事の選任)

第十五条 監事は評議員会の議決によって、評議員その他の者から選任する。

2 監事の互選によって、常任監事一人を置くことができる。

(任期)

第十六条 役員（職務上の理事を除く。）の任期は、三年とする。ただし、補欠又は補充によって役員となる者の任期は、現任役員の残任期間とする。

2 役員は、任期満了の後においても、次期役員が就任するまでは、その職務を行う。

3 やむを得ない理由があるときは、評議員会は、評議員の三分の二以上の同意を得て、役員（職務上の理事を除く。）を解任することができる。

(理事長及び理事の職務権限)

第十七条 理事長は、この法人の業務を統理し、この法人を代表する。

2 理事は、理事会を組織し、その議決について責任を負う。（総長たる理事の代表権）

第十八条 総長たる理事は、第四条第二項に規定する事項について、この法人を代表することができる。

(事業理事の職務権限)

第十九条 事業理事は、この法人の行う収益事業に関する事務を処理し、これについて法人を代表することができる。

(常任理事の職務権限)

第二十条 常任理事は、理事長を補佐し、その担任事務を処理する。

2 常任理事は、理事会が必要と認めたときは、特定の事項について、この法人を代表することができる。

(監事の職務権限)

第二十一条 監事は、この法人の財産の状況及び理事の業務執行の状況を監査する。

2 監事は、理事会に出席して意見を述べることができる。

(顧問)

第二十二条 この法人に顧問を置くことができる。

2 顧問は、理事長が評議員会の同意を得て委嘱する。

第四章 理事会

(理事会)

第二十三条 理事会は、理事長が招集する。ただし、理事長は、理事総数の二分の一以上から会議に付すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から七日以内に、これを招集しなければならない。

2 理事会の議長には、理事長が当たる。理事長に故障があるときは、常任理事の互選によって議長を定める。

3 学部長、大学院研究科委員長、図書館長、学生部長、通信教育部長、研究所長、電子計算機センター所長、保健センター所長及び高等学校長は、必要に応じ、理事長の承認を得て理事会に出席し、その所管事項について意見を述べることができる。

(理事会の議事)

第二十四条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決をすることができない。

2 理事会の議事は、出席理事の過半数によって決定する。

3 理事の意見が可否同数のときは、理事長の決するところによる。

4 議事に関する記録は、理事長が署名し、事務局長が保管する。

(理事会の権限)

第二十五条 理事会は、この法人の一切の業務を決定する。

ただし、常務の執行については、理事長が常任理事と協議して決定する。

第五章 評議員会

(評議員会)

第二十六条 評議員会は、選任評議員及び職務上評議員で組織する。

(選任評議員の数及び被選資格)

第二十七条 選任評議員は、その定数を二百人以内とし、この法人の学員中、二十五歳以上の者から選任する。

2 次に掲げる者をこの法人の学員とする。

一 この法人の設置する大学の卒業生及び大学院の修了者

二 この法人の専任教職員

三 この法人の設置する学校の前身たる学校（英吉利法律学校、東京法学院、東京法学院大学及び中央大学予科・

専門部・工業専門学校)の卒業者

四 財団法人中央大学から学員として推薦された者

五 学校法人中央大学評議員会において学員として議決した者

六 この法人に功労又は特別の縁故あるものとして学員会又は評議員二十人以上の推薦により、理事会において学員として議決した者

(評議員の選任)

第二十八条 選任評議員は、次に掲げる者で組織する選考委員会の選考した候補者について、評議員会が選任する。ただし、任期満了となる評議員は、この選任の議決に加わることはできない。

一 理事の互選による者三人

二 学部長及び各学部教授会で選任した教授各一人

三 事務局長及び評議員たる事務職員で互選した者二人

四 評議員会議長

五 前各号に規定する者及び職務上の評議員を除く残留評議員で互選した者若干人

2 前項第五号に定める委員の数は、第一号の員数と合算して第二号及び第三号の員数と同数とする。

3 選考委員会は、評議員会議長が招集する。

(職務上評議員)

第二十九条 この法人の役員、顧問、学部長、図書館長、学生部長、通信教育部長、研究所長、高等学校長及び事務局

長は、その在任中評議員となるものとする。

(評議員の任期)

第三十条 選任評議員の任期は、四年とする。

2 補欠評議員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 補充評議員の任期は、そのつど、評議員会において定める。

4 選任評議員の解任については、第十六条第三項を準用する。

(議長及び副議長)

第三十一条 評議員会に議長及び副議長各一人を置く。

2 議長及び副議長は、評議員会において選任する。

3 議長及び副議長の任期は、各二年とする。ただし、補欠の議長及び副議長の任期は、前任者の残任期間とする。

4 議長及び副議長は、理事会に出席して、意見を述べることが出来る。

(会議)

第三十二条 評議員会は、理事長が招集する。招集状には、議題を明記しなければならない。

2 理事長は、評議員総数の三分の一以上の者から、会議に付すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から二十日以内に、これを招集しなければならない。

3 評議員会は、評議員の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決をすることができない。

4 評議員会の議事は、別段の規定がある場合のほか、出席評議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 評議員は、他の評議員に委任して表決することができる。委任した評議員は、評議員会に出席した者とみなす。

6 会議に関する記録は、議長及び議長の指名した評議員二人が署名し、事務局長が保管する。

(議決事項)

第三十三条 次に掲げる事項については、評議員会の議決を経なければならない。

一 予算、決算、借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）及び重要な資産の処分に關する事項

二 基本規定（寄附行為）の変更

三 この法人の業務に関する重要な規定の制定又は改廃

四 合併

五 私立学校法第五十条第一項第一号及び第三号に掲げる事由による解散

六 残余財産の処分に関する事項

(委員会)

第三十四条 評議員会は、その権限に属する事項を審議させるため、委員会を設けることができる。

2 委員会に関する規則は、別に定める。

第六章 資産及び会計

(資産)

第三十五条 この法人の資産は、現有の固定資産及び流動資産とする。

2 次の各号に掲げる収入は、すべてこの法人の資産とする。

一 資産から生ずる果実

二 学生生徒等納付金及び手数料

三 寄附

四 補助金

五 収益事業から生ずる利益金

六 その他の収入

(計算基準)

第三十六条 この法人の会計は、学校の経営に関する会計（以下「学校会計」という。）と収益事業に関する会計に分け、学校会計は、文部大臣の定める学校法人会計基準の定めるところにより処理しなければならない。

2 収益事業に関する会計は、公正な会計慣行に基づいて処理しなければならない。

(資産処分の制限)

第三十七条 基本金に属する重要な固定資産の処分は、評議員会において出席評議員の三分の二以上の同意を得なければならない。

(予算)

第三十八条 この法人の予算は、毎会計年度開始前に、評議員会の議決を経なければならない。

2 学校会計の予算は、総合、各学校及び経理研究所（講座部）

の予算に区分しなければならない。

3 収益事業に関する予算については、予定貸借対照表及び予定損益計算書を作成しなければならない。

（決算）

第三十九条 この法人の決算は、毎会計年度の終了後二カ月

以内に、監事の意見書及び公認会計士又は監査法人の監査報告書を添えて、評議員会の承認を求めなければならない。

（財務諸表の備置）

第四十条 この法人の作成する財務諸表は、監事の意見書及び公認会計士又は監査法人の監査報告書とともに、常に事務所に備えておかなければならない。

（会計年度）

第四十一条 この法人の会計年度は、四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

第七章 収益事業

（種類）

第四十二条 この法人が行う第三条第二項の事業は、出版業並びに生命保険の募集及び生命保険契約締結の媒介に関する業務とする。

（利益金の処理）

第四十三条 収益事業に関する会計の利益金は、積立金として積み立てるほか、学校会計に繰り入れることができる。

第八章 基本規定（寄附行為）の変更

（議決の方法）

第四十四条 この基本規定（寄附行為）の変更は、評議員会において出席評議員の三分の二以上の同意を得なければならない。

第九章 合併及び解散

（議決の方法）

第四十五条 この法人の合併及び解散の議決については前条の規定を準用する。

（残余財産の帰属）

第四十六条 この法人が解散した場合における残余財産の帰属者は、他の学校法人その他教育事業を行う者のうちから選定する。

第十章 公告

（公告）

第四十七条 この法人が、法令によってする公告は、事務所の掲示場に掲示して、行う。

附則

この基本規定（寄附行為）は、所轄庁の認可を受けた日（昭和二十九年三月一日）から施行する

附則

この基本規定（寄附行為）は、昭和三十七年四月一日から施行する。

附則

（施行期日）

1 この基本規定（寄附行為）は、昭和三十七年十月八日から施行する。

（経過措置）

2 この基本規定（寄附行為）施行の際、現に在任する総長、役員、評議員、評議員会議長及び同副議長は、その任期中、それぞれこの基本規定（寄附行為）により選任された者とみなす。

附 則

この基本規定（寄附行為）は、昭和三十八年四月一日から施行する。

附 則

この基本規定（寄附行為）は、昭和三十九年六月二十六日から施行する。

附 則（規程第四百二十五号）

この基本規定（寄附行為）は、所轄庁の認可を受けた日（昭和五十一年十二月十六日）から施行する。

附 則（規程第四百二十六号）

この基本規定（寄附行為）は、評議員会の議決を経た日（昭和五十二年三月二十一日）から施行する。

附 則（規程第四百九十二号）

この基本規定（寄附行為）は、所轄庁の認可を受けた日（昭和五十三年四月一日）から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この基本規定（寄附行為）は、所轄庁の認可を受けた日（昭和五十三年九月二十七日）から施行する。

（経過措置）

2 この基本規定（寄附行為）施行の際、現に在任する総長、役員、評議員、評議員会議長及び同副議長は、その任期中、それぞれこの基本規定（寄附行為）により選任された者とみなす。

3 この基本規定（寄附行為）施行の際、現に在任する顧問

は、この基本規定（寄附行為）により委嘱された者とみなす。

施行 昭和二六・三・八

改 二 昭和二七・七・二一

中央大学学員会会則

(名称)

第一条 本会は、中央大学学員会と称する。

(目的)

第二条 本会は、学員相互の親睦をはかり、常に学員の健全な与論を結集して母校中央大学の興隆に寄与することを目的とする。

(事業)

第三条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- 一 会報の発行
- 二 学員会館の管理運営
- 三 奨学援助および学術研究に対する助成
- 四 各種研究会、見学会および講演会の開催
- 五 学員名簿の編纂
- 六 その他必要と認める事業

(資格)

第四条 本会は、学校法人中央大学基本規定（寄附行為）に定める学員をもって組織する。

(本部および支部)

第五条 本会の本部は、東京都千代田区神田駿河台三丁目十一番地におく。

2 本会は、別に定める規程に基づき、支部を設けることができる。

3 前項の支部の設置については、幹事会の議を経て、会長が承認する。

(役員)

第六条 本会に、会長一名、副会長七名以内、幹事七十名以内、会計監事五名以内、協議員六百名以内をおく。

2 本会に、二十名以内の常任幹事をおく。

3 会長、副会長、幹事、会計監事および支部長は、その在任中協議員の地位につき、第一項に定める数の制限を受けない。

(役員の任期)

第七条 役員の任期は、すべて二年とする。

2 補欠、補充または増員によって選任された役員の任期は、現任役員の残任期間と同一とする。

(役員の職務権限)

第八条 会長は、本会を代表し、会務を掌理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、あらかじめ定めた順位によりその職務を代行する。

3 常任幹事、幹事および協議員は、それぞれ常任幹事会、幹事会および協議員会において、おのおの所定の職務を行

う。

4 会計監事は、本会の会計を監査する。

5 会計監事は、常任幹事会および幹事会に出席し、意見を述べることができる。

(役員の選任)

第九条 会長、副会長、幹事および会計監事は、協議員会において選任する。

2 協議員は、総会において選任する。

3 前二項の選任方法は、協議員会および総会において定める。

4 常任幹事は幹事の互選による。

(顧問および参与)

第十条 本会に、顧問および参与をおくことができる。

2 顧問は、本会の会長に在任した者とし、会長が委嘱する。

3 参与は、本会の発展に功労があったと認められる者のうちから、幹事会の議を経て会長が委嘱する。

4 顧問および参与は、協議員会および幹事会に出席して意見を述べることができる。

(総会)

第十一条 総会は、定時総会と臨時総会とする。

2 定時総会は、毎年三月に会長が幹事会の議を経て招集する。

3 会長が必要と認めたときは、幹事会の議を経て臨時総会を招集することができる。

4 総会の招集は、会日の二週間前に学員に周知させる方法により行う。

5 総会の議事は、その都度選任された議長および副議長各一名により行う。

6 総会は、協議員の選任その他本会の重要な事項を審議する。

(協議員会)

第十二条 協議員会は、定時協議員会と臨時協議員会とする。

2 定時協議員会は、毎年三月に会長が幹事会の議を経て招集する。

3 会長が必要と認めたときは、幹事会の議を経て臨時に協議員会を招集することができる。

4 協議員百名以上が連署をもって会議の目的たる事項を示して協議員会の招集を請求したときは、会長は遅滞なくこれを招集しなければならない。

5 前三項の招集は、会日の二週間前に通知をもって行う。

6 協議員会の議事は、その都度選任された議長および副議長各一名により行う。

7 協議員会は、次の事項を審議する。

一 会長、副会長、幹事、会計監事の選任

二 予算、決算の承認

三 会則の改正、規程の制定改廃

四 その他本会の重要な事項

8 協議員会は、協議員の四分の一以上の出席がなければ、

議事を開き議決することができない。

- 9 協議員会の議事は、特別の定めある場合を除いては出席協議員の過半数でこれを決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

- 10 協議員は書面により、出席協議員に委任してその権限を行うことができる。

(幹事会)

- 第十三条 幹事会は、必要に応じて会長が招集する。

- 2 幹事会は、会長が議長となり学員の推薦、規則、細則の制定改廃その他本会の運営上必要な事項を審議する。

(常任幹事会)

- 第十四条 常任幹事会は、必要に応じて会長が招集する。

- 2 常任幹事会は、会長が議長となり、本会の運営上必要な企画、立案等の事項を審議する。

(委員会)

- 第十五条 本会は、必要に応じ幹事会の議を経て委員会をおくことができる。

- 2 委員会の組織、権限、運営等に関する事項は、幹事会において定める。

(奨学会の設置)

- 第十六条 第三条第三号に定める事業を行うため財団法人白門奨学会を設置する。

- 2 この法人は、学員会の管理に属し、その運営は、寄附行為の定めるところによる。

(学校法人中央大学評議員候補者の選出)

- 第十七条 本会は、別に定める規程により、協議員会の議を経て学校法人中央大学評議員の候補者を選出する。

(本会の経費)

- 第十八条 本会の経費は、会費、寄附金、事業収入および補助金をもってあてる。

(会費)

- 第十九条 会費は、金二万円とし、第四条により学員となつたときに全額を納入するものとする。ただし、特別の事情ある者は、別に定める規程により分割納入することができる。

(会計年度)

- 第二十条 本会の会計年度は、毎年一月一日から十二月三十一日までとする。

(会則の改正)

- 第二十一条 この会則の改正は、協議員会において、出席協議員の三分の二以上の議決を経なければならない。

(事務局)

- 第二十二条 本会に、事務局をおく。
- 2 事務局に関する規程は、別に定める。

附 則

(改正会則の発効)

- この会則は、協議員会において議決されたときから効力を

生ずる。

(旧役員の任期)

2 旧会則により選任された役員は、この会則の発効と同時に退任する。ただし、この会則による役員が選任されるまでのおおのその職務を行う。

(この会則により選任された役員の任期)

3 この会則により、最初に選任された会長、副会長、幹事および会計監事の任期は、第七条第一項の規定にかかわらず、昭和五十四年三月末日までとする。

4 この会則により、最初に選任された協議員の任期は、第七条第一項の規定にかかわらず、昭和五十四年五月末日までとする。

(参与の委嘱)

5 旧会則により委嘱され、現に在任する参与は、第十条第三項により委嘱されたものと見做す。

(旧会則による会費完納者の取扱い)

6 この会則の発効日の前日までに旧会則に定める会費を完納した者は、第十九条に定める会費を完納したものと見做す。

(旧会則による分割納入者の取扱い)

7 旧会則第十五条ただし書きにより会費の分割納入を継続している者の会費は、第十九条の規定にかかわらず一万五千円とする。ただし、昭和五十二年十二月末日までにその残額を完納しなければならない。

(昭和五十二年度の会計年度)

8 昭和五十二年度の会計年度は、第二十条の規程にかかわらず、昭和五十二年四月一日から同年十二月三十一日までとする。

附 則

(昭和五十二年五月十二日施行)

(経過規程)

第十六条の規定は、財団法人白門奨学会の設立が許可されるまでの間なお旧十六条の定めるところによる。

財団法人 白門奨学会寄付行為

等一章 総 則

(名称)

第一条 この法人は、財団法人白門奨学会という。

(事務所)

第二条 この法人は、事務所を東京都千代田区神田駿河台三丁目二一番地中央大学会館内に置く。

第二章 目的及び事業

(目的)

第三条 この法人は、東京都で高等教育を受ける学生のうち、学業・人物ともに優秀かつ健康であつて、経済的理由により修学が困難な者に対し、奨学援助を行い、もつて社会有用の人材を育成することを目的とする。

(事業)

第四条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

一 学資金の貸与又は給付

二 その他前条の目的を達成するために必要な事業

第三章 資産及び会計

(資産)

第五条 この法人の資産は、次のとおりとする。

一 この法人設立当初中央大学学会の寄付に係る別紙財

産目録記載の財産

二 資産から生ずる果実

三 事業に伴う収入

四 返還金

五 寄付金品

六 その他の収入

(資産の種類)

第六条 この法人の資産を分けて基本財産及び運用財産の二種類とする。

2 基本財産は、別紙財産目録のうち基本財産の部に記載する資産及び将来基本財産に編入される資産で構成する。

3 運用財産は、基本財産以外の資産とする。

4 寄付金品であつて、寄付者の指定あるものは、その指定に従う。

(資産の管理)

第七条 この法人の基本財産のうち現金は、理事会の議決に基づいて、確実な有価証券を購入するか、定期郵便貯金とするか、確実な信託銀行に信託するか、又は定期預金として理事長が保管する。

(基本財産の処分の制限)

第八条 基本財産は、処分し、または担保に供してはならな

い。ただし、この法人の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会において理事現在数の三分の二以上の議決を経、かつ、東京都教育委員会の承認を受けて、その一部に限り処分し、又は担保に供することができる。

(経費の支弁)

第九条 この法人の事業遂行に要する費用は、資産から生ずる果実、事業に伴う収入及び返還金等運用財産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第一〇条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、毎会計年度開始前に、理事長が編成し、理事会において理事現在数の三分の二以上の議決を経て、東京都教育委員会に届け出なければならない。

2 事業計画及び収支予算を変更した場合も同様とする。

(事業報告、決算及び剰余金の処分)

第一条 この法人の決算は、理事長が作成し、財産目録、事業報告書及び財産増減理由書とともに、監事の意見を付け、理事会において理事現在数の三分の二以上の承認を受けて、毎会計年度終了後三カ月以内に東京都教育委員会に報告しなければならない。

2 この法人の決算は剰余金があるときは、理事会の決議を経て、その一部又は全部を基本財産に編入し、又は翌年度に繰り越すものとする。

(借入金)

第二条 借入金(その会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。)をしようとするときは、理事会において理事現在数の三分の二以上の議決を経、かつ、東京都教育委員会の承認を受けなければならない。

(会計年度)

第三条 この法人の会計年度は、毎年四月一日に始まり、翌月三月三一日に終わる。

第四章 役員、評議員、顧問及び職員

(役員定数)

第十四条 この法人には、次の役員を置く。

理事 八人以上一三人以内

監事 二人以上三人以内

(役員の選任)

第十五条 理事及び監事は、評議員会でこれを選任し、理事は、互選で理事長一人、及び常務理事二人を定める。

2 理事の選任に当たっては、理事の一人及びその親族その他特殊の関係にある者の数が理事総数の三分の一を超えて含まれることになってはならない。

3 監事は、この法人の理事(その親族その他特殊の関係にある者を含む。)及び職員以外の者のうちから評議員会において選任する。

4 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(理事長の職務及び職務代行者等)

第十六条 理事長は、この法人の事務を総理し、この法人を

代表する。

2 理事長に事故があるとき、又は欠けたときは、理事長があらかじめ指名した常務理事がその職務を代行する。

3 常務理事は、理事長を補佐し、理事会の決議に基づき日常の事務に従事する。

(理事の職務)

第一七条 理事は、理事会を組織し、この法人の業務を議決し執行する。

(監事の職務)

第一八条 監事は、この法人の業務及び財産に関し、次の各号に規定する業務を行う。

一 法人の財産の状況を監査すること。

二 理事の業務執行の状況を監査すること。

三 財産の状況又は業務の執行について不正の事実を発見したときは、これを理事会、評議員会及び東京都教育委員会に報告すること。

四 前号の報告をするため必要があるときは、理事会又は評議員会を招集すること。

(役員の任期及び解任)

第一九条 この法人の役員の任期は、二年とする。ただし、再任を妨げない。

3 補欠又は増員による役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

3 役員は、その任期満了後でも、後任者が就任するまでは

なおその職務を行う。

4 役員は、この法人の役員としてふさわしくない行為のあった場合又は心身の故障のため、職務の執行にたえないと認められる場合には、その任期中であっても、評議員会及び理事会において理事現在数の三分の二以上の議決を経てこれを解任することができる。

(役員の報酬)

第二〇条 役員は、有給とすることができる。

(評議員定数、選任、任期及び解任)

第二一条 この法人には、評議員二十人以上二十五人以内を置く。

2 評議員は、理事会で選任し、理事長が委嘱する。

3 評議員には第一五条二項及び第一九条の規定を準用する。
この場合において、「役員」とあるのは「評議員」と読み替えるものとする。

(評議員の職務)

第二二条 評議員は、評議員会を組織し、この寄付行為に定める事項のほか、理事会の諮問に応じ、理事長に対し、必要と認める事項について助言する。

(顧問)

第二三条 この法人に、顧問若干人を置くことができる。

2 顧問は、理事会の議を経て理事長が委嘱する。

3 顧問の任期は、二年とする。

4 顧問は、理事長の諮問に応じ、又は理事長に対し必要と

認める事項につき、意見を述べることができる。

(職員)

第二四条 この法人の事務を処理するため職員を置く。

2 職員は、理事長が任免する。

3 職員は、有給とすることができる。

第五章 会 議

(理事会の招集)

第二五条 理事会は、毎年二回理事長が招集する。ただし、

理事長が必要と認めた場合、又は理事現在数の三分の一以上から会議の目的事項を示して請求のあったとき、臨時理事会を招集しなければならない。

2 理事会を招集するには、各理事に対し、会議の目的たる事項、日時及び場所を示して、会議の五日前までに到着するように、文書をもって通知しなければならない。

3 理事会の議長は、理事長とする。

(理事会の定足数)

第二六条 理事会は、理事現在数の三分の二以上出席しなければ議事を開き、議決することができない。

2 理事会の議事は、この寄付行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、当該議事について、あらかじめ書面をもって表決し、または他の出席理事に表決を委任することができる。この場合、

前二項の規定の適用については、出席したものとみなす。

(諮問事項)

第二七条 次に掲げる事項については、理事会は、あらかじめ評議員会の意見を聞かなければならない。

一 事業計画及び収支予算についての事項

二 事業報告及び収支決算についての事項

三 不動産の買入れ、又は基本財産の一部処分若しくは担保提供についての事項

四 長期借入金についての事項

五 奨学金貸与規程、及び選考委員会規程の変更に關する事項

六 その他この法人の業務に關する重要事項で理事長が必要と認めた事項

2 前二条の規定は、評議員会に準用する。この場合において、「理事会」とあるのは「評議員会」と、「理事」とあるのは「評議員」とそれぞれ読み替えるものとする。

3 評議員会の議長は、評議員中より互選する。

(議事録)

第二八条 理事会の議事について、議長は次の各号に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

一 開会の日時及び場所

二 理事の現在数

三 会議に出席した理事の氏名

四 委任状を提出した理事の氏名

五 議決事項

六 議事の経過の要旨及び発言者の発言要旨

- 2 議事録には、議長及び出席理事のなからその会議において選出された議事録署名人二人以上が、署名しなければならない。

- 3 前二項の規定は、評議員会に準用する。この場合において、「理事会」とあるのは「評議員会」と、「理事」とあるのは「評議員」とそれぞれ読み替えるものとする。

第六章 選考委員会

(選考委員会)

- 第二九条 この法人には、第四条第一号の事業の対象となる者を選考するため、選考委員会を置く。

(委員)

- 第三〇条 選考委員会は、八人以上一〇人以内の委員をもって組織する。

- 2 委員は、学識経験のある者のうちから、理事会で選出し、理事長が委嘱する。

- 3 選考委員の任期は、二年とする、ただし、再任を妨げない。

- 4 委員のうちには、この法人の役員及び評議員が三名を超えて含まれることにならない。

第七章 寄付行為の変更及び解散

(寄付行為の変更)

- 第三一条 この寄付行為は、理事及び評議員の現在数の三分の二以上の同意を経、かつ、東京都教育委員会の認可を受

けなければ変更することができない。

(解散)

- 第三二条 この法人の解散は、理事及び評議員の現在数の四分の三以上の同意を経、かつ、東京都教育委員会の許可を受けなければならない。

(残余財産の処分)

- 第三三条 この法人の解散に伴う残余財産は、理事及び評議員の現在数の四分の三以上の同意を経、かつ、東京都教育委員会の許可を受けて、国若しくは地方公共団体又はこの法人と類似の目的を有する公益法人に寄付するものとする。

第八章 補 則

(細則)

- 第三四条 この寄付行為施行についての細則は、理事会の議決を経て別に定める。ただし、財団法人白門奨学会貸与規程を制定し、または変更しようとするときは、東京都教育委員会の承認を受けなければならない。

付 則

(施行期日)

- 1 この法人の寄付行為は、東京都教育委員会の設立許可の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この法人の当初の会計年度は、第一三条の規定にかかわらず、設立許可の日から昭和 年 月 日までとする。
- 3 この法人の設立当初の役員は、第一五条の規定にかかわ

らず、次のとおりとし、その任期は、第一九条第一項の規定にかかわらず設立許可の日から、昭和五五年四月三〇日までとする。

理事	理事(理事長)	谷村 唯一郎
理事	理事(常務理事)	亀井 幸次
理事	理事(常務理事)	高木 友之助
理事		臼田 義弘
理事		小野 三郎
理事		日下 文雄
理事		久保田 栄
理事		清永 睦
理事		堂野 達也
理事		長谷川 広
理事		水野 富久司
理事		村上 茂利
理事		本島 寛
監事		小川 浩八郎
監事		斉藤 清秀
監事		鈴木 秀雄

(五十音順)

中央大学法曹会則

(制定昭四四・五・一七、改正五五・五・二七)

第一条 本会は中央大学法曹会と称し、中央大学学会の支部とする。

本会の事務所を東京都千代田区内に置く。

第二条 本会は会員相互の親睦をはかるとともに、中央大学の興隆と司法の発展に寄与することを目的とする。

第三条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

一、中央大学の健全な運営に協力し、意見を具申すること

二、会報及び会員名簿の発行

三、研究会、講演会及び座談会の開催

四、その他必要と認める事業

第四条 本会は中央大学学员で東京都内に住所又は勤務場所を有する法曹並びに本会の趣旨に賛同する中央大学学员たる法曹をもって組織する。

幹事長は、本会の趣旨に賛同して会員になろうとする者の申出を受けたときは、常任幹事会の議を経て右の者を会員とするものとする。

第五条 本会に次の役員を置く。

- 一、幹事長 一名
- 二、副幹事長 五名
- 三、常任幹事 五〇名以内
- 四、幹事 二百名以内

五、会計監事 三名以内

第六条 幹事及び会計監事は総会において選任する。但し、幹事は別に定める規程により選出した候補者の中から選任するものとする。

幹事長、副幹事長及び常任幹事はいずれも幹事の互選による。

第七条 役員の任期はすべて二年とする。但し再任を妨げない。

補欠、補充又は増員によって選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

第八条 本会に顧問及び参与を置くことができる。

顧問及び参与は総会の議を経てこれを委嘱する。顧問及び参与は本会の管理運営につき随時その諮問に応えるほか幹事会または常任幹事会に出席して意見を述べることができる。

第九条 幹事長は本会を代表し会務を掌理し、中央大学学会の支部長となる。

副幹事長は幹事長を補佐し、幹事長に事故あるときは予め定めた順序によりその職務を代行する。幹事及び常任幹事はそれぞれ幹事会及び常任幹事会を構成し、おのおの所定の職務を行うものとする。

会計監事は、本会の会計を監査するものとし、常任幹事会及び幹事会に出席し、意見を述べることができる。

第十条 総会は定時と臨時とに分ち、定時総会は毎年五月中に幹事長がこれを召集する。

幹事長が必要ありと認めたときは臨時総会を召集することができる。

幹事長は、百名以上の会員が別に定める規程により会議の目的たる事項を示して臨時総会の召集を請求したときは、遅滞なく、これを召集しなければならない。

総会においては幹事長が議長となる。

総会の議事は出席会員の過半数によって決する。

第十一条 幹事会は年二回以上幹事長の召集によりこれを開く。

幹事長は、幹事十五名以上の連署による請求を受けたときは、遅滞なく、幹事会を召集しなければならない。

幹事会においては幹事長が議長となり、本会の運営上重要な事項及び本会の会員を中央大学の理事、監事、評議員その他の役職員並びに中央大学学員会の役員の各候補者に推せんする事項を議決する。

第十二条 常任幹事会は幹事長、副幹事長、常任幹事をもって組織し、年四回以上幹事長の召集によりこれを開く。

幹事長は、常任幹事五名以上の連署による請求を受けたときは、遅滞なく、常任幹事会を召集しなければならない。

常任幹事会においては幹事長が議長となり、本会の常務及び

運営上必要な一切の事項を協議決定する。

第十三条 本会は必要に応じ、幹事会の議を経て、委員会をおくことができる。

委員会の組織、権限、運営に関する事項は幹事会においてこれを定める。

第十四条 本会の経費は会費、寄附金及びその他の収入をもつて支弁する。

会費は幹事会の議を経て別に定める。

第十五条 本会の会計年度は毎年四月一日より翌年三月三十一日までとする。

予算及び決算は幹事会の議を経て、総会の承認を得なければならない。

第十六条 本会則は総会において出席会員の三分の二以上の同意を得て、改正することができる。

附 則

本会則は昭和四四年五月一七日から施行する。

従前の本会規約は同日廃止する。

この会則施行の際現に顧問である者はこの会則により委嘱したものとみなす。

附 則

この会則は、昭和五五年六月一日から施行する。

この会則の施行の日に役員である者の任期は、昭和五五年度定時総会の日までとする。

会員の請求による臨時総会招集規程

第一条 この規程は、中央大学法曹会会則第十条第三項による

臨時總會召集に関する事項を定めることを目的とする。

第二条 百名以上の会員が、会則第十条第三項により、臨時總會の召集を請求しようとするときは、連署によるものとする。

第三条 前条の場合において、会員は、臨時總會の開催に必要な経費を、あらかじめ、幹事長に預託しなければならない。
前項の経費は、印刷費、通信費、会場費等幹事長の積算する額によるものとする。

第四条 この規程の改正は会則改正の手続による。

附則

この規程は改正会則施行の日から施行する。

幹事候補者選出規程

第一条 この規程は中央大学法曹会会則第六条による幹事候補者の選出に関する事項を定めることを目的とする。

第二条 幹事候補者は左の各号の区分に従い、各別にその員数を投票又は投票以外の方法により選出するものとする。

- 1 東京弁護士会所属会員中より 八〇名以内
- 2 第一東京弁護士会所属会員中より 三六名以内
- 3 第二東京弁護士会所属会員中より 三六名以内
- 4 都内各裁判所所属会員（判事出身の公証人を含む）中より 二四名以内
- 5 都内各検察庁所属会員（検事出身の

公証人を含む）中より 二四名以内

第三条 削除（昭和五五年六月一日施行）

第四条 この規程に定めない事項につき必要のあるときは幹事会においてこれを決定することができる。

第五条 この規程の改正は会則改正の手続による。

附則

この規程は改正会則施行の日から施行する。

附則

この規程は、昭和五五年六月一日から施行する。

中央大学法曹会事務局規程

第一条 中央大学法曹会事務局に次の職員をおく。

- 1 局長 一名
- 2 次長 五名

第二条 局長及び次長は、幹事会の議を経て幹事長がこれを任免する。

第三条 局長は幹事長の命を受け、事務局一切の事務を処理する。

次長はその担当事務について局長を補助する。

第四条 幹事長は幹事会にはかり、事務処理について、細則を定めることができる。

附則

この規程は、昭昭五五年六月一日より施行する。



あ と が き

中大法曹会創立三〇周年の記念行事施行の組織の一部である記念特集号編集部の総責任者を命じられた私は、堂野達也委員長の指揮の下に、初頭より高橋梅夫編集委員長を中心とする会報編集委員会の協力を得て、企画原稿資料の蒐集編纂さんの業務に従事してきた。この間、母校中央大学並びに学会本部の並々ならぬ御指導、御協力を仰いだことは衷心より感銘に堪えないところである。

我が中大法曹会は昭和二六年に職域第一号の学会支部として結成発展してきたのであるが、「光陰矢の如し」の諺に洩れず早や三〇年の歳月を閲した。その間特筆大書すべき大会を催した経験も少く、会結成、それから発展活動に尽粹された幾多の先輩や資料を喪失したため、現在の歴史を証明すべき資料等の蒐集に多大の混乱と苦難を感じさせられた。しかし谷村唯一郎先生はじめ未だ相当数の功労者が健在で幾多の資料を保存されている関係上、それら価値ある素材や御記憶の御提出を頂いて漸く本記念号を取纏めることができた次第である。

特に本法曹会創立に至る経過・結成・その後における学会に於ける職域第一号として、また、卒業生同志としての結束と活動の実績を更に如実に纏め得なかったことは時間的制約の関係からして甚だ遺憾である。この点今回を以て終了とはせず、昭和六〇年の母校中央大学の創立一〇〇周年記念大事業への奉仕と目途に更に力を結集して会史の探究と挙証に格段の精励をいたすことをお誓い致す次第である。

記念号の内容等については詳細御検討の上御高見をお寄せ下さらば幸甚です。私は編集末期に不慮の事故で入院加療の余儀なきに至りましたため予期に反し充分の貢献をなし得なかったことを深く陳謝いたします。

なお、本特集の編集にご尽力下さいました編集部員の写真を掲載させていただきます。

(記念特集号編集部長 赤坂記)

中大法曹 第七号

昭和五十七年五月五日 印刷
昭和五十七年五月一〇日 発行

(非売品)

発行人

瀧澤國雄

発行所

中央大学法曹会

印刷所

株式会社高千穂印刷所

東京都板橋区向原二一〇一〇
電話(九五六)六五五〇・六五六四